

令和 8 年 度

静岡県中小企業融資制度要綱集

静岡県産業成長促進資金利子補給要綱集

静 岡 県

目 次

1	中小企業事業資金融資制度 要綱	…	1
2	中小企業経営安定資金融資制度 要綱	…	9
3	特別政策資金融資制度 要綱	…	21
4	中小企業融資制度資金 金利一覧表	…	38
5	中小企業融資制度資金 信用保証料率一覧表	…	44
6	県制度融資と信用保証枠	…	48
7	中小企業事業資金融資制度 取扱要領	…	51
8	中小企業経営安定資金融資制度 取扱要領	…	57
9	特別政策資金融資制度 取扱要領	…	63
10	県制度融資 様式	…	79
11	産業成長促進資金 利子補給要綱・取扱要領	…	124
12	産業成長促進資金 様式	…	134
13	関係通知・関係機関連絡先	…	152

県制度融資要綱編

静岡県中小企業事業資金融資制度要綱

第1 趣旨

知事は、県内中小企業者等の経営の安定及び合理化を促進し、中小企業者等の健全な発展に資するため、その事業活動に必要な資金を貸し付けた金融機関に対し、予算の範囲内において、利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

(1) 中小企業者

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「信用保険法」という。）第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げるものをいう。

(2) 小規模企業者

信用保険法第2条第3項に掲げるものをいう。

(3) 組合

信用保険法第2条第1項第3号、第4号及び第7号から第11号までに掲げるものをいう。

(4) 金融機関

中小企業信用保険法施行令第1条の3に掲げるものをいう。

(5) 取扱金融機関

県内に本支店を有する金融機関で、この要綱による資金を取り扱うことに同意したものをいう。

ただし、融資実行後に金融機関の統廃合により、県外の本支店における取扱いとなったときは、この限りではない。

第3 資金の種類

この要綱に基づき融資を行う資金の種類は、経営改善資金及び短期経営改善資金とする。

第4 融資の条件

融資対象者、融資限度額等の融資の条件については、別表のとおりとする。

ただし、次の各号の一に該当する者は、融資を利用することはできない。

- (1) 営業に関し、許認可、免許、登録、届出、指定等を必要とする事業にあつては、許認可等を受けないで営業している者。また、営業前にあつては、許認可等を受ける見込みがない者
- (2) 営業に関し、公序良俗に反する行為又は違法な行為を行っている者
- (3) 静岡県信用保証協会（以下「協会」という。）が行った代位弁済に対する債務の履行が終わらない者
- (4) 県の制度融資を不当に利用した者
- (5) その他知事が適当でないと認めた者

第5 融資の申込

- (1) 融資を受けようとする者は、別表に定める提出書類（以下「申込書類」という。）各1部を、別表に定める申込窓口へ提出して申し込むものとする。
- (2) (1)により申込書類を受領した者は、速やかに審査を行った上、協会の保証を付すものは申込書類を協会に送付し、協会の保証を付さないものは知事に送付するものとする。

第6 保証の承諾、融資のあっせん

- (1) 協会は、取扱金融機関から第5により申込書類の送付を受けた場合は、速やかに審査を行い、適当と認めたときには取扱金融機関に保証の承諾を行うものとし、取扱金融機関以外から申込書類の送付を受けた場合は、速やかに審査を行い、適当と認めたときには取扱金融機関に融資のあっせんを行うものとする。
- (2) 知事は、取扱金融機関から第5により申込書類の送付を受けた場合は、速やかに審査を行い、適当と認めたときには取扱金融機関に融資承認の通知を行うものとし、取扱金融機関以外から申込書類の送付

を受けた場合は、速やかに審査を行い、適当と認めたときには取扱金融機関に融資のあっせんを行うものとする。

第7 融資の実行

- (1) 取扱金融機関は、第6による融資のあっせん等を受けた場合は、速やかに審査を行い、適当と認めたときには融資を行うものとする。
- (2) 取扱金融機関は、(1)により融資を行った場合のうち、協会の保証を付さない場合においては、融資実行後5日以内に、様式第21号により知事に通知するものとする。
- (3) 取扱金融機関は、(1)により融資を行うに当たり、歩積・両建預金を要求してはならない。

第8 融資の拒絶

取扱金融機関は、第6により融資のあっせんを受けた場合において、これを拒絶しようとするときは、様式第28号により知事に報告するものとする。

第9 融資条件の変更等

協会は、取扱金融機関により融資が実行された後、融資期間の延長等当初の融資内容に変更を生じた旨の報告を受けた時は、当該報告内容を知事に報告するものとする。

ただし、協会の保証を付さない融資において、融資条件の変更等が生じた場合は、取扱金融機関が当該変更内容を知事に報告するものとする。

第10 報告

協会及び取扱金融機関は、この要綱による保証又は融資の状況等を別に定めるところにより知事に報告するものとする。

第11 利子補給金の額

利子補給金の額は、資金及び融資条件ごと年度別に区分して算定するものとし、毎年4月1日から9月30日まで（以下「上期」という。）及び10月1日から3月31日まで（以下「下期」という。）の各期間における融資平均残高（計算期間中、各月初残高の合計を6で除して得た金額）に融資実行時における利子補給率及び期間（6/12）を乗じて得た額の合計とする。

なお、協会の債務保証付融資にあつては、前月末の保証債務残高を各月初残高とする。

ただし、令和7年8月1日以降に融資実行されたものについて、中小企業者等が当該融資について期限の利益を喪失した場合は、期限の利益喪失日の属する月の前月末の保証債務残高又は融資残高を各月初残高とする。

第12 利子補給金の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書（様式第22号）
 - イ 所要額計算書（様式第24号）
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第13 交付の条件

次に掲げる事項は、交付を決定する際の条件となるものとする。

- (1) 別表に掲げる事項のうち融資対象者、資金使途、融資限度額、融資利率、融資期間及び償還方法
- (2) 利子補給金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を利子補給金の交付を受けた年度終了後10年間保管しなければならないこと。

第14 実績報告

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 実績報告書（様式第23号）
 - イ 所要額計算書（様式第24号）

(2) 提出期限

毎年上期における貸付金に係るものについては当該年度の10月15日まで、毎年下期における貸付金に係るものについては翌年度の4月15日まで

第15 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書(様式第27号)

(2) 提出期限

利子補給金交付確定通知書受領後10日以内

第16 利子補給金交付手続

第12利子補給金の申請から第15請求の手続までの利子補給金交付手続は、静岡県中小企業経営安定資金融資制度要綱及び静岡県特別政策資金融資制度要綱の利子補給金交付手続と一括して行うものとする。

第17 利子補給金の返還

(1) 知事は、この要綱に基づき融資を受けた者が、次の各号の一に該当したときは、当該融資に対する利子補給金を打ち切り、当該取扱金融機関に対し、既に交付した利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

ア 借入金を借入れの目的以外に使用したとき

イ この要綱又はこの要綱に基づく規定に違反したとき

(2) 知事は、取扱金融機関がこの要綱又はこの要綱に基づく規定に違反したときは、既に交付した利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(3) 取扱金融機関は、(1)(2)に該当する事案が発生した場合は、速やかに知事に報告するものとする。

第18 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

2 静岡県中小企業事業資金融資制度要綱及び静岡県中小企業組織強化資金融資制度要綱(以下「旧要綱」という。)は廃止する。

なお、この要綱の施行前に旧要綱により実行された融資(以下「既往融資」という。)については、資金の預託を除き、なお従前の例による。

3 第11で定める利子補給率について既往融資に係る利子補給率については、融資実行前に取扱金融機関が同意した融資条件表に定める条件に基づき、次の算式により算出したものとする。

$$\frac{\text{融資利率} - \text{預託利率} \times \text{預託割合}}{1 - \text{預託割合}} - \text{融資利率}$$

附 則

この改正は、平成15年3月3日から施行する。

附 則

この改正は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成15年7月7日から施行する。

附 則

この改正は、平成15年9月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成15年12月18日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表中、小口零細企業貸付に係る改正は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証申込受付をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成25年9月20日から施行する。ただし、様式第21号から第26号の改正規定は、平成25年12月27日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成27年4月10日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和元年5月31日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和7年8月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

別表

資金名	融資対象者	資金使途
事業資金 経営改善資金	原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者及び組合であって、常時使用する従業員の数が、100人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者にあつては50人）以下のもの。	事業経営に必要な設備資金、運転資金及び経営改善資金（経営改善資金借換枠を除く）既借入金の借換えに必要な資金（同一資金・貸付の枠内で新たな資金を借り入れて一本化を行う場合に限る。） 〔静岡県中小企業事業資金融資制度取扱要領 参照〕
	（小口零細企業貸付）* 原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる小規模企業者 * 国の小口零細企業保証制度に対応する資金	
	(経営改善資金借換枠) 静岡県中小企業融資制度資金（短期経営改善資金、経営安定資金のうち経済変動対策貸付の信用補完借換枠及び特例保険付き信用保証を利用する資金を除く。）の既融資残高がある中小企業者及び組合であつて、当該資金（以下「県制度融資既借入金」という。）の借換えにより元金月賦償還額の軽減が図れるもの。	(一本化) 県制度融資既借入金の借換えに必要な資金 (新規資金の投入) 事業経営に必要な設備資金、運転資金（新たな資金を借り入れて一本化を行う場合に限る。）
短期経営改善資金	原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者及び組合であつて、常時使用する従業員の数が、50人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者にあつては20人）以下のもの。	仕入れ、決済、賞与等に必要な資金

融資限度額	融資利率及び 利子補給率	融資期間	償還方法	信用保証及び 保証料率	担保及び保証人	提出書類	申込窓口
1企業 5,000万円 (共同施設 1施設 5,000万円)	別に定めるところによる。	10年以内	元金均等月賦償還 又は元利均等月賦償還 ただし、1年以内の据置期間を認める。	協会の保証付きとし、保証料率は別に定めるところによる。	協会の定めるところによる。	<ul style="list-style-type: none"> 申込書(様式第1号) 協会が定める書類 (新規借入時に既借入金と一本化する場合) 上記の書類の他 <ul style="list-style-type: none"> 借換計画書(様式第1号別紙2) 	商工会議所 商工会 静岡県中小企業団体中央会 (以下「中央会」という。) 公益財団法人静岡県産業振興財団(以下「産業財団」という。) 県商工金融課 取扱金融機関
全ての協会の保証付き既借入金残高と合計で2,000万円							
県制度融資既借入金残高		10年以内	元金均等月賦償還 又は元利均等月賦償還 ただし、1年以内の据置期間を認める。	取扱金融機関が必要と認めるときは、協会の保証を付するものとし、その保証料率は別に定めるところによる。	取扱金融機関又は協会の定めるところによる。	<ul style="list-style-type: none"> 申込書(様式第1号) 借換計画書(様式第1号別紙1) 県制度融資既借入金であることを証する書類(協会保証付き融資を借り換える場合を除く。) 協会が定める書類(保証付きの場合) 信用保険法第2条第5項に基づく認定書(経営安定関連保証を利用する場合)(新規借入時に既借入金と一本化する場合) 上記の書類の他 <ul style="list-style-type: none"> 借換計画書(様式第1号別紙2) 	取扱金融機関
県制度融資既借入金残高と合計で5,000万円							
1企業 700万円 1組合 1,500万円 ただし、組合員に対する転貸融資の場合は、1組合1億円でかつ1組合員当たり700万円	別に定めるところによる。	5か月以内	元金均等月賦償還、元利均等月賦償還 又は一括償還	協会の保証付きとし、保証料率は別に定めるところによる。	協会の定めるところによる。	<ul style="list-style-type: none"> 申込書(様式第2号) 協会が定める書類 	商工会議所 商工会 中央会 産業財団 県商工金融課 取扱金融機関

静岡県中小企業経営安定資金融資制度要綱

第1 趣旨

知事は、産業構造の変革、経済環境の変化等による、県内中小企業者等への影響に対応するため、経営の安定に必要な資金を貸し付けた金融機関に対し、予算の範囲内において、利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

この要綱において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 中小企業者

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「信用保険法」という。）第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げるものをいう。

(2) 組合

信用保険法第2条第1項第3号、第4号及び第7号から第11号までに掲げるものをいう。

(3) 金融機関

中小企業信用保険法施行令第1条の3に掲げるものをいう。

(4) 取扱金融機関

県内に本支店を有する金融機関で、この要綱による資金を取り扱うことに同意したものをいう。

ただし、融資実行後に金融機関の統廃合により、県外の本支店における取扱いとなったときは、この限りではない。

第3 資金の種類

この要綱に基づき融資を行う資金の種類は、経営安定資金、中小企業災害対策資金及び経営力強化資金とする。

第4 融資の条件

融資対象者、融資限度額等の融資の条件については、別表のとおりとする。

ただし、次の各号の一に該当する者は、融資を利用することはできない。

- (1) 営業に関し、許認可、免許、登録、届出、指定等を必要とする事業にあつては、許認可等を受けないで営業している者。また、営業前にあつては、許認可等を受ける見込みがない者
- (2) 営業に関し、公序良俗に反する行為又は違法な行為を行っている者
- (3) 静岡県信用保証協会（以下「協会」という。）が行った代位弁済に対する債務の履行が終わらない者
- (4) 県の制度融資を不当に利用した者
- (5) その他知事が適当でないと認めた者

第5 融資の申込

- (1) 融資を受けようとする者は、別表に定める提出書類（以下「申込書類」という。）各1部を、別表に定める申込窓口に提出して申し込むものとする。
- (2) (1)により申込書類を受領した者は、速やかに審査を行った上、申込書類を協会に送付するものとする。

第6 保証の承諾、融資のあっせん

協会は、取扱金融機関から第5により申込書類の送付を受けた場合は、速やかに審査を行い、適当と認めるときには取扱金融機関に保証の承諾を行うものとし、取扱金融機関以外から申込書類の送付を受けた場合は、速やかに審査を行い、適当と認めるときには取扱金融機関に融資のあっせんを行うものとする。

第7 融資の実行

- (1) 取扱金融機関は、第6により保証の承諾又は融資のあっせんがあつた場合は、速やかに審査を行い、

適当と認めるときには融資を行うものとする。

(2) 取扱金融機関は、(1)により融資を行うに当たり、歩積・両建預金を要求してはならない。

第8 融資の拒絶

取扱金融機関は、第6により融資のあっせんを受けた場合において、これを拒絶しようとするときは、様式第28号により知事に報告するものとする。

第9 融資条件の変更等

協会は、取扱金融機関により融資が実行された後、融資期間の延長等当初の融資内容に変更を生じた旨の報告を受けた時は、当該報告内容を知事に報告するものとする。

第10 報告

協会及び取扱金融機関は、この要綱による保証又は融資の状況等を別に定めるところにより知事に報告するものとする。

第11 期中管理

- (1) 申込中小企業者が、信用保険法第2条第5項第4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）の特定中小企業者であって、協会から保証承諾を受けた場合、または危機関連保証を利用し、協会から保証承諾を受けた場合、取扱金融機関は、貸付を実行した日から5年にわたり、モニタリングを行うものとする。ただし、危機関連保証を利用する場合、保証期間が1年以内であるときはこの限りではない。
- (2) 取扱金融機関は、半期に一度、協会に対し、モニタリング内容を電子媒体で報告するものとする。ただし、危機関連保証を利用する場合、報告期間が信用保険法第2条第6項の経済産業大臣が認める日から1年以内の期間（同項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が1年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。）（以下「危機指定期間」という。）中であるときは、原則として危機指定期間終了後に報告するものとする。
- (3) 取扱金融機関は、半期末時点における中小企業者の直前の決算が償却前経常利益黒字かつ資産超過である場合、当該中小企業者に係る報告内容の記載を省略することができるものとする。
- (4) 取扱金融機関が上記(2)の報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

第12 利子補給金の額

利子補給金の額は、資金及び融資条件ごと年度別に区分して算定するものとし、毎年4月1日から9月30日まで（以下「上期」という。）及び10月1日から3月31日まで（以下「下期」という。）の各期間における融資平均残高（計算期間中、各月初残高の合計を6で除して得た金額）に融資実行時における利子補給率及び期間（6/12）を乗じて得た額の合計とする。

なお、協会の債務保証付融資にあつては、前月末の保証債務残高を各月初残高とする。

ただし、令和7年8月1日以降に融資実行されたものについて、中小企業者等が当該融資について期限の利益を喪失した場合は、期限の利益喪失日の属する月の前月末の保証債務残高を各月初残高とする。

第13 利子補給金の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書（様式第22号）
 - イ 所要額計算書（様式第24号）
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第14 交付の条件

次に掲げる事項は、交付を決定する際の条件となるものとする。

- (1) 別表に掲げる事項のうち融資対象者、資金使途、融資限度額、融資利率、融資期間及び償還方法

- (2) 利子補給金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を利子補給金の交付を受けた年度終了後 10 年間保管しなければならないこと。

第 15 実績報告

- (1) 提出書類 各 1 部

- ア 実績報告書 (様式第 23 号)
イ 所要額計算書 (様式第 24 号)

- (2) 提出期限

毎年上期における貸付金に係るものについては当該年度の 10 月 15 日まで、毎年下期における貸付金に係るものについては翌年度の 4 月 15 日まで

第 16 請求の手続

- (1) 提出書類 1 部

請求書 (様式第 27 号)

- (2) 提出期限

利子補給金交付確定通知書受領後 10 日以内

第 17 利子補給金交付手続

第 12 利子補給金の申請から第 15 請求の手続までの利子補給金交付手続は、静岡県中小企業事業資金融資制度要綱及び静岡県特別政策資金融資制度要綱の利子補給金交付手続と一括して行うものとする。

第 18 利子補給金の返還

- (1) 知事は、この要綱に基づき融資を受けた者が、次の各号の一に該当したときは、当該融資に対する利子補給金を打ち切り、当該取扱金融機関に対し、既に交付した利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- ア 借入金を借入れの目的以外に使用したとき
イ この要綱又はこの要綱に基づく規定に違反したとき

- (2) 知事は、取扱金融機関がこの要綱又はこの要綱に基づく規定に違反したときは、既に交付した利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (3) 取扱金融機関は、(1) (2) に該当する事案が発生した場合は、速やかに知事に報告するものとする。

第 19 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。
- 静岡県中小企業経営安定資金融資制度要綱(以下「旧要綱」という。)は廃止する。
なお、この要綱の施行前に旧要綱により実行された融資 (以下「既往融資」という。)については、資金の預託を除き、なお従前の例による。
- 第 11 で定める利子補給率について既往融資に係る利子補給率については、融資実行前に取扱金融機関が同意した融資条件表に定める条件に基づき、次の算式により算出したものとする。

$$\frac{\text{融資利率} - \text{預託利率} \times \text{預託割合}}{1 - \text{預託割合}} - \text{融資利率}$$

附 則

この改正は、平成 15 年 2 月 24 日から施行する。ただし、第 2 (3) 及び別表中、破綻金融機関等対応特別枠の融資対象者に係る改正は、平成 15 年 3 月 3 日から施行する。

附 則

この改正は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成15年9月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成15年12月18日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証申込受付をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成20年1月17日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成20年10月20日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成23年3月22日から施行する。

- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 23 年 8 月 15 日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 23 年 9 月 22 日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 25 年 9 月 20 日から施行する。ただし、様式第 22 号から第 26 号の改正規定は、平成 25 年 12 月 27 日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 27 年 4 月 10 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。)された融資については、な

お従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和元年5月31日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和2年3月18日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和2年5月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和2年6月18日から施行し、令和2年6月18日保証申込受付分から適用する。

附 則

この改正は、令和3年1月25日から施行し、令和3年1月25日保証承諾分から適用する。

附 則

- 1 この改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定に関わらず、令和2年度「国連携新型コロナウイルス感染症対応貸付」については、令和3年3月31日までに協会に申込み、かつ、同年5月31日までに融資の実行がされたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和3年12月15日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和4年2月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年5月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年10月1日から施行し、令和4年10月1日保証申込受付分から適用する。

附 則

この改正は、令和5年1月10日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年4月1日から施行し、第11期中管理の改正については、既保証分を含め、令和5年度上半期モニタリングの報告分から適用する。

附 則

- 1 この改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定に関わらず、「経済変動対策貸付（原油・原材料高対応枠）」「経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）」については、令和6年3月29日までに協会に申込みしたものは、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定に関わらず、「経済変動対策貸付新型コロナウイルス感染症関連資金借換枠」「再生企業支援貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）」については、令和7年3月31日までに協会に申込みしたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和7年6月11日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和7年7月7日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和7年8月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和8年5月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

別表

資金名	融資対象者	資金使途
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">経営安定資金</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">経営安定資金</p>	<p>(通常枠)</p> <p>原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者、組合であって、1、2、3又は4のいずれかの要件に該当するもの。</p> <p>1 次のアからウのすべての要件に該当するもの。</p> <p>ア 最近の経済的環境の変化により、県内の経済活動が著しく沈滞していること等に起因して経営の安定に支障を生じ、次のいずれかの要件に該当すること。〔静岡県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領 参照〕</p> <p>(7) 最近3か月間の売上高が前年の同期比10パーセント以上又は2年若しくは3年前の同期比15パーセント以上減少していること。</p> <p>(4) 最近6か月間の売上高が前年の同期比5パーセント以上又は2年若しくは3年前の同期比10パーセント以上減少していること。</p> <p>(9) 原油・原材料(以下「原材料等」という。)の仕入価格が上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格の引上げが著しく困難であることにより、最近3か月間の平均売上高に占める原材料等の平均仕入価格の割合が、前年同期の平均売上高に占める原材料等の平均仕入価格の割合を上回り、かつ、最近3か月間の売上総利益(粗利益)が、前年同期比で5パーセント以上減少していること。</p> <p>(5) 最近3か月間の月平均売上高営業利益率が前年の同期比20パーセント以上減少していること。</p> <p>イ 一時的に経営の安定に支障が生じている原因が、投機的な不動産・株式等の取引等ではないこと。</p> <p>ウ 業況が、中長期的には前年並みに回復することが見込まれること。</p> <p>2 金融機関の経営合理化に伴い借入金残高が減少したことにより、信用保険法第2条第5項第7号に該当することについて、市町長から認定を受けたもの。</p> <p>3 内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたことにより、信用保険法第2条第6項に該当することについて、市町長から認定を受けたもの。</p> <p>4 次のアからエのすべての要件に該当するもの。</p> <p>ア 知事が定める特定要因により経営の安定に支障を生じていること。</p> <p>イ 当該特定要因の内容等を考慮して別に定める要件。</p> <p>ウ 一時的に経営の安定に支障が生じている原因が、投機的な不動産・株式等の取引等ではないこと。</p> <p>エ 業況が、中長期的には前年並みに回復することが見込まれること。</p>	<p>経営の安定の回復を図るために必要となる設備資金、運転資金及び経済変動対策貸付の既借入金の借換えに必要な資金(新たな資金を借り入れて一本化を行う場合に限る。)</p>
	<p>(米国関税対応枠)</p> <p>原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者、組合であって、令和7年4月以降に新たに適用された米国関税措置による影響により、経済活動が著しく沈滞していること等に起因して経営の安定に支障を生じ、次の1から3のすべての要件に該当するもの。ただし、令和7年6月11日から令和9年3月31日までの協会受付分について適用する。</p> <p>1 最近1か月間の売上高が前年の同期比5パーセント以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高が前年の同期比5パーセント以上減少することが見込まれるもの。</p> <p>2 一時的に経営の安定に支障が生じている原因が、投機的な不動産・株式等の取引等ではないこと。</p> <p>3 業況が、中長期的には前年並みに回復することが見込まれること。</p>	<p>経営の安定の回復を図るために必要となる設備資金及び運転資金</p>
	<p>(中東情勢の変化による影響の場合)</p> <p>原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者、組合であって、令和8年3月以降の中東情勢や原油価格高騰などによる影響により、経済活動が著しく沈滞していること等に起因して経営の安定に支障を生じ、次の1から3のすべての要件に該当するもの。ただし、令和8年5月1日から令和9年3月31日までの協会受付分について適用する。</p> <p>1 原材料等の仕入価格が上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格の引上げが著しく困難であることにより、最近1か月間の売上高に占める原材料等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原材料等の仕入価格の割合を上回り、かつ、最近1か月間の売上総利益(粗利益)が、前年同期比で5パーセント以上減少していること。</p> <p>2 一時的に経営の安定に支障が生じている原因が、投機的な不動産・株式等の取引等ではないこと。</p> <p>3 業況が、中長期的には前年並みに回復することが見込まれること。</p>	<p>経営の安定の回復を図るために必要となる設備資金及び運転資金</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">連鎖倒産防止貸付</p>	<p>1 県内において、6か月以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者、組合であって、次のア又はイにより指定された再生手続開始申立等企業(以下「指定企業」という。)に対して25万円以上の売掛金債権(役務の提供による営業収益で未収のものに係る債権を含む。以下同じ。)若しくは前渡金返還請求権を有しているもの又は指定企業との取引額(原則として最近6か月間の売上高(役務による営業収益を含む)及び商品仕入高をいう)が総取引額の20パーセント以上あるもので、売掛金債権若しくは前渡金返還請求権を有しているもの。</p> <p>ア 信用保険法第2条第5項第1号の規定により、経済産業大臣の指定を受けた再生手続開始申立等企業</p> <p>イ 負債金額(金融機関からの借入金額等を除く)が原則として3,000万円以上の再生手続開始申立等企業で、その再生手続開始申立等(破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始、特別清算開始の申立て又は金融機関からの取引停止処分等をいう。)により、県内の中小企業者等の経営に重大な影響を及ぼすおそれがあるものと知事が認めて指定したもの。</p> <p>2 1のイに定める再生手続開始申立等企業の知事指定については、当該再生手続開始申立等企業の代表者又は債権者の代表者等が、様式第6号による再生手続開始申立等企業指定申請書を知事に提出して申請を行うものとする。</p>	<p>指定企業の再生手続開始申立等による連鎖倒産を防止するために必要な運転資金</p>

融資限度額	融資利率及び 利子補給率	融資期間	償還方法	信用保証及び 保証料率	担保及び保証人	提出書類	申込窓口
経済変動対策貸 付全体で 1企業・1組合 5,000万円	別に定めるところによる。	10年以内	元金均等月賦償還 又は元利均等月賦償還 ただし、設備資金3 年以内、運転資金2 年以内の据置期間を 認める。	協会の保証付 きとし、保証 料率は別に定 めるところに よる。	協会の定めるところによる。	<ul style="list-style-type: none"> ・申込書(様式第1号) ・売上減少状況等報告書(様式第3号)(融資対象者1ア(イ)の場合) ・原油・原材料高騰の影響状況等報告書(様式第4号)(融資対象者1ア(ウ)の場合) ・売上高営業利益率減少状況等報告書(様式第3号-2)(融資対象者1ア(エ)の場合) ・信用保険法第2条第5項第7号による認定書(融資対象者2の場合) ・信用保険法第2条第6項による認定書(融資対象者3の場合) ・資金使途明細表(様式第5号) ・協会が定める書類 (新規借入時に既借入金と一本化する場合) 上記のほか <ul style="list-style-type: none"> ・借換計画書(様式第1号別紙2) 	商工会議所 商工会 静岡県中小企業 団体中央会(以下「中央会」という。) 公益財団法人静岡県産業振興財団(以下「産業財団」という。) 県商工金融課 取扱金融機関
1企業・1組合 経済変動対策貸 付全体で 8,000万円						<ul style="list-style-type: none"> ・申込書(様式第1号) ・売上減少状況等報告書(様式第3号-3) ・資金使途明細表(様式第5号) ・協会が定める書類 	
1企業・1組合 経済変動対策貸 付全体で5,000 万円		<ul style="list-style-type: none"> ・申込書(様式第1号) ・原油・原材料高騰の影響状況等報告書(様式第4号-2) ・資金使途明細表(様式第5号) ・協会が定める書類 					
1企業 3,000万円 1組合 5,000万円		10年以内	元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還 ただし、1年以内の据置期間を認める。			<ul style="list-style-type: none"> ・申込書(様式第1号) ・融資対象者を証する書類 [静岡県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領参照] ・協会が定める書類 	

資金名	融資対象者	資金用途
経営安定資金	<p>(通常枠)</p> <p>原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者、組合であって、1又は2のいずれかの要件に該当するもの。</p> <p>1 貸付債権が金融機関から株式会社整理回収機構又は株式会社産業再生機構に譲渡されたことにより、信用保険法第2条第5項第8号に該当することについて、市町長から認定を受けたもの。</p> <p>2 認定支援機関（産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第134条の認定支援機関をいう。）の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行うもの。（国の全国統一制度である事業再生計画実施関連保証を付するものに限る。）</p>	<p>1 融資対象者1の事業の再生に必要な運転資金</p> <p>2 融資対象者2の事業再生の計画等の実施に必要な資金（協会の保証付き融資を本資金で借換える場合を含む）</p>
	<p>(経営改善・再生支援強化枠)</p> <p>原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者、組合であって、認定支援機関（産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第134条の認定支援機関をいう。）の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行うもの。（国の全国統一制度である事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）を付するものに限る。）</p> <p>ただし、令和9年3月31日までの協会受付分について適用する。</p>	<p>事業再生の計画等の実施に必要な資金（協会の保証付き融資を本資金で借換える場合を含む）</p>
経営安定資金	<p>県内において、6か月以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者、組合であって、次の1及び2のいずれにも該当するもの。</p> <p>1 次のいずれかの災害で直接被害又は間接被害を受けた中小企業者、組合</p> <p>ア 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の適用を受けた災害</p> <p>イ 災害救助法の適用を受けた災害</p> <p>ウ その他知事が資金の貸付を必要と認めた災害（災害により事業活動に影響を受けた場合も含む）</p> <p>2 その他災害の規模等を考慮して別に定める要件</p>	<p>災害復興に必要な設備資金、運転資金</p> <p>（知事が認める場合のみ、借換えを認める。[静岡県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領 参照]）</p>
経営力強化資金	<p>金融機関及び認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項の認定経営革新等支援機関をいう。）の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者、組合（国の全国統一制度である経営力強化保証を付するものを含む）</p>	<p>事業計画の実施に必要な資金（協会の保証付き融資を本資金で借換える場合を含む）</p>

融資限度額	融資利率及び 利子補給率	融資期間	償還方法	信用保証及び 保証料率	担保及び保証人	提出書類	申込窓口
1企業・1組合 5,000万円	別に定めるところによる。	10年以内	元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還ただし、融資対象者1の場合は2年以内、融資対象者2の場合は1年以内の据置期間を認める。 経営改善・再生支援強化枠の場合は、3年以内の据置期間を認め、融資期間が1年以内の場合は一括償還を認める。	協会の保証付きとし、保証料率は別に定めるところによる。	協会の定めるところによる。	<ul style="list-style-type: none"> ・申込書(様式第1号) ・信用保険法第2条第5項第8号による認定書及び認定申請書に添付した事業計画書(融資対象者1の場合) ・信用保証書等貸付利率等を証する書類(融資対象者1の場合であって、返済資金の場合) ・協会が定める書類 	商工会議所 商工会 中央会 産業財団 県商工金融課 取扱金融機関
1企業・1組合 (通常枠)とあわせて 8,000万円		15年以内					
1企業・1組合 5,000万円		10年以内	元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還ただし、1年以内の据置期間を認める。			<ul style="list-style-type: none"> ・申込書(様式第1号) ・知事が定める書類 ・協会が定める書類 	
1企業・1組合 8,000万円		運転資金 5年以内 設備資金 7年以内 ただし、借換えを含む場合は10年以内					

静岡県中小企業経営安定資金融資制度要綱

第1 趣旨

知事は、産業構造の変革、経済環境の変化等による、県内中小企業者等への影響に対応するため、経営の安定に必要な資金を貸し付けた金融機関に対し、予算の範囲内において、利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

この要綱において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 中小企業者

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「信用保険法」という。）第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げるものをいう。

(2) 組合

信用保険法第2条第1項第3号、第4号及び第7号から第11号までに掲げるものをいう。

(3) 金融機関

中小企業信用保険法施行令第1条の3に掲げるものをいう。

(4) 取扱金融機関

県内に本支店を有する金融機関で、この要綱による資金を取り扱うことに同意したものをいう。

ただし、融資実行後に金融機関の統廃合により、県外の本支店における取扱いとなったときは、この限りではない。

第3 資金の種類

この要綱に基づき融資を行う資金の種類は、経営安定資金、中小企業災害対策資金及び経営力強化資金とする。

第4 融資の条件

融資対象者、融資限度額等の融資の条件については、別表のとおりとする。

ただし、次の各号の一に該当する者は、融資を利用することはできない。

- (1) 営業に関し、許認可、免許、登録、届出、指定等を必要とする事業にあつては、許認可等を受けないで営業している者。また、営業前にあつては、許認可等を受ける見込みがない者
- (2) 営業に関し、公序良俗に反する行為又は違法な行為を行っている者
- (3) 静岡県信用保証協会（以下「協会」という。）が行った代位弁済に対する債務の履行が終わらない者
- (4) 県の制度融資を不当に利用した者
- (5) その他知事が適当でないと認めた者

第5 融資の申込

- (1) 融資を受けようとする者は、別表に定める提出書類（以下「申込書類」という。）各1部を、別表に定める申込窓口へ提出して申し込むものとする。
- (2) (1)により申込書類を受領した者は、速やかに審査を行った上、申込書類を協会に送付するものとする。

第6 保証の承諾、融資のあっせん

協会は、取扱金融機関から第5により申込書類の送付を受けた場合は、速やかに審査を行い、適当と認めるときには取扱金融機関に保証の承諾を行うものとし、取扱金融機関以外から申込書類の送付を受けた場合は、速やかに審査を行い、適当と認めるときには取扱金融機関に融資のあっせんを行うものとする。

第7 融資の実行

- (1) 取扱金融機関は、第6により保証の承諾又は融資のあっせんがあつた場合は、速やかに審査を行い、

適当と認めるときには融資を行うものとする。

(2) 取扱金融機関は、(1)により融資を行うに当たり、歩積・両建預金を要求してはならない。

第8 融資の拒絶

取扱金融機関は、第6により融資のあっせんを受けた場合において、これを拒絶しようとするときは、様式第28号により知事に報告するものとする。

第9 融資条件の変更等

協会は、取扱金融機関により融資が実行された後、融資期間の延長等当初の融資内容に変更を生じた旨の報告を受けた時は、当該報告内容を知事に報告するものとする。

第10 報告

協会及び取扱金融機関は、この要綱による保証又は融資の状況等を別に定めるところにより知事に報告するものとする。

第11 期中管理

- (1) 申込中小企業者が、信用保険法第2条第5項第4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）の特定中小企業者であって、協会から保証承諾を受けた場合、または危機関連保証を利用し、協会から保証承諾を受けた場合、取扱金融機関は、貸付を実行した日から5年にわたり、モニタリングを行うものとする。ただし、危機関連保証を利用する場合、保証期間が1年以内であるときはこの限りではない。
- (2) 取扱金融機関は、半期に一度、協会に対し、モニタリング内容を電子媒体で報告するものとする。ただし、危機関連保証を利用する場合、報告期間が信用保険法第2条第6項の経済産業大臣が認める日から1年以内の期間（同項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が1年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。）（以下「危機指定期間」という。）中であるときは、原則として危機指定期間終了後に報告するものとする。
- (3) 取扱金融機関は、半期末時点における中小企業者の直前の決算が償却前経常利益黒字かつ資産超過である場合、当該中小企業者に係る報告内容の記載を省略することができるものとする。
- (4) 取扱金融機関が上記(2)の報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

第12 利子補給金の額

利子補給金の額は、資金及び融資条件ごと年度別に区分して算定するものとし、毎年4月1日から9月30日まで（以下「上期」という。）及び10月1日から3月31日まで（以下「下期」という。）の各期間における融資平均残高（計算期間中、各月初残高の合計を6で除して得た金額）に融資実行時における利子補給率及び期間（6/12）を乗じて得た額の合計とする。

なお、協会の債務保証付融資にあつては、前月末の保証債務残高を各月初残高とする。

ただし、令和7年8月1日以降に融資実行されたものについて、中小企業者等が当該融資について期限の利益を喪失した場合は、期限の利益喪失日の属する月の前月末の保証債務残高を各月初残高とする。

第13 利子補給金の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書（様式第22号）
 - イ 所要額計算書（様式第24号）
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第14 交付の条件

次に掲げる事項は、交付を決定する際の条件となるものとする。

- (1) 別表に掲げる事項のうち融資対象者、資金使途、融資限度額、融資利率、融資期間及び償還方法

- (2) 利子補給金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を利子補給金の交付を受けた年度終了後 10 年間保管しなければならないこと。

第 15 実績報告

- (1) 提出書類 各 1 部

ア 実績報告書 (様式第 23 号)

イ 所要額計算書 (様式第 24 号)

- (2) 提出期限

毎年上期における貸付金に係るものについては当該年度の 10 月 15 日まで、毎年下期における貸付金に係るものについては翌年度の 4 月 15 日まで

第 16 請求の手続

- (1) 提出書類 1 部

請求書 (様式第 27 号)

- (2) 提出期限

利子補給金交付確定通知書受領後 10 日以内

第 17 利子補給金交付手続

第 12 利子補給金の申請から第 15 請求の手続までの利子補給金交付手続は、静岡県中小企業事業資金融資制度要綱及び静岡県特別政策資金融資制度要綱の利子補給金交付手続と一括して行うものとする。

第 18 利子補給金の返還

- (1) 知事は、この要綱に基づき融資を受けた者が、次の各号の一に該当したときは、当該融資に対する利子補給金を打ち切り、当該取扱金融機関に対し、既に交付した利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

ア 借入金を借入れの目的以外に使用したとき

イ この要綱又はこの要綱に基づく規定に違反したとき

- (2) 知事は、取扱金融機関がこの要綱又はこの要綱に基づく規定に違反したときは、既に交付した利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (3) 取扱金融機関は、(1) (2) に該当する事案が発生した場合は、速やかに知事に報告するものとする。

第 19 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

2 静岡県中小企業経営安定資金融資制度要綱(以下「旧要綱」という。)は廃止する。

なお、この要綱の施行前に旧要綱により実行された融資(以下「既往融資」という。)については、資金の預託を除き、なお従前の例による。

3 第 11 で定める利子補給率について既往融資に係る利子補給率については、融資実行前に取扱金融機関が同意した融資条件表に定める条件に基づき、次の算式により算出したものとする。

$$\frac{\text{融資利率} - \text{預託利率} \times \text{預託割合}}{1 - \text{預託割合}} = \text{融資利率}$$

附 則

この改正は、平成 15 年 2 月 24 日から施行する。ただし、第 2 (3) 及び別表中、破綻金融機関等対応特別枠の融資対象者に係る改正は、平成 15 年 3 月 3 日から施行する。

附 則

この改正は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成15年9月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成15年12月18日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証申込受付をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成20年1月17日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成20年10月20日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成23年3月22日から施行する。

- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 23 年 8 月 15 日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 23 年 9 月 22 日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 25 年 9 月 20 日から施行する。ただし、様式第 22 号から第 26 号の改正規定は、平成 25 年 12 月 27 日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 27 年 4 月 10 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。)された融資については、な

お従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和元年5月31日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和2年3月18日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和2年5月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和2年6月18日から施行し、令和2年6月18日保証申込受付分から適用する。

附 則

この改正は、令和3年1月25日から施行し、令和3年1月25日保証承諾分から適用する。

附 則

- 1 この改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定に関わらず、令和2年度「国連携新型コロナウイルス感染症対応貸付」については、令和3年3月31日までに協会に申込み、かつ、同年5月31日までに融資の実行がされたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和3年12月15日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和4年2月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年5月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年10月1日から施行し、令和4年10月1日保証申込受付分から適用する。

附 則

この改正は、令和5年1月10日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年4月1日から施行し、第11期中管理の改正については、既保証分を含め、令和5年度上半期モニタリングの報告分から適用する。

附 則

- 1 この改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定に関わらず、「経済変動対策貸付（原油・原材料高対応枠）」「経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）」については、令和6年3月29日までに協会に申込みしたものは、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定に関わらず、「経済変動対策貸付新型コロナウイルス感染症関連資金借換枠」「再生企業支援貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）」については、令和7年3月31日までに協会に申込みしたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和7年6月11日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和7年7月7日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和7年8月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

別表

資金名	融資対象者	資金使途
経済変動対策貸付 経営安定資金	<p>(通常枠)</p> <p>原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者、組合であって、1、2、3又は4のいずれかの要件に該当するもの。</p> <p>1 次のアからウのすべての要件に該当するもの。</p> <p>ア 最近の経済的環境の変化により、県内の経済活動が著しく沈滞していること等に起因して経営の安定に支障を生じ、次のいずれかの要件に該当すること。【静岡県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領 参照】</p> <p>(イ) 最近3か月間の売上高が前年の同期比10パーセント以上又は2年若しくは3年前の同期比15パーセント以上減少していること。</p> <p>(ロ) 最近6か月間の売上高が前年の同期比5パーセント以上又は2年若しくは3年前の同期比10パーセント以上減少していること。</p> <p>(ハ) 原油・原材料(以下「原材料等」という。)の仕入価格が上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格の引上げが著しく困難であることにより、最近3か月間の平均売上高に占める原材料等の平均仕入価格の割合が、前年同期の平均売上高に占める原材料等の平均仕入価格の割合を上回り、かつ、最近3か月間の売上総利益(粗利益)が、前年同期比で5パーセント以上減少していること。</p> <p>(ニ) 最近3か月間の月平均売上高営業利益率が前年の同期比20パーセント以上減少していること。</p> <p>イ 一時的に経営の安定に支障が生じている原因が、投機的な不動産・株式等の取引等ではないこと。</p> <p>ウ 業況が、中長期的には前年並みに回復することが見込まれること。</p> <p>2 金融機関の経営合理化に伴い借入金残高が減少したことにより、信用保険法第2条第5項第7号に該当することについて、市町長から認定を受けたもの。</p> <p>3 内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたことにより、信用保険法第2条第6項に該当することについて、市町長から認定を受けたもの。</p> <p>4 次のアからエのすべての要件に該当するもの。</p> <p>ア 知事が定める特定要因により経営の安定に支障を生じていること。</p> <p>イ 当該特定要因の内容等を考慮して別に定める要件。</p> <p>ウ 一時的に経営の安定に支障が生じている原因が、投機的な不動産・株式等の取引等ではないこと。</p> <p>エ 業況が、中長期的には前年並みに回復することが見込まれること。</p>	<p>経営の安定の回復を図るために必要となる設備資金、運転資金及び経済変動対策貸付の既借入金の借換えに必要な資金(新たな資金を借り入れて一本化を行う場合に限る)</p>
	<p>(米国関税対応枠)</p> <p>原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者、組合であって、令和7年4月以降に新たに適用された米国関税措置による影響により、経済活動が著しく沈滞していること等に起因して経営の安定に支障を生じ、次の1から3のすべての要件に該当するもの。ただし、令和7年6月11日から令和9年3月31日までの協会受付分について適用する。</p> <p>1 最近1か月間の売上高が前年の同期比5パーセント以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高が前年の同期比5パーセント以上減少することが見込まれるもの。</p> <p>2 一時的に経営の安定に支障が生じている原因が、投機的な不動産・株式等の取引等ではないこと。</p> <p>3 業況が、中長期的には前年並みに回復することが見込まれること。</p>	<p>経営の安定の回復を図るために必要となる設備資金及び運転資金</p>
連鎖倒産防止貸付	<p>1 県内において、6か月以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者、組合であって、次のア又はイにより指定された再生手続開始申立等企業(以下「指定企業」という。)に対して25万円以上の売掛金債権(役務の提供による営業収益で未収のものに係る債権を含む。以下同じ)若しくは前渡金返還請求権を有しているもの又は指定企業との取引額(原則として最近6月間の売上高(役務による営業収益を含む)及び商品仕入高をいう)が総取引額の20パーセント以上あるもので、売掛金債権若しくは前渡金返還請求権を有しているもの。</p> <p>ア 信用保険法第2条第5項第1号の規定により、経済産業大臣の指定を受けた再生手続開始申立等企業</p> <p>イ 負債金額(金融機関からの借入金額等を除く)が原則として3,000万円以上の再生手続開始申立等企業で、その再生手続開始申立等(破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始、特別清算開始の申立て又は金融機関からの取引停止処分等をいう。)により、県内の中小企業者等の経営に重大な影響を及ぼすおそれがあるものと知事が認めて指定したもの。</p> <p>2 1のイに定める再生手続開始申立等企業の知事指定については、当該再生手続開始申立等企業の代表者又は債権者の代表者等が、様式第6号による再生手続開始申立等企業指定申請書を知事に提出して申請を行うものとする。</p>	<p>指定企業の再生手続開始申立等による連鎖倒産を防止するために必要な運転資金</p>
	<p>(通常枠)</p> <p>原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者、組合であって、1又は2のいずれかの要件に該当するもの。</p> <p>1 貸付債権が金融機関から株式会社整理回収機構又は株式会社産業再生機構に譲渡されたことにより、信用保険法第2条第5項第8号に該当することについて、市町長から認定を受けたもの。</p> <p>2 認定支援機関(産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第134条の認定支援機関をいう)の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行うもの。(国の全国統一制度である事業再生計画実施関連保証を付するものに限る。)</p> <p>(経営改善・再生支援強化枠)</p> <p>原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者、組合であって、認定支援機関(産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第134条の認定支援機関をいう)の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行うもの。(国の全国統一制度である事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型)を付するものに限る。)</p> <p>ただし、令和9年3月31日までの協会受付分について適用する。</p>	<p>1 融資対象者1の事業の再生に必要な運転資金</p> <p>2 融資対象者2の事業再生の計画等の実施に必要な資金(協会の保証付き融資を本資金で借換える場合を含む)</p> <p>事業再生の計画等の実施に必要な資金(協会の保証付き融資を本資金で借換える場合を含む)</p>

融資限度額	融資利率及び 利子補給率	融資期間	償還方法	信用保証及び 保証料率	担保及び保証人	提出書類	申込窓口
経済変動対策貸 付全体で 1企業・1組合 5,000万円	別に定めると ころによる。	10年以内	元金均等月賦償還 又は元利均等月賦償 還 ただし、設備資金3 年以内、運転資金2 年以内の据置期間を 認める。	協会の保証付 きとし、保証 料率は別に定 めるところに よる。	協会の定めると ころによる。	<ul style="list-style-type: none"> ・申込書(様式第1号) ・売上減少状況等報告書(様式第3号)(融資対象者1ア(7)(i)の場合) ・原油・原材料高騰の影響状況等報告書(様式第4号)(融資対象者1ア(7)(i)の場合) ・売上高営業利益率減少状況等報告書(様式第3号-2)(融資対象者1ア(7)(e)の場合) ・信用保険法第2条第5項第7号による認定書(融資対象者2の場合) ・信用保険法第2条第6項による認定書(融資対象者3の場合) ・資金使途明細表(様式第5号) ・協会が定める書類 (新規借入時に既借入金と一本化する場合) 上記のほか <ul style="list-style-type: none"> ・借換計画書(様式第1号別紙2) 	商工会議所 商工会 静岡県中小企業 団体中央会(以下「中央会」という。) 公益財団法人静岡県産業振興財団(以下「産業財団」という。) 県商工金融課 取扱金融機関
1企業・1組合 経済変動対策貸 付全体で 8,000万円						<ul style="list-style-type: none"> ・申込書(様式第1号) ・売上減少状況等報告書(様式第3号-3) ・資金使途明細表(様式第5号) ・協会が定める書類 	
1企業 3,000万円 1組合 5,000万円		10年以内	元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還 ただし、1年以内の据置期間を認める。			<ul style="list-style-type: none"> ・申込書(様式第1号) ・融資対象者を証する書類 [静岡県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領参照] ・協会が定める書類 	
1企業・1組合 5,000万円		10年以内	元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還 ただし、融資対象者1の場合は2年以内、融資対象者2の場合は1年以内の据置期間を認める。 経営改善・再生支援強化枠の場合は、3年以内の据置期間を認め、融資期間が1年以内の場合は一括償還を認める。			<ul style="list-style-type: none"> ・申込書(様式第1号) ・信用保険法第2条第5項第8号による認定書及び認定申請書に添付した事業計画書(融資対象者1の場合) ・信用保証書等貸付利率等を証する書類(融資対象者1の場合であって、返済資金の場合) ・協会が定める書類 	
1企業・1組合 (通常枠)とあ わせて 8,000万円		15年以内					

資金名		融資対象者	資金使途
経営安定資金	中小企業災害対策資金	<p>県内において、6か月以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者、組合であって、次の1及び2のいずれにも該当するもの。</p> <p>1 次のいずれかの災害で直接被害又は間接被害を受けた中小企業者、組合</p> <p>ア 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の適用を受けた災害</p> <p>イ 災害救助法の適用を受けた災害</p> <p>ウ その他知事が資金の貸付を必要と認めた災害（災害により事業活動に影響を受けた場合も含む。）</p> <p>2 その他災害の規模等を考慮して別に定める要件</p>	<p>災害復興に必要な設備資金、運転資金</p> <p>（知事が認める場合のみ、借換えを認める。[静岡県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領 参照]）</p>
	経営力強化資金	<p>金融機関及び認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項の認定経営革新等支援機関をいう。）の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者、組合（国の全国統一制度である経営力強化保証を付するものを含む。）</p>	<p>事業計画の実施に必要な資金（協会の保証付き融資を本資金で借換えする場合を含む。）</p>

融資限度額	融資利率及び 利子補給率	融資期間	償還方法	信用保証及び 保証料率	担保及び保証人	提出書類	申込窓口
1企業・1組合 5,000万円	別に定めるところによる。	10年以内	元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還ただし、1年以内の据置期間を認める。	協会の保証付きとし、保証料率は別に定めるところによる。	協会の定めるところによる。	<ul style="list-style-type: none"> ・申込書(様式第1号) ・知事が定める書類 ・協会が定める書類 	商工会議所 商工会 中央会 産業財団 県商工金融課 取扱金融機関
1企業・1組合 8,000万円		運転資金 5年以内 設備資金 7年以内 ただし、借換えを含む場合は10年以内				<ul style="list-style-type: none"> ・申込書(様式第1号) ・協会が定める書類 	

静岡県特別政策資金融資制度要綱

第1 趣旨

知事は、県内中小企業者等が県等公共団体の行う特定施策に対応するため、事業上必要とする資金を貸し付けた金融機関に対し、予算の範囲内において、利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

この要綱において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 中小企業者

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「信用保険法」という。）第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げるものをいう。

(2) 特定事業者

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第5項に掲げるものをいう。

(3) 組合

信用保険法第2条第1項第3号、第4号及び第7号から第11号までに掲げるものをいう。

(4) 創業者

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第31項及びその他知事が定めるものをいう。

(5) 金融機関

中小企業信用保険法施行令第1条の3に掲げるもの及び株式会社日本政策金融公庫をいう。

(6) 取扱金融機関

県内に本支店を有する金融機関で、この要綱による資金を取り扱うことに同意したものをいう。

ただし、融資実行後に金融機関の統廃合により、県外の本支店における取扱いとなった場合は、この限りではない。

第3 資金の種類

この要綱に基づき融資を行う資金の種類は、開業パワーアップ支援資金、新事業展開支援資金、防災・減災強化資金、地震リスク分散資金、脱炭素支援資金、成長産業分野支援資金、フロンティア推進資金及び事業承継資金とする。

第4 融資の条件

融資対象者、融資限度額等の融資の条件については、別表のとおりとする。

ただし、次の各号の一に該当する者は、融資を利用することはできない。

- (1) 営業に関し、許認可、免許、登録、届出、指定等を必要とする事業にあつては、許認可等を受けないで営業している者。また、営業前にあつては、許認可等を受ける見込みがない者
- (2) 営業に関し、公序良俗に反する行為又は違法な行為を行っている者
- (3) 静岡県信用保証協会（以下「協会」という。）が行った代位弁済に対する債務の履行が終わらない者
- (4) 県の制度融資を不当に利用した者
- (5) その他知事が適当でないと認めた者

第5 融資の申込

- (1) 融資を受けようとする者は、別表に定める提出書類（以下「申込書類」という。）各1部を、別表に定める申込窓口へ提出して申し込むものとする。
- (2) (1)により申込書類を受領した者は、速やかに審査を行った上、申込書類を次の区分に従い送付するものとする。

資金・貸付名	送付先
・開業パワーアップ支援資金	協会

・新事業展開支援資金、防災・減災強化資金、地震リスク分散資金、脱炭素支援資金、成長産業分野支援資金、フロンティア推進資金、事業承継資金

知事（商工金融課）

第6 融資の承認

(1) 知事は、第5により申込書類の送付を受けた場合は、速やかに審査を行い、適当と認めるときには、次により保証審査の依頼又は融資承認の通知をする。

ア 知事は、成長産業分野支援資金（プロジェクト分野）の審査においては、公益財団法人ふじのくに医療城下町推進機構（以下「医療機構」という。）ファルマバレーセンター（ファルマバレー関連分野）、公益財団法人静岡県産業振興財団（以下「産業財団」という。）ウェルネス・フーズ産業支援センター（静岡ウェルネス関連分野）及び公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構（以下「推進機構」という。）フォトンバレーセンター（フォトンバレー関連分野）に、融資対象者及び資金使途の確認を依頼するものとする。

イ 取扱金融機関から申込書類の送付を受けたものについては、協会の保証を付する場合は、協会に保証審査を依頼し、保証を付さないものは、取扱金融機関に通知する。

(2) 医療機構、産業財団及び推進機構は、(1)アによる確認の依頼を受けた場合には、速やかに確認を行い、適当と認めるときには、様式第16号に押印のうえ、知事に送付する。

第7 保証の承諾、融資のあっせん

協会は、第5による申込書類の送付、第6(1)による保証審査の依頼を受けた場合には、速やかに審査を行い、適当と認めるときには、次により保証の承諾又は融資のあっせんを行う。

(1) 申込窓口が取扱金融機関であるもの又は取扱金融機関から保証審査の依頼があったものについては、取扱金融機関に保証の承諾を行う。

(2) 申込窓口が取扱金融機関以外の場合は、取扱金融機関に融資のあっせんを行うものとする。

第8 融資の実行

(1) 取扱金融機関は、第6による融資の承認、第7による融資のあっせん等を受けた場合は、速やかに審査を行い、適当と認めるときには融資を行うものとする。

(2) 取扱金融機関は、(1)により融資を行った場合のうち、協会の保証を付さない場合においては、融資実行後5日以内に、様式第21号により知事に通知するものとする。

(3) 取扱金融機関は、(1)により融資を行うにあたり、歩積・両建預金を要求してはならない。

第9 融資の拒絶

取扱金融機関は、第7により融資のあっせんを受けた場合において、これを拒絶しようとするときは、様式第28号により知事に報告するものとする。

第10 融資条件の変更等

協会は、取扱金融機関により融資が実行された後、融資期間の延長等当初の融資内容に変更を生じた旨の報告を受けた時は、当該報告内容を知事に報告するものとする。

ただし、協会の保証を付さない融資において、融資条件の変更等が生じた場合は、取扱金融機関が当該変更内容を知事に報告するものとする。

第11 報告

(1) 協会及び取扱金融機関は、この要綱による保証又は融資の状況等を別に定めるところにより知事に報告するものとする。

(2) 融資を受けた者で、静岡県特別政策資金融資制度取扱要領に定める書類の提出が必要な場合は、取扱金融機関を通して、知事に速やかに提出しなければならない。

第12 利子補給金の額

(1) 平成26年度以前に融資実行されたもの

利子補給金の額は、資金及び融資条件ごと年度別に区分して算定するものとし、毎年4月1日から9月30日まで（以下「上期」という。）及び10月1日から3月31日まで（以下「下期」という。）の各期間における融資平均残高（計算期間中各月初残高の合計を6で除して得た金額）に融資実行時の利子補給率及び期間（6/12）を乗じて得た額の合計とする。

なお、協会の保証を付す融資にあつては、前月末の保証債務残高を各月初残高とし、協会の保証を付さない融資にあつては、前月末の融資残高を各月初残高とする。

(2) 平成27年度以降に融資実行されたもの

利子補給金の額は、資金及び年度別に区分して算定するものとし、上期及び下期の各期間における各月初残高に利子補給率を乗じて得た額に期間（1/12）を乗じて得た額の合計とする。

なお、協会の保証を付す融資にあつては、前月末の保証債務残高を各月初残高とし、協会の保証を付さない融資にあつては、前月末の融資残高を各月初残高とする。

ただし、令和7年8月1日以降に融資実行されたものについて、中小企業者等が当該融資について期限の利益を喪失した場合は、期限の利益喪失日の属する月の前月末の保証債務残高又は融資残高を各月初残高とする。

また、利子補給率は、融資期間中の各月の融資の返済時における融資利率に基づいて算出するものとする。

第13 利子補給金の申請

(1) 提出書類 各1部

ア 交付申請書（様式第22号）

イ 所要額計算書（様式第24号、様式第25号及び様式第26号）

(2) 提出期限

別に定める日まで

第14 交付の条件

次に掲げる事項は、交付を決定する際の条件となるものとする。

(1) 別表に掲げる事項のうち融資対象者、資金使途、融資限度額、融資利率、融資期間及び償還方法

(2) 利子補給金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を利子補給金の交付を受けた年度終了後10年間保管しなければならないこと。

第15 実績報告

(1) 提出書類 各1部

ア 実績報告書（様式第23号）

イ 所要額計算書（様式第24号、様式第25号及び様式第26号）

(2) 提出期限

毎年上期における貸付金に係るものについては当該年度の10月15日まで、毎年下期における貸付金に係るものについては翌年度の4月15日まで

第16 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書（様式第27号）

(2) 提出期限

利子補給金交付確定通知書受領後10日以内

第17 利子補給金交付手続

第13利子補給金の申請から第16請求の手続までの利子補給金交付手続は、静岡県中小企業事業資金融資制度要綱及び静岡県中小企業経営安定資金融資制度要綱の利子補給金交付手続と一括して行うものとする。

第18 利子補給金の返還

(1) 知事は、この要綱に基づき融資を受けた者が、次の各号の一に該当したときは、当該融資に対する利子補給金を打ち切り、当該取扱金融機関に対し、既に交付した利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

ア 借入金を借入れの目的以外に使用したとき

イ この要綱又はこの要綱に基づく規定に違反したとき

(2) 知事は、取扱金融機関がこの要綱又はこの要綱に基づく規定に違反したときは、既に交付した利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(3) 取扱金融機関は、(1)(2)に該当する事案が発生した場合は、速やかに知事に報告するものとする。

第19 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

2 静岡県特別政策資金融資制度要綱（以下「旧要綱」という。）は廃止する。

なお、この要綱の施行前に旧要綱により実行された融資（以下「既往融資」という。）については、資金の預託を除き、なお従前の例による。

3 第11で定める利子補給率について既往融資に係る利子補給率については、融資実行前に取扱金融機関が同意した融資条件表に定める条件に基づき、次の算式により算出したものとする。

$$\frac{\text{融資利率} - \text{預託利率} \times \text{預託割合}}{1 - \text{預託割合}} = \text{融資利率}$$

附 則

この改正は、平成15年3月3日から施行する。

附 則

この改正は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成15年5月2日から施行し、平成15年4月9日から適用する。

附 則

この改正は、平成15年9月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成16年4月1日から施行する。

2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

1 この改正は、平成17年4月1日から施行する。

2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

1 この改正は、平成17年4月13日から施行する。

2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証申込受付をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 23 年 10 月 18 日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 25 年 12 月 27 日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、

なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成27年4月10日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成28年11月9日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成29年3月10日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成30年12月17日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和元年5月31日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和2年11月4日から施行し、令和2年10月1日から適用する。

- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和4年1月5日から施行し、別表の経営革新等貸付融資対象者5の規定は令和3年6月16日から、その他の規定は令和3年8月2日から適用する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和5年3月15日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和6年11月10日から施行し、令和6年9月2日から適用する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和7年8月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

資金名	融資対象者	資金使途
<p>開業パワーアップ支援資金</p>	<p>県内で事業を営む（営もうとする場合を含む）創業者であって、次のいずれかに該当するもの（国の全国統一制度である創業関連保証、スタートアップ創出促進保証及び再挑戦支援保証を付するものを含む。）。</p> <p>[静岡県特別政策資金融資制度取扱要領 参照]</p> <p>1 産業競争力強化法に掲げるもの</p> <p>ア 事業を営んでいない個人であって、1月以内（産業競争力強化法第2条第31項第1号の認定特定創業支援事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者）にあつては、6月以内）に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの。</p> <p>イ 事業を営んでいない個人であって、2月以内（産業競争力強化法第2条第31項第3号の認定特定創業支援事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者）にあつては、6月以内）に新たに会社を設立し、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの。</p> <p>ウ 中小企業者である会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの。</p> <p>エ 中小企業者であつて、事業を開始した日以後の期間が5年未満の個人（当該事業を開始した日以前に事業を営んでいなかったものに限る。）</p> <p>オ 中小企業者であつて、設立の日以後の期間が5年未満の会社（当該設立の日以前に事業を営んでいなかった個人により設立されたものに限る。）</p> <p>カ 中小企業者であつて、設立の日以後の期間が5年未満の会社（中小企業者である会社が自らの事業の全部若しくは一部を継続して実施しつつ新たに設立したものに限る。）</p> <p>キ エに掲げる個人が法人成りしたものであつて、エに掲げる事業を開始した日以後の期間が5年未満の法人</p> <p>2 その他創業者として知事が定めるもの</p> <p>ア 事業を営む期間が5年未満の個人であつて、新たに法人を設立したもの</p> <p>イ 1オに掲げる会社の代表者が1オとは別に設立した法人であつて、1オに掲げる会社を設立した日以降の期間が5年未満の法人</p> <p>ウ 協会の保証の対象とならない事業を営んでいる個人又は法人が、対象となる事業を開始した日以後の期間が5年未満のもの</p>	<p>県内で営む又は営もうとする事業に必要な設備資金、運転資金及び開業パワーアップ支援資金の既借入金の借換えに必要な資金（新たな資金を借り入れて一本化を行う場合に限る。）</p> <p>[静岡県特別政策資金融資制度取扱要領 参照]</p>
<p>特別政策資金</p> <p>新事業展開支援資金</p> <p>経営革新等貸付</p>	<p>原則として1年以上継続して同一事業を営んでいるものであつて、次のいずれかに該当する中小企業者、特定事業者及び組合</p> <p>1 中小企業等経営強化法に基づき、経営革新計画について知事の承認を受けたもの</p> <p>2 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）に基づき、農工商等連携事業計画について主務大臣の認定を受けたもの</p> <p>3 中小企業等経営強化法に基づき、経営力向上計画について主務大臣の認定を受けたもの</p> <p>4 地域経済牽引事業計画の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）に基づき、地域経済牽引事業計画について、知事の認定を受けたもの</p> <p>5 中小企業等経営強化法に基づき、先端設備等導入計画について、市町長の認定を受けたもの（廃止前の生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）に基づく認定を含む。）</p> <p>6 廃止前の中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成18年法律第33号）に基づき、特定研究開発等計画について経済産業大臣の認定を受けたもの</p>	<p>1 承認を受けた経営革新計画に従つて実施する事業に必要な設備資金及び運転資金</p> <p>2 認定を受けた農工商等連携事業計画に従つて実施する事業に必要な設備資金及び運転資金</p> <p>3 認定を受けた経営力向上計画に従つて行われる経営力向上に係る事業のうち新事業活動の実施に必要な設備資金</p> <p>4 承認を受けた地域経済牽引事業計画に従つて実施する事業に必要な設備資金及び運転資金</p> <p>5 認定を受けた先端設備等導入計画に従つて実施する事業に必要な設備資金</p> <p>6 認定を受けた特定研究開発等計画に従つて実施する事業に必要な設備資金及び運転資金</p>

融資限度額	融資利率及び 利子補給率	融資期間	償還方法	信用保証及び 保証料率	担保及び保証人	提出書類	申込窓口
1企業 3,500万円	別に定めるところによる。	10年以内	元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還 ただし、1年以内（スタートアップ創出促進保証を付する場合は3年以内）の据置期間を認める。	協会の保証付きとし、保証料率は別に定めるところによる。	協会の定めるところによる。	<ul style="list-style-type: none"> 申込書（様式第1号） 協会が定める書類（新規借入時に既借入金と一本化する場合） 上記の書類のほか <ul style="list-style-type: none"> 借換計画書（様式第1号別紙2） 	商工会議所 商工会 静岡県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。） 産業財団 県商工金融課 取扱金融機関
新事業展開支援資金全体の合計で1企業・1組合 1億6,000万円	別に定めるところによる。	10年以内	元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還 ただし、1年以内の据置期間を認める。	取扱金融機関が必要と認めるときは、協会の保証を付するものとし、その保証料率は別に定めるところによる。	取扱金融機関又は協会の定めるところによる。	<ul style="list-style-type: none"> 申込書（様式第1号） 見積書（設備資金を利用する場合） 経営革新計画に係る承認書の写し（融資対象者1の場合） 農商工等連携事業計画に係る主務大臣の認定書の写し（融資対象者2の場合） 経営力向上計画に係る主務大臣の認定書の写し（融資対象者3の場合） 地域経済牽引事業計画に係る都道府県知事の認定書の写し（融資対象者4の場合） 先端設備等導入計画に係る市町長の認定書の写し（融資対象者5の場合） 特定研究開発等計画に係る経済産業大臣認定書の写し（融資対象者6の場合） 各計画の申請書類 決算書（最近2年間） 【協会の保証を付さない場合】 <ul style="list-style-type: none"> 商業登記簿謄本の写し 法人の場合は、事業税、県民税の納税証明書、個人の場合は、事業税の納税証明書 許認可証等の写し（融資申込時に許認可等未取得していない場合は、取得後速やかに県商工金融課に提出すること。） 	取扱金融機関

資金名	融資対象者	資金使途
新事業展開支援資金 少子化対策・障害者雇用支援交付	原則として1年以上継続して同一事業を営んでいるものであって、次のいずれかに該当する中小企業者、組合 1 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局長に届出をしたもの 2 静岡県次世代育成支援企業認証制度の認証を受けているもの（このとりカンパニー） 3 新たに障害者を常用雇用するもの 4 障害者雇用率が2.5%を超えているもの	1 一般事業主行動計画の実施に必要な設備資金及び運転資金 2 静岡県次世代育成支援企業認証制度の認証を受けた企業（このとりカンパニー）が実施する事業に必要な設備資金及び運転資金 3 新たに障害者を常用雇用するために必要な設備資金及び運転資金 4 障害者を常用雇用するために必要な設備資金及び運転資金
特別政策資金 防災・減災強化交付 防災・減災強化資金 特定建築物耐震化特別交付	原則として1年以上継続して同一事業を営んでいるものであって、防災・減災対策を行う中小企業者（中小企業者以外で知事が認めた者を含む。）及び組合	1 地震災害を防止するために必要な設備資金及び運転資金 2 事業継続計画の策定及び事業継続計画に基づく対策の実施に必要な設備資金（法令により義務付けられている設備を除く。）及び運転資金 [静岡県特別政策資金融資制度取扱要領 参照] 特定建築物の地震災害を防止するために必要な設備資金及び運転資金 [静岡県特別政策資金融資制度取扱要領 参照]

融資限度額	融資利率及び 利子補給率	融資期間	償還方法	信用保証及び 保証料率	担保及び 保証人	提出書類	申込窓口
<p>新事業展開支援資金全体の合計で1企業・1組合 1億6,000万円</p> <p>ただし、少子化対策・障害者雇用支援貸付は、上記限度額内で1企業・1組合7,000万円を上限とする。</p>	別に定めるところによる。	10年以内	元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還 ただし、1年以内の据置期間を認める。	取扱金融機関が必要と認めるときは、協会の保証を付するものとし、その保証料率は別に定めるところによる。	取扱金融機関又は協会の定めるところによる。	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込書（様式第1号） ・見積書（設備資金を利用する場合） ・事業計画書（様式第11号）（資金使途2の場合を除く） ・決算書（最近2年間） <p>【1の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般事業主行動計画策定・変更届の写し <p>【2の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静岡県次世代育成支援企業認証書の写し <p>【4の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用状況報告書（様式第12号） ・事業所別被保険者台帳照会 <p>【協会の保証を付さない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業登記簿謄本の写し ・法人の場合は、事業税、県民税の納税証明書、個人の場合は、事業税の納税証明書 ・許認可証等の写し（融資申込時に許認可等を取得していない場合は、取得後速やかに県商工金融課に提出すること。） 	
1企業・1組合 1億円	別に定めるところによる。	10年以内	元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還 ただし、1年以内の据置期間を認める。	取扱金融機関が必要と認めるときは、協会の保証を付するものとし、その保証料率は別に定めるところによる。	取扱金融機関又は協会の定めるところによる。	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込書（様式第1号） ・事業計画書（様式第13号） ・見積書（設備資金を利用する場合） ・図面、写真等（現況及び建替え又は改修等の状況（計画）がわかるもの） ・決算書（最近2年間） <p>【耐震改修計画の策定の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断結果報告書及び耐震判定委員会の判定書の写し <p>【建築物の建替えの場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断結果報告書及び耐震判定委員会の判定書の写し ・現有建築物の登記事項証明書 等 ・証明書（様式第14号） <p>【建築物の改修の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断結果報告書及び耐震判定委員会の判定書の写し ・耐震改修計画書 ・証明書（様式第14号）又は耐震改修計画の認定書の写し <p>【囲障、非構造部材、アスベストの場合】（該当する場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証明書（様式第14号） <p>【防災・減災強化貸付の資金使途2の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業継続計画書 ・自己診断チェックリスト <p>【特定建築物耐震化特別貸付を利用する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定建築物確認書（様式第13号別紙） <p>【協会の保証を付さない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業登記簿謄本の写し ・法人の場合は、事業税、県民税の納税証明書、個人の場合は、事業税の納税証明書 ・許認可証等の写し（融資申込時に許認可等を取得していない場合は、取得後速やかに県商工金融課に提出すること。） 	取扱金融機関
1企業・1組合 10億円	別に定めるところによる。	15年以内	元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還 ただし、5年以内の据置期間を認める。	取扱金融機関が必要と認めるときは、協会の保証を付するものとし、その保証料率は別に定めるところによる。	取扱金融機関又は協会の定めるところによる。	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込書（様式第1号） ・事業計画書（様式第13号） ・見積書（設備資金を利用する場合） ・図面、写真等（現況及び建替え又は改修等の状況（計画）がわかるもの） ・決算書（最近2年間） <p>【耐震改修計画の策定の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断結果報告書及び耐震判定委員会の判定書の写し <p>【建築物の建替えの場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断結果報告書及び耐震判定委員会の判定書の写し ・現有建築物の登記事項証明書 等 ・証明書（様式第14号） <p>【建築物の改修の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断結果報告書及び耐震判定委員会の判定書の写し ・耐震改修計画書 ・証明書（様式第14号）又は耐震改修計画の認定書の写し <p>【囲障、非構造部材、アスベストの場合】（該当する場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証明書（様式第14号） <p>【防災・減災強化貸付の資金使途2の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業継続計画書 ・自己診断チェックリスト <p>【特定建築物耐震化特別貸付を利用する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定建築物確認書（様式第13号別紙） <p>【協会の保証を付さない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業登記簿謄本の写し ・法人の場合は、事業税、県民税の納税証明書、個人の場合は、事業税の納税証明書 ・許認可証等の写し（融資申込時に許認可等を取得していない場合は、取得後速やかに県商工金融課に提出すること。） 	

資金名	融資対象者	資金使途
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">特別政策資金</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地震リスク分散資金</p>	<p>原則として1年以上継続して同一事業を営んでいるものであって、地震リスク分散を行う中小企業者、組合（本資金と同時かつ同一の資金使途について、成長産業分野支援資金及びフロンティア推進資金との併用は認めない。）</p>	<p>静岡県第4次地震被害想定において想定される被害への対策のために行う移転又は分散（新設）に必要な設備資金（土地取得費を含む） [静岡県特別政策資金融資制度取扱要領 参照]</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">特別政策資金</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">脱炭素支援資金</p>	<p>原則として1年以上継続して事業を営んでいるものであって、脱炭素に係る取組（新エネ・省エネ設備等の導入、温室効果ガス排出削減に寄与する設備の導入及び環境性能評価で一定以上の評価を受けた工場等建築物の設備投資及び温室効果ガス排出削減計画書制度に基づき、計画書を県に提出）を実施する中小企業者、組合</p>	<p>新エネ・省エネ設備等の導入、温室効果ガス排出削減に寄与する設備の導入及び環境性能評価で一定以上の評価を受けた工場等建築物の設備投資に必要な資金及び温室効果ガス排出削減計画に従って実施する事業に必要な設備資金及び運転資金</p>

融資限度額	融資利率及び 利子補給率	融資期間	償還方法	信用保証及び 保証料率	担保及び 保証人	提出書類	申込窓口
1企業・1組合 10億円	別に定めるところ による。	15年以内	元金均等月賦償 還又は元利均等 月賦償還 ただし、5年以 内の据置期間を 認める。	取扱金融機関 が必要と認め たときは、協 会の保証を付 するものと し、その保証 料率は別に定 めるところに よる。	取扱金融 機関又は 協会の定 めるところ による。	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込書（様式第1号） ・事業計画書（様式第15号） ・見積書 ・現在地及び計画地の地図 ・決算書（最近2年間） ・耐震診断結果報告書及び耐震判定委員会の判定書の写し（耐震診断を要する場合） <p>【建築物を建築する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証明書（様式第14号） ・設計図書 <p>【既存建築物を取得する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断結果報告書及び耐震判定委員会の判定書の写し <p>【既存建築物を改修する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断結果報告書及び耐震判定委員会の判定書の写し ・耐震改修計画書 ・証明書（様式第14号）又は耐震改修計画の認定書の写し <p>【協会の保証を付さない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業登記簿謄本の写し ・法人の場合は、事業税、県民税の納税証明書、個人の場合は、事業税の納税証明書 ・許認可証等の写し（融資申込時に許認可等を取得していない場合は、取得後速やかに県商工金融課に提出すること。） 	取扱金融機関
1企業・1組合 1億円 ただし、天然ガスコージェネレーションを導入する場合は、3億円	別に定めるところ による。	10年以内	元金均等月賦償 還又は元利均等 月賦償還 ただし、1年以 内の据置期間を 認める。	取扱金融機関 が必要と認め たときは、協 会の保証を付 するものと し、その保証 料率は別に定 めるところに よる。	取扱金融 機関又は 協会の定 めるところ による。	<ul style="list-style-type: none"> ・申込書（様式第1号） ・決算書（最近2年間） ・見積書（設備資金を利用する場合） <p>【新エネ・省エネ設備等を導入する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新エネ・省エネ設備等導入事業計画書（様式第7号） <p>【次世代自動車等を導入する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代自動車等導入事業計画書（様式第8号） <p>【環境配慮建築物を導入する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮建築物計画書（様式第9号） <p>【温室効果ガス排出削減計画に従い、設備資金及び運転資金を利用する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス排出削減に係る資金使途説明書（様式第10号） ・温室効果ガス排出削減計画書の写し ・静岡県中小企業等省エネ設備導入促進事業費補助金の交付決定通知書の写し（設備資金を利用する場合） <p>【協会の保証を付さない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業登記簿謄本の写し ・法人の場合は、事業税、県民税の納税証明書、個人の場合は、事業税の納税証明書 ・許認可証等の写し（融資申込時に許認可等を取得していない場合は、取得後速やかに県商工金融課に提出すること。） 	

資金名	融資対象者	資金使途
特別政策資金 成長産業分野支援資金	<p>(成長産業分野) 成長産業分野に関するものであって、開業パワーアップ支援資金の要件を満たす中小企業者、組合又は経営革新等貸付の要件を満たす中小企業者、特定事業者及び組合（本貸付と同時にかつ同一の資金使途について、地震リスク分散資金及びフロンティア推進資金との併用は認めない。） [静岡県特別政策資金融資制度取扱要領 参照]</p>	<p>成長産業分野事業の実施に必要な設備資金、運転資金及び開業パワーアップ支援資金の要件による既借入金の借換えに必要な資金（新たな資金を借り入れて一本化を行う場合に限る。）</p>
	<p>(プロジェクト分野) ファルマバレー、静岡ウェルネス及びフotonバレーの各プロジェクトに参画する中小企業者、組合（本貸付と同時にかつ同一の資金使途について、地震リスク分散資金及びフロンティア推進資金との併用は認めない。）</p>	<p>ファルマバレー、静岡ウェルネス及びフotonバレーの各プロジェクト関連分野事業の実施に必要な設備資金及び運転資金</p>
フロンティア推進資金	<p>次のいずれかに該当する中小企業者、組合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災・減災と地域成長を目指すフロンティア推進区域（以下「推進区域」という。）における事業に合致するとともに、当該区域の市町との防災協定の締結に向けた協議を行うなど、安全・安心で魅力ある地域づくりに資するものとして、市町から認められた事業を行う中小企業者、組合 2 既存の推進区域と連携・補完し合い推進エリアを形成するフロンティア新拠点区域（以下「新拠点区域」という。）における事業に合致するとともに、当該区域の市町との防災協定の締結に向けた協議を行うなど、安全・安心で魅力ある地域づくりに資するものとして、市町から認められた事業を行う中小企業者、組合 3 フロンティア循環拠点区域（以下「循環拠点区域」という。）における事業に合致するとともに、市町から認められた事業を行う中小企業者、組合 <p>（本貸付と同時にかつ同一の資金使途について、地震リスク分散資金及び成長産業分野支援資金との併用は認めない。）</p>	<p>推進区域、新拠点区域又は循環拠点区域における事業の実施に必要な設備資金（土地取得費を含む。）</p>

融資限度額	融資利率及び 利子補給率	融資期間	償還方法	信用保証及び 保証料率	担保及び 保証人	提出書類	申込窓口
資金全体の合計で 1 企業、1 組合 10 億円 ただし、開業パ ワーアップ支援資 金の要件を満たす貸 付の場合は、上記 融資限度額内で開 業パワーアップ支 援資金の融資限度 額を上限とする。	別に定めるところ による。	開業パワ ーアップ支 援資金又は経 営革新等貸 付に準ず る。	元金均等月賦償 還又は元利均等 月賦償還 ただし、1 年以 内の据置期間を 認める。	開業パワ ーアップ支 援資金 又は経営革 新等貸付に準 ずる。	開業パワ ーアップ 支援資金 又は経営 革新等貸 付に準ず る。	開業パワーアップ支援資金又は経営革新等 貸付に準ずる書類 上記の書類のほか <ul style="list-style-type: none"> ・成長産業分野支援資金確認書（様式第 16 号） ・土地・建築物等取得計画書（様式第 17 号）（土地又は建築物等を取得する場合） ・見積書（設備資金を利用する場合） 【次世代自動車等を導入する場合】 ・次世代自動車等導入事業計画書（様式第 8 号） 【環境配慮建築物を導入する場合】 ・環境配慮建築物計画書（様式第 9 号） 【建築物を建築・増築・改修する場合】 ・設計図書 【協会の保証を付さない場合】 ・商業登記簿謄本の写し ・法人の場合は、事業税、県民税の納税証 明書、個人の場合は、事業税の納税証明 書 ・許認可証等の写し（融資申込時に許認可 等を取付していない場合は、取得後速や かに県商工金融課に提出すること。）	取扱金融機関
		10 年以内				取扱金融機関 が必要と認め たときは、協 会の保証を付 するものと し、その保証 料率は別に定 めるところに よる。	
1 企業・1 組合 10 億円	別に定めるところ による。	15 年以内	元金均等月賦償 還又は元利均等 月賦償還 ただし、5 年以 内の据置期間を 認める。	取扱金融機関 が必要と認め たときは、協 会の保証を付 するものと し、その保証 料率は別に定 めるところに よる。	取扱金融 機関又は 協会の定 めるところに よる。	<ul style="list-style-type: none"> ・申込書（様式第 1 号） ・事業計画書（様式第 18 号） ・見積書 ・フロンティア推進資金支給対象事業者確 認書（様式第 18 号別紙） ・計画地の地図 ・決算書（最近 2 年間） 【建築物を建築・増築・改修する場合】 ・証明書（様式第 14 号）又は耐震改修計 画の認定書の写し ・設計図書 【既存建築物を取得する場合】 ・耐震診断結果報告書及び耐震判定委員 会の判定書の写し 【協会の保証を付さない場合】 ・商業登記簿謄本の写し ・法人の場合は、事業税、県民税の納税証 明書、個人の場合は、事業税の納税証明 書 ・許認可証等の写し（融資申込時に許認可 等を取付していない場合は、取得後速や かに県商工金融課に提出すること。）	取扱金融機関

資金名	融資対象者	資金使途
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">特別政策資金</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">事業承継資金</p>	<p>1 原則として一年以上同一事業を営んでいる中小企業者又は組合から事業を譲り受ける者（ただし、事業を譲り受ける者の本社や事業所等（以下「本店等」という。）が静岡県内に所在しない場合においては、事業を譲り渡す者の本店等が静岡県内に所在する場合に限る。）で下記のいずれかの要件を満たす者</p> <p>(1) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号。以下「経営承継円滑化法」という。）に基づく都道府県知事の認定を受けて事業承継を行おうとする者</p> <p>(2) 静岡県事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受けて策定した事業承継計画に基づき事業承継を行おうとする者</p> <p>(3) 中小企業等経営強化法に規定する「認定経営革新等支援機関」の支援を受けて策定した事業承継計画に基づき事業承継を行おうとする者</p> <p>2 前項各号のいずれかの要件を満たし、かつ一年以上同一事業を営んでいる中小企業者又は組合で事業を譲り渡す者（ただし、事業を譲り渡す者の本店等が静岡県内に所在しない場合においては、事業を譲り受ける者の本店等が静岡県内に所在する場合に限る。）</p>	<p>1 事業承継契約等に係る経費</p> <p>2 株式取得に係る経費</p> <p>3 事業資産買取に係る経費</p> <p>4 事業承継計画を実行するための運転資金</p> <p>5 事業承継計画を実行するための設備資金</p> <p>6 事業承継計画を実行するための既借入金の借換えに必要な資金（国の全国統一制度である事業承継特別保証を付す場合及び経営承継借換関連保証を付す場合を対象とする。）</p>

融資限度額	融資利率及び 利子補給率	融資期間	償還方法	信用保証及び 保証料率	担保及び 保証人	提出書類	申込窓口
1 企業・1 組合 2 億 8 千万円	別に定めるところ による。	運転資金 10 年以内 設備資金 15 年以内 借換資金 10 年以内	元金均等月賦償 還又は元利均等 月賦償還 ただし、1 年以 内の据置期間を 認める。	取扱金融機関 が必要と認め たときは、協 会の保証を付 するものと し、その保証 料率は別に定 めるところに よる。	取扱金融 機関又は 協会の定 めるところ による。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込書（様式第 1 号） ・ 事業承継計画書（様式第 19 号） ・ 見積書（設備資金を利用する場合） ・ 決算書（最近 2 年間） ・ 株主名簿（株式の取得に係る場合のみ） ・ 協会が定める書類 【経営承継円滑化法に係る都道府県知事の 認定を受けた場合】 ・ 都道府県知事の認定書の写し （利用する保証により、知事認定が必須の 場合がある。静岡県特別政策資金融資制 度取扱要領 参照） 【静岡県事業承継・引継ぎ支援センター又 は認定経営革新等支援機関の支援を受け た場合】 ・ 事業承継支援証明書（様式第 20 号） 【協会の保証を付さない場合】 ・ 商業登記簿謄本の写し ・ 法人の場合は、事業税、県民税の納税証 明書、個人の場合は、事業税の納税証明 書 ・ 許認可証等の写し（融資申込時に許認可 等を取得していない場合は、取得後速や かに県商工金融課に提出すること。） <p>【事業承継後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 株主名簿（株式の取得に係る場合のみ） 	取扱金融機関

静岡県中小企業融資制度資金金利一覧表

1 事業資金、経営安定資金

資金名		融資利率等			
		基準金利 (a)	利子補給率 (b)	融資利率 (a) - (b)	
事業資金	経営改善資金	年 2.08%	年 0.18%	年 1.9%	
	小口零細企業貸付	年 1.98%	年 0.18%	年 1.8%	
	経営改善資金借換枠	年 2.08%	年 0.18%	年 1.9%	
	短期経営改善資金	年 2.06%	年 0.26%	年 1.8%	
経営安定資金	経営安定資金	経済変動対策貸付	年 2.07%	年 0.47%	年 1.6%
		連鎖倒産防止貸付	年 2.07%	年 0.47%	年 1.6%
		再生企業支援貸付	年 2.07%	年 0.47%	年 1.6%
		経営改善・再生支援強化枠	年 2.08%	年 0.18%	年 1.9%
		経営改善・再生支援強化枠	年 2.07%	年 0.47%	年 1.6%
		中小企業災害対策資金	年 2.07%	年 0.47%	年 1.6%
	経営力強化資金	年 2.07%	年 0.47%	年 1.6%	

注 静岡県信用保証協会の保証付き融資で、特別小口保証（特別小口保証を利用した小口零細企業貸付を除く。）、経営安定関連（1号～4号、6号）の保険特例利用保証、東日本大震災復興緊急保証、危機関連保証、激甚災害保証、事業再生計画実施関連保証（責任共有制度対象外となる融資の場合）を利用した融資については、融資利率及び基準金利を各資金の率からそれぞれ0.1%減じた率とする。

2 特別政策資金

資金名		融資利率等		
		金融機関所定金利 (a)	利子補給率 (b)	融資利率 (a) - (b)
特別政策資金	開業パワーアップ支援資金	年 2.07%以内	年 0.47%以内	年 1.6%以内
	新事業展開支援資金			
	経営革新等貸付	年 2.07%以内	年 0.47%以内	年 1.6%以内
	少子化対策・障害者雇用支援貸付	年 2.07%以内	年 0.47%以内	年 1.6%以内
	防災・減災強化資金			
	防災・減災強化貸付	年 2.07%以内	年 0.47%以内	年 1.6%以内
		年 2.07%以内	年 1.035%以内	年 1.035%以内
	特定建築物耐震化特別貸付	年 2.07%以内	年 0.47%以内	年 1.6%以内
		年 2.07%以内	年 1.035%以内	年 1.035%以内
	地震リスク分散資金	年 2.07%以内	年 0.67%以内	年 1.4%以内
	脱炭素支援資金	年 2.07%以内	年 0.47%以内	年 1.6%以内
		年 2.07%以内	年 0.67%以内	年 1.4%以内
成長産業分野支援資金	上限なし 下限なし	年 0.67%以内	金融機関所定金利 - 利子補給率	
フロンティア推進資金	年 2.07%以内	年 0.67%以内	年 1.4%以内	
事業承継資金	年 2.07%以内	年 0.47%以内	年 1.6%以内	

- 注1 開業パワーアップ支援資金で、創業関連保証、スタートアップ創出促進保証又は再挑戦支援保証を利用した場合は、金融機関所定金利 1.97%以内及び融資利率 1.5%以内とする。
- 注2 防災・減災強化資金の欄中、各貸付に係る下段の融資利率等は、「建築物の建替え」、「耐震補強」、「地盤改良等」及び「浸水防止」の場合の率である。（「静岡県特別政策資金融資制度取扱要領」第 18 を参照）
- 注3 脱炭素支援資金の欄中、下段の融資利率等は、新エネ設備特別型、温室効果ガス排出削減に寄与する設備の導入及び環境性能評価で一定以上の評価を受けた工場等建築物の設備投資の場合の率である。
- 注4 特別政策資金の利子補給率は、次のとおりとする。
- (1) 利子補給率年 0.47%以内の場合の資金又は貸付について、金融機関所定金利の $1/2$ とする。ただし、0.47%を上限とする。
 - (2) 利子補給率年 0.67%以内の場合の資金について、金融機関所定金利の $1/2$ とする。ただし、0.67%を上限とする。
 - (3) 利子補給率年 1.035%以内の場合の資金について、金融機関所定金利の $1/2$ とする。ただし、1.035%を上限とする。
- 注5 成長産業分野支援資金については、固定又は変動金利とし、成長産業分野支援資金以外の資金については、固定金利とする。

附 則

この一覧表は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改定は、平成 15 年 5 月 12 日から適用する。
- 2 再建企業支援貸付の融資利率は、年 1.5%とする。
ただし、融資利率年 1.8%(この改定の適用前に実行(静岡県信用保証協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。以下同じ。)された融資にあっては、年 1.9%)未満の長期の県制度融資既往借入分を除く返済資金については、年 1.8%とする。
- 3 この改定の適用前に実行された融資については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成 15 年 7 月 7 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 15 年 12 月 18 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 再建企業支援貸付の融資利率は、年 1.7%とする。
ただし、融資利率年 2.0%(この改定の適用前に実行(静岡県信用保証協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。以下同じ。)された融資にあって、平成 15 年 5 月 11 日以前に実行された融資については年 1.9%、その他の融資については年 1.8%)未満の長期の県制度融資既往借入分を除く返済資金については、年 2.0%とする。
- 3 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 再建企業支援貸付の融資利率は、年 1.8%とする。
ただし、融資利率年 2.1%(この改定の適用前に実行(静岡県信用保証協会の保証付き融資にあっては、保証申込受付をいう。以下同じ。)された融資にあって、平成 15 年 5 月 11 日以前に実行された融資については年 1.9%、平成 15 年 5 月 12 日以降から平成 19 年 3 月 31 日以前に実行された融資については年 1.8%、その他の融資については年 2.0%)未満の長期の県制度融資既往借入分を除く返済資金については、年 2.1%とする。
- 3 この改正の施行前に実行された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 20 年 12 月 22 日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあっては、保証申込受付をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 22 年 3 月 1 日から施行する。

2 再建企業支援貸付の融資利率は、年 1.6%とする。

ただし、融資利率年 1.9%(この改定の適用前に実行(静岡県信用保証協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。以下同じ。)された融資であって、平成 15 年 5 月 11 日以前に実行された融資については年 1.9%、平成 15 年 5 月 12 日以降から平成 19 年 3 月 31 日以前に実行された融資については年 1.8%、平成 19 年 4 月 1 日以降から平成 19 年 9 月 30 日以前に実行された融資については年 2.0%、その他の融資については年 2.1%)未満の長期の県制度融資既往借入分を除く返済資金については、年 1.9%とする。

3 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

1 この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

1 この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

1 この改正は、平成 23 年 5 月 23 日から施行する。

2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

1 この改正は、平成 23 年 10 月 18 日から施行する。

2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

1 この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

1 この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

1 この改正は、平成 25 年 12 月 27 日から施行する。

2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

1 この改正は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあっては、保証申込受付をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

1 この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 再生企業支援貸付の融資利率は、年 1.6% (事業再生計画実施関連保証により責任共有制度対象外の融資を借り換える場合にあつては、年 1.5%)とする。

ただし、融資利率年 1.9%(この改定の適用前に実行(静岡県信用保証協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。以下同じ。)された融資であって、平成 15 年 5 月 11 日以前に実行さ

れた融資については年1.9%、平成15年5月12日以降から平成19年3月31日以前に実行された融資については年1.8%、平成19年4月1日以降から平成19年9月30日以前に実行された融資については年2.0%、その他の融資については年2.1%)未満の長期の県制度融資既往借入分を除く返済資金については、年1.9%とする。

- 3 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成27年4月10日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成28年11月9日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和元年6月20日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和2年3月18日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

- 3 経済変動対策貸付(新型コロナウイルス感染症対応枠)については、令和2年3月18日受付分から対象とする。

附 則

- 1 この改正は、令和2年5月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定に関わらず、令和2年度「国連携新型コロナウイルス感染症対応貸付」については、令和3年3月31日までに協会に申込み、かつ、同年5月31日までに融資の実行がされたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和4年1月5日から施行し、令和3年8月2日から適用する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和4年7月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和5年1月10日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定に関わらず、「経済変動対策貸付(原油・原材料高対応枠)」「経済変動対策貸付(新型コロナウイルス感染症対応枠)」については、令和6年3月29日までに協会に申込みしたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定に関わらず、「経済変動対策貸付新型コロナウイルス感染症関連資金借換枠」「再生企業支援貸付(新型コロナウイルス感染症対応枠)」については、令和7年3月31日までに協会に申込みしたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

静岡県中小企業融資制度資金信用保証料率一覧表

資 金 名			保 証 料 率 (注1)(注3)(注7)									割引適用 有担保保証 (△0.1%) (注2)	
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		
事業 改善 資金	経営 改善 資金	経営改善資金	年 1.30%	年 1.15%	年 1.00%	年 0.90%	年 0.80%	年 0.70%	年 0.60%	年 0.45%	年 0.30%	○	
		小口零細企業貸付	1.50%	1.35%	1.20%	1.05%	0.95%	0.85%	0.70%	0.55%	0.40%	○	
		経営改善資金借換枠	経営安定関連保証(1号~4号)の場合は、年0.6% 経営安定関連保証5号の場合は、年0.58% 経営安定関連保証(7号、8号)の場合は、年0.5% 東日本大震災復興緊急保証の場合は、年0.8%									/	
		短期経営改善資金	1.30%	1.15%	1.00%	0.90%	0.80%	0.70%	0.60%	0.45%	0.30%	○	
経営 安定 資金	経営 安定 資金	経済変動対策貸付	経営安定関連保証2号及び4号の場合は、年0.6% 経営安定関連保証5号の場合は、年0.58% 経営安定関連保証7号の場合は、年0.5% 東日本大震災復興緊急保証、危機関連保証の場合は、年0.8%									/	
		連鎖倒産防止貸付	1.30%	1.15%	1.00%	0.90%	0.80%	0.70%	0.60%	0.45%	0.30%	○	
		再生企業支援貸付	経営安定関連保証(1号)の場合は、年0.6%									/	
			経営安定関連保証(8号)の場合は、年0.5% 事業再生計画実施関連保証であって、責任共有制度対象の場合は、年0.8% 事業再生計画実施関連保証であって、責任共有制度対象外の場合は、年1.0% 経営改善・再生支援強化枠の場合は、年0.4%									/	
	中小企業災害対策資金	1.30%	1.15%	1.00%	0.90%	0.80%	0.70%	0.60%	0.45%	0.30%	○		
	経営力 強化 資金	激甚災害保証、経営安定関連保証(4号)の場合は、年0.6% (注4)									/		
		1.75% 1.55% 1.35% 1.15% 1.00% 0.80% 0.60% 0.45% 0.45%									○		
特別 政策 資金	開業 パワー アップ 支援 資金	1.30% 1.15% 1.00% 0.90% 0.80% 0.70% 0.60% 0.45% 0.30%									○		
		創業関連保証、再挑戦支援保証の場合は、年0.65%。 スタートアップ創出促進保証の場合は、年0.85%。 創業後1年未満で初めて静岡県信用保証協会の保証を利用する場合は年0%又は0.2%(注5) (創業関連保証又はスタートアップ創出促進保証利用で1,000万円まで)									/		
	新 事業 展 開 支 援 資 金	経営革新等貸付	年0.58%									/	
		少子化対策・障害者雇用支援貸付	1.30%	1.15%	1.00%	0.90%	0.80%	0.70%	0.60%	0.45%	0.30%	○	
	強 化 防 災 資 金	防災・減災強化資金											
		特定建築物耐震化特別貸付	1.30%	1.15%	1.00%	0.90%	0.80%	0.70%	0.60%	0.45%	0.30%	○	
	地 震 リ ス ク 分 散 資 金	地震リスク分散資金	1.30%	1.15%	1.00%	0.90%	0.80%	0.70%	0.60%	0.45%	0.30%	○	
		脱炭素支援資金	1.30% 1.15% 1.00% 0.90% 0.80% 0.70% 0.60% 0.45% 0.30%									○	
	成 長 産 業 分 野 支 援 資 金	成 長 産 業 分 野	開業パワーアップ支援資金要件	エネルギー対策保証の場合は、0.98%									○
			経営革新等貸付要件	1.30% 1.15% 1.00% 0.90% 0.80% 0.70% 0.60% 0.45% 0.30%									○
		成 長 産 業 分 野 支 援 資 金	創業関連保証、再挑戦支援保証の場合は、年0.65% スタートアップ創出促進保証の場合は、年0.85%										/
プロジェクト分野			1.30%	1.15%	1.00%	0.90%	0.80%	0.70%	0.60%	0.45%	0.30%	○	
フロンティア推進資金	1.30% 1.15% 1.00% 0.90% 0.80% 0.70% 0.60% 0.45% 0.30%									○			

資 金 名		保 証 料 率 (注1)(注3)									割引適用 有担保保証 (△0.1%) (注2)
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
特別 政策 資金	事業承継資金	1.30%	1.15%	1.00%	0.90%	0.80%	0.70%	0.60%	0.45%	0.30%	○
		1.15%	1.00%	0.85%	0.70%	0.60%	0.50%	0.40%	0.30%	0.20%	
		上段：普通保証、経営承継関連保証、特定経営承継関連保証、経営承継準備関連保証を利用する場合 下段：事業承継特別保証、経営承継借換関連保証を利用する場合 (注6)									
		事業承継サポート保証、特定経営承継準備関連保証の場合は、年0.80%									○

注1： 個々の利用者の保証料率はCRD(中小企業信用リスク情報データベース)のスコアリングシステムにより算出した評点を基に保証協会が決定する。

注2： 有担保保証については、0.1%の割引がある。

注3： 会計参与を設置していることを確認できる場合は、0.1%の割引がある。再生企業支援貸付(経営改善・再生支援強化枠)及び事業承継資金(事業承継特別保証又は経営承継借換関連保証を付して利用する場合は除く)ただし、個人事業主については、本割引を適用しない。

注4： 直接被害で利用する場合、保証料補助制度の適用がある。

注5： 保証料率0%又は0.2%のものについて、条件変更に係る保証料率は0.45%又は0.65%

注6： 県制度融資の利用にあたっては、中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受けることが必要であり、保証料補助制度の適用がある。

注7： 事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合には、国の「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」に定めるとおりとする。(経営者保証を提供しないことを希望する場合は、保証料率に0.25%又は0.45%の上乗せとする。)

附 則

- 1 この一覧表は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 特別小口保険の保険関係が成立する保証の場合、一覧表の規定にかかわらず、保証料率は年0.7%（経済変動対策貸付、連鎖倒産防止貸付（経営安定関連保証の場合に限る。）及び再建企業支援貸付にあっては、年0.6%）とする。
- 3 一覧表及び前項に掲げる保証以外の特別保証を付する場合並びに割引料率が適用される場合は、この限りでない。
- 4 この一覧表の施行前に現に静岡県信用保証協会が申込書類を受付処理したものについては、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成15年7月7日から施行する。

附 則

この改正は、平成15年12月18日から施行する。

附 則

この改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に保証承諾された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に保証承諾された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成19年4月1日から施行する。
ただし、小口零細企業貸付については、平成19年10月1日から施行するものとする。
- 2 この改正の施行前に保証承諾された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に保証申込受付された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に保証承諾された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に保証承諾された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に保証承諾された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成23年5月23日から施行する。
- 2 この改正の施行前に保証承諾された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成23年10月18日から施行する。
- 2 この改正の施行前に保証承諾された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に保証承諾された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に保証承諾された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成25年12月27日から施行する。
- 2 この改正の施行前に保証承諾された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に保証承諾された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成27年4月10日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 この改正の施行前に保証承諾された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に保証承諾された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成28年11月9日から施行する。
- 2 この改正の施行前に保証承諾された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に保証承諾された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に保証承諾された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和元年5月31日から施行する。
- 2 この改正の施行前に保証承諾された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和2年3月2日から施行する。
- 2 この改正の施行前に保証承諾された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に保証承諾された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和2年5月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に保証承諾された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に保証承諾された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和4年1月5日から施行し、令和3年8月2日から適用する。
- 2 この改正の施行前に保証承諾された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に保証承諾された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に保証承諾された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和6年3月15日から施行する。
- 2 この改正の施行前に保証承諾された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に保証承諾された融資については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定に関わらず、「経済変動対策貸付（原油・原材料高対応枠）」「経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）」については、令和6年3月29日までに協会に申込みしたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に保証承諾された融資については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定に関わらず、「経済変動対策貸付新型コロナウイルス感染症関連資金借換枠」「再生企業支援貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）」については、令和7年3月31日までに協会に申込みしたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に保証承諾された融資については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定に関わらず、「再生企業支援貸付（経営改善・再生支援強化枠）」については、令和8年3月31日までに協会に申込みしたものは、なお従前の例による。

県制度融資と信用保証枠

- ・県制度融資各資金各貸付は、原則として下表の保証制度を利用します。
- ・主に利用する保証制度には、①普通保証枠、②別枠の経営安定関連保証及び経営革新関連保証などがあり、それぞれの保証枠は独立して利用できます。
- ・取扱いに際しては、信用保証枠内で、かつ、各制度資金の融資限度額の範囲内であることが条件となります。

資金名	①普通保証枠 (1企業2億8,000万円 1組合4億8,000万円)			②別枠 (1企業2億8,000万円 1組合4億8,000万円)		(注2) 特別小口保証 (無担保・ 無保証人)
	無担保枠(①の内枠)			無担保枠 (②の内枠)		2,000万円
	(注1) 8,000万円	協会独自の 追加枠		8,000万円		
経営改善資金	○	○	×	×	×	○
小口零細企業	(注3) ○	(注3) ○	×	×	×	○
経営改善資金借換枠	○	○	×	(注4) ○	(注5) ○	○
短期経営改善資金	○	○	×	×	×	○
経営安定資金						
経済変動対策						
(売上減少)	○	○	(注6) ○ +1,000万円	(注7) ○	(注5) ○	○
(借入金残高減少)	×	×	×	(注8) ○	(注5) ○	○
連鎖倒産防止	○	○	(注6) ○ +1,000万円	(注9) ○	(注5) ○	○
再生企業支援	×	×	×	(注10) ○	(注5) ○	○
中小企業災害対策資金	○	○	○ +500万円	(注11) ○	○	○
経営力強化資金	○	○	×	×	×	×
開業パワーアップ支援資金	○	(注12) ○ (3,500万円)	×	×	×	○
新事業展開支援資金						
経営革新等	×	×	×	(注13) ○	○	○
少子化対策・障害者雇用支援	○	○	×	×	×	○
防災・減災強化資金						
防災・減災強化貸付	○	○	○ +2,000万円	×	×	○
特定建築物耐震化特別貸付	○	○	×	×	×	○
地震リスク分散資金	○	○	×	×	×	○
脱炭素支援資金	○	○	(注14) ○ +1億円	×	×	○
成長産業分野支援資金						
成長産業分野						
(開業パワーアップ支援資金要件)	○	(注12) ○ (3,500万円)	×	×	×	○
(経営革新等貸付要件)	×	×	×	(注13) ○	○	○
プロジェクト分野	○	○	×	×	×	○
フロンティア推進資金	○	○	×	×	×	○
事業承継資金	○	(注15) ○	×	(注16) ○	(注17) ○	○

- 注 1: 中小企業金融安定化特別保証の無担保残高がある場合、別途、限度額が生ずることがありますので、詳細は保証協会に御確認ください。
- 注 2: 特別小口保証制度の利用に当たっては、同保証制度以外の保証残高がないこと、税金の完納等の各要件があります。詳細は、保証協会に御確認ください。
- 注 3: 国の小口零細企業保証制度の対象資金ですので、平成 19 年 10 月 1 日からの取扱いとなります。既存の全ての保証残高と合算で 2,000 万円が限度ですので、詳細は保証協会に御確認ください。
- 注 4: 中小企業信用保険法(以下「信用保険法」という)第 2 条第 5 項各号による市町長の認定又は東日本大震災復興緊急保証の市町長の認定が必要となります。(東日本大震災復興緊急保証は、激甚災害保証や経営安定関連保証とはさらに別枠での利用となります。)
- 注 5: 中小企業金融安定化特別保証の無担保残高と合算で 8,000 万円が限度ですので、詳細は保証協会に御確認ください。
- 注 6: 経済変動対策貸付と連鎖倒産防止貸付と合算で 1,000 万円の追加枠です。
- 注 7: 信用保険法第 2 条第 5 項第 2 号(事業活動の制限)、第 2 条第 5 項第 4 号(突発的災害(自然災害等))又は第 2 条第 5 項第 5 号(不況業種)による市町長の認定若しくは東日本大震災復興緊急保証又は危機関連保証の市町長の認定が必要となります。
- 注 8: 信用保険法第 2 条第 5 項第 7 号(金融取引の調整)による市町長の認定が必要となります。
- 注 9: 信用保険法第 2 条第 5 項第 1 号(再生手続開始申立等)による市町長の認定が必要となります。
- 注 10: 信用保険法第 2 条第 5 項第 8 号(貸付債権の譲渡)による市町長の認定又は産業競争力強化法第 134 条の認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生計画等に従って事業再生を行うことが必要となります。
- 注 11: 激甚災害保証又は経営安定関連保証(4号)が利用できる場合。経営安定関連保証(4号)を利用するには信用保険法第 2 条第 5 項第 4 号(突発的災害(自然災害等))による市町長の認定が必要となります。ただし、他の保証制度の無担保残高との合算で別途、限度額がありますので、詳細は保証協会に御確認ください。
- 注 12: 創業関連保証、スタートアップ創出促進保証及び再挑戦支援保証による無担保制度で、合算して 3,500 万円の保証限度額となっています。ただし、他の無担保保険による保証債務残高と合算で 8,000 万円が限度です。
- 注 13: 経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、農商工等連携事業関連保証、特定研究開発等関連保証、経営力向上関連保証、地域経済牽引事業関連保証又は先端設備等導入関連保証による別枠です。
- 注 14: エネルギー需給安定対策保証が利用できる場合のみです。
- 注 15: 事業承継特別保証を利用する場合に限り、無担保枠 2 億 8,000 万円です。
- 注 16: 経営承継関連保証、経営承継準備関連保証、経営承継借換関連保証が利用できる場合のみです。
- 注 17: 経営承継借換関連保証を利用する場合に限り、無担保枠 2 億 8,000 万円です。

県制度融資要領編

静岡県中小企業事業資金融資制度取扱要領

第1 趣旨

この要領は、静岡県中小企業事業資金融資制度要綱（平成14年3月20日付け商金第500号商工労働部長通知、以下「要綱」という。）に基づく融資制度の円滑な運用を図るため、必要な事項を定める。

第2 制度融資の対象外業種

要綱第4で規定する融資対象者について、次の各号に掲げる業種は、中小企業事業資金の融資対象外とする。

- (1) 農業
- (2) 林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）
- (3) 漁業
- (4) 金融業（信用保証の対象となる業種を除く。）
- (5) 保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）
- (6) 遊興性の高い業種（信用保証の対象となる業種を除く。）
- (7) 本来的に中小企業として馴染まない業種（宗教など）

第3 融資対象者

要綱第4及び別表中の「融資対象者」の事業経歴の算定にあたっては、次の場合、事業経歴を通算することとする。

- (1) 「個人から法人に改組」 代表者が同一で、実質的に同一事業の継続であると認められるもの。
- (2) 「法人の一部を独立し、別法人を設立」 実質的に事業が継続されていると認められるもの。
- (3) 「事業承継」 個人又は法人から、個人又は法人に、実質的に事業継続と認められるもの。

なお、事業の開始時点は、個人にあつては、事業の開始が確認可能な日（税務署への開業届、賃貸借契約等）、法人にあつては、登記簿上の会社設立登記年月日とする。

第4 資金使途の対象外

要綱別表に規定する資金使途について、次の(1)～(5)に掲げるものは、対象外とする。

(1) 設備資金

ア 土地

イ 「3」「5」「7」ナンバーの自動車

ただし、旅客自動車運送事業の事業用自動車、物品賃貸業の賃貸用自動車及び介護保険法（平成9年法律第123号）の指定を受けてサービスの提供を行う事業者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の指定を受けた障害福祉サービス事業者が、事業として要介護者等の移動のために使用する、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第51条の3第1項第7号に規定する福祉自動車は除く。

ウ 住居及び居住に供する設備

エ 金融機関申込窓口への申込時以前に契約又は既に設置されている設備

- (2) 既借入金を借換えするための資金（経営改善資金、小口零細企業貸付及び経営改善資金借換枠を除く。）。ただし、県が特例として認めた場合（金融機関の支店の統廃合等に伴う場合等）は、この限りでない。
- (3) 本県外における工場店舗等に係る資金
- (4) 法人設立のための出資金

(5) 転貸資金（短期経営改善資金において組合員への貸付けに利用する場合を除く。）

第5 補助金等の控除

本資金の融資を受けようとする事業において、国、地方自治体等公的機関の補助金・補償金等を活用する場合、補助金等の受領予定額は、制度融資の申込融資額から除外するものとする。

第6 融資限度額

要綱第4及び別表に規定する融資限度額について、融資申込時点で既に県制度融資の同一資金にかかる融資を受けている場合は、要綱別表に規定されている資金ごとの融資限度額と直近の融資残高との差額を融資限度額とする。

第7 提出書類

要綱第6の審査にあたり、要綱別表に定める提出書類で承認の可否を判断できない場合は、要綱に定める提出書類以外の書類の提出を求める場合がある。

第8 静岡県信用保証協会（以下「協会」という。）が定める書類

要綱別表「提出書類」における「協会が定める書類」とは、次のものをいう。

なお、取扱金融機関以外の申込窓口が申込を受け付けた場合、融資を受けようとする者は、下の(1)～(3)に掲げる書類については、協会審査時にその指示に基づいて提出するものとする。

(1) 各融資制度とも共通のもの

ア 保証申込関係書式一式

- (ア) 信用保証委託申込書
- (イ) 信用保証委託契約書（令和3年7月1日保証申込受付分より、貸付実行時に提出する）
- (ウ) 個人情報の取扱いに関する同意書（原則として、初回利用時に提出）
- (エ) 保証人等明細
- (オ) 申込人（企業）概要

イ 直近2期分の確定申告書（決算書、別表、勘定科目明細一式）

ウ 残高試算表（決算期から6か月以上経過している場合）

エ 商業登記簿謄本（前回提出分と変更がない場合は省略可）

オ 印鑑証明書（写し可。前回提出分と変更がない場合は省略可）

カ 設備見積書（設備資金の場合）

(2) 別に必要となるもの

ア 納税証明書（特別小口保証（無担保・無保証人）にかかる場合）

所得税（法人税）、事業税又は県民税若しくは市町村民税の所得割のいずれかについて保証申込日以前1年間に完納していることを証するもの

イ 許認可証等（許認可等を必要とする事業を営む方の場合）

ウ 従業員数確認資料（資本の額又は出資の総額が規定の金額を超えている会社であって、常時使用する従業員数が規定の人数の9割を超えている場合）

原則、下記いずれかの書類が必要

(ア) 労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書

(イ) 日本年金機構等公的機関による証明書

エ 住民票又は在留カード（写）若しくは特別永住者証明書（写）（代表者又は連帯保証人が外国人の場合）

オ 特定中小企業者に係る認定書（市町長認定のもので特例扱い（別枠）となる場合）

(ア) 国の指定する事業活動の制限により影響を受けているもの（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「信用保険法」という。）第2条第5項第2号）

(イ) 国の指定業種（信用保険法第2条第5項第5号）

(3) その他

ア 根抵当権設定をする場合

(ア) 不動産登記簿謄本

(イ) 公図（地積測量図）

(ウ) 建物図面、各階平面図

(エ) 住宅地図（所在地略図）

(オ) 土地賃貸借契約書、承諾書、地代領収書（借地に根抵当権を設定する場合）

(カ) 所得税（法人税）及び消費税の納税証明書その3の2（個人）又はその3の3（法人）（協会において新規に担保を設定する場合等）

イ 組合が転貸資金として借入する場合

(ア) 定款

(イ) 組合員名簿

(ウ) 組合同約

(エ) 転貸及び転借に関する確認書

(オ) 総会議事録（借入金最高限度額の決議がされたもの）

第9 協調融資

(1) 要綱第5に規定する「融資の申込」について、同一資金用途に係る融資を複数の金融機関から受ける場合は、同一の資金及び貸付で申請することとする。

(2) 融資の承認後、複数の金融機関からの融資に切り替える場合、既承認済みの金融機関は、融資実行通知書の提出時に理由を記載した書面を併せて提出することとし、未承認の金融機関は、別に申請を行うこととする。

第10 変更申請、承認後の融資条件の変更

制度融資申込書提出時にやむを得ない理由で未確定事項がある場合や申込み後に事情の変化が生じた場合は、金融機関は遅滞なく県又は協会にその旨を報告し、対応を協議する。

第11 融資の承認

(1) 県制度融資は、年度毎にあらかじめ設定した融資枠の範囲内で承認するものとし、その判断の基準となる時点は、下表のとおりとする。

(2) 要綱第6(1)に規定する県の審査に要する期間は、基準となる時点にかかわらず、各資金の申込書と必要な添付書類が整って県商工金融課に到達した日の翌日から起算して、原則として10日間とする。

ただし、日数の算定においては、静岡県の休日を定める条例（平成元年静岡県条例第8号）に規定する本県の休日の日数は参入しないものとする。

資金名	保証	基準となる時点
経営改善資金（経営改善資金借換枠を除く。）、短期経営改善資金	必須	協会受付時
経営改善資金借換枠	任意	協会受付時（保証を付す場合）又は 県受付時（保証を付さない場合）

第12 信用保証書と承認

要綱第6に規定する「保証の承諾」について、中小企業事業資金の申し込みに対して協会が交付した信用保証書は、県制度融資の承認書とみなす。

第13 融資実行後、融資期間を変更した場合の利子補給金

要綱第11に規定する「利子補給金の額」について、融資条件の変更等により融資期間が延長された場合、要綱別表に定める融資期間内であれば、利子補給金の対象とする。

第14 経営改善資金

要綱別表中の資金使途の「設備資金」とは、次のものをいう。

- (1) 工業用の生産、加工、試験、検査に使用する機械器具若しくは装置の購入又はその修理に必要な資金
- (2) 工場（工場に付置する事務室・更衣室・食堂及び宿直室を含む。）及び倉庫の新築、増築、改装、改造に必要な資金
- (3) 工作物（煙突、擁壁等をいう。）及び附帯する設備（建築物に付帯する電気、ガス、給排水、冷暖房、消火、排煙等の設備をいう。）の設置又は整備に必要な資金
- (4) 事務機器、小型貨物自動車等の導入に必要な資金
- (5) 店舗及び事務所施設の新築、改築若しくは、改造又はこれらに附帯する施設の整備に必要な資金
- (6) 店舗等を賃借する場合の権利金、敷金等に必要な資金
- (7) 旅館業法（昭和33年法律第138号）第2条第1項の旅館業における宿泊施設の整備に必要な資金
- (8) 観光旅館業者等が行う観光客の利用を目的とする駐車場、温泉利用施設（源泉施設、温泉導入施設、温泉プール等をいう。）等の整備に必要な資金
- (9) 小売商業者及び旅館（簡易宿泊施設を含む。）業者が経営の近代化を達成するために必要な共同施設で次表に掲げる施設の整備に必要な資金

対象	小売商業者	旅館業者
共同 施設	ア 共同店舗	ア 共同スポーツ施設
	イ 連鎖的組織の本部施設	イ 共同炊飯施設
	ウ 街路灯、アーケード、アーチ、共同看板	ウ 駐車場施設
	エ 共同外装、歩道のカラー舗装	エ その他知事が特に必要と認めたもの
	オ 自転車置場、駐車場施設	
	カ その他知事が特に必要と認めたもの	

第15 経営改善資金（小口零細企業貸付）

要綱別表中の融資限度額の「全ての信用保証協会の保証付き既借入残高」には、根保証、当座貸越等の極度額がある保証を利用している場合の極度額を含む。

第16 経営改善資金（経営改善資金借換枠）

- (1) 要綱別表中の融資対象者の「静岡県中小企業融資制度資金」とは、経済産業部所管の静岡県中小企業融資制度の資金をいう。
- (2) 要綱別表中の融資対象者の「特例保険付き信用保証」とは、協会の保証のうち、経営安定関連保証（信用保険法第2条第5項第6号に該当することについての認定を受けた中小企業者及び組合に係るものを除く。）、東日本大震災復興緊急保証、危機関連保証、創業等関連保証、創業関連保証以外の特例保険を付するものをいう。
- (3) 要綱別表中の資金使途の「一本化」とは、複数の資金又は貸付を本借換枠に借り換えること及び他の

資金又は貸付から本借換枠に同額借換することをいう。

- (4) 要綱別表中の融資対象者の「元金月賦償還額」とは、現に償還の開始されている元金月賦額をいう。
ただし、複数の資金又は貸付を一本化して借り換える場合は、この限りでない。
- (5) 経営安定関連保証（信用保険法第2条第5項第8号に該当することについての認定を受けた中小企業者及び組合に係るもの）を付そうとする場合には、原則として再生企業支援貸付の利用を優先するものとする。
ただし、本借換枠を利用する方が申込人にとって有利と判断される場合は、この限りでない。
- (6) 借換元が本借換枠の場合、県制度融資既借入金残高を増額せずに、期限の延長をする場合は、本借換枠の対象外とする。ただし、本借換枠を含む複数の資金又は貸付を一本化し、借り換える場合を除く。

附 則

- 1 この要領は、令和元年5月31日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 「事務取扱上の留意事項」は平成31年3月31日を以って、廃止する。
なお、この要領の施行前に融資の承認又は保証の承諾を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和2年5月20日から施行し、令和2年5月15日から適用する。

附 則

この改正は、令和3年2月18日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年8月7日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。

静岡県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領

第1 趣旨

この要領は、静岡県中小企業経営安定資金融資制度要綱（平成14年3月20日付け商金第500号商工労働部長通知、以下「要綱」という。）に基づく融資制度の円滑な運用を図るため、必要な事項を定める。

第2 制度融資の対象外業種

要綱第4で規定する融資対象者について、次の各号に掲げる業種は、中小企業経営安定資金の融資対象外とする。

- (1) 農業
- (2) 林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）
- (3) 漁業
- (4) 金融業（信用保証の対象となる業種を除く。）
- (5) 保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）
- (6) 遊興性の高い業種（信用保証の対象となる業種を除く。）
- (7) 本来的に中小企業として馴染まない業種（宗教など）

第3 融資対象者

要綱第4及び別表中の「融資対象者」の事業経歴の算定にあたっては、次の場合、事業経歴を通算することとする。

- (1) 「個人から法人に改組」 代表者が同一で、実質的に同一事業の継続であると認められるもの。
- (2) 「法人の一部を独立し、別法人を設立」 実質的に事業が継続されていると認められるもの。
- (3) 「事業承継」 個人又は法人から、個人又は法人に、実質的に事業継続と認められるもの。

なお、事業の開始時点は、個人にあつては、事業の開始が確認可能な日（税務署への開業届、賃貸借契約等）、法人にあつては、登記簿上の会社設立登記年月日とする。

第4 資金使途の対象外

要綱別表に規定する資金使途について、次の(1)～(5)に掲げるものは、対象外とする。

(1) 設備資金

ア 土地

イ 「3」「5」「7」ナンバーの自動車

ただし、旅客自動車運送事業の事業用自動車、物品賃貸業の賃貸用自動車及び介護保険法（平成9年法律第123号）の指定を受けてサービスの提供を行う事業者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の指定を受けた障害福祉サービス事業者が、事業として要介護者等の移動のために使用する、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第51条の3第1項第7号に規定する福祉自動車は除く。

ウ 住居及び居住に供する設備

エ 金融機関申込窓口への申込時以前に契約又は既に設置されている設備

- (2) 既借入金を借換えするための資金（経済変動対策貸付、再生企業支援貸付、中小企業災害対策資金及び経営力強化資金を除く。）。ただし、県が特例として認めた場合（金融機関の支店の統廃合等に伴う場合等）は、この限りでない。
- (3) 本県外における工場店舗等に係る資金
- (4) 法人設立のための出資金

(5) 転貸資金

第5 補助金等の控除

本資金の融資を受けようとする事業において、国、地方自治体等公的機関の補助金・補償金等を活用する場合、補助金等の受領予定額は、制度融資の申込融資額から除外するものとする。

第6 融資限度額

要綱第4及び別表に規定する融資限度額について、融資申込時点で既に県制度融資の同一資金にかかる融資を受けている場合は、要綱別表に規定されている資金ごとの融資限度額と直近の融資残高との差額を融資限度額とする。

第7 提出書類

要綱第6の審査にあたり、要綱別表に定める提出書類で承認の可否を判断できない場合は、要綱に定める提出書類以外の書類の提出を求める場合がある。

第8 静岡県信用保証協会（以下「協会」という。）が定める書類

要綱別表「提出書類」における「協会が定める書類」とは、次のものをいう。

なお、取扱金融機関以外の申込窓口が申込を受け付けた場合、融資を受けようとする者は、下の(1)～(3)に掲げる書類については、協会審査時にその指示に基づいて提出するものとする。

(1) 各融資制度とも共通のもの

ア 保証申込関係書式一式

- (ア) 信用保証委託申込書
- (イ) 信用保証委託契約書（令和3年7月1日保証申込受付分より、貸付実行時に提出する）
- (ウ) 個人情報の取扱いに関する同意書（原則として、初回利用時に提出）
- (エ) 保証人等明細
- (オ) 申込人（企業）概要

イ 直近2期分の確定申告書（決算書、別表、勘定科目明細一式）

ウ 残高試算表（決算期から6か月以上経過している場合）

エ 商業登記簿謄本（前回提出分と変更がない場合は省略可）

オ 印鑑証明書（写し可。前回提出分と変更がない場合は省略可）

カ 設備見積書（設備資金の場合）

(2) 別に必要となるもの

ア 納税証明書（特別小口保証（無担保・無保証人）にかかる場合）

所得税（法人税）、事業税又は県民税若しくは市町村民税の所得割のいずれかについて保証申込日以前1年間に完納していることを証するもの

イ 許認可証等（許認可等を必要とする事業を営む方の場合）

ウ 従業員数確認資料（資本の額又は出資の総額が規定の金額を超えている会社であって、常時使用する従業員数が規定の人数の9割を超えている場合）

原則、下記いずれかの書類が必要

- (ア) 労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書
- (イ) 日本年金機構等公的機関による証明書

エ 住民票又は在留カード（写）若しくは特別永住者証明書（写）（代表者又は連帯保証人が外国人の場合）

オ 特定中小企業者に係る認定書（市町長認定のもので特例扱い（別枠）となる場合）

(ア) 国の指定する事業活動の制限により影響を受けているもの（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「信用保険法」という。）第2条第5項第2号）

(イ) 国の指定業種（信用保険法第2条第5項第5号）

(3) その他

ア 根抵当権設定をする場合

(ア) 不動産登記簿謄本

(イ) 公図（地積測量図）

(ウ) 建物図面、各階平面図

(エ) 住宅地図（所在地略図）

(オ) 土地賃貸借契約書、承諾書、地代領収書（借地に根抵当権を設定する場合）

(カ) 所得税（法人税）及び消費税の納税証明書その3の2（個人）又はその3の3（法人）（協会において新規に担保を設定する場合等）

イ 組合が転貸資金として借入する場合

(ア) 定款

(イ) 組合員名簿

(ウ) 組合同約

(エ) 転貸及び転借に関する確認書

(オ) 総会議事録（借入金最高限度額の決議がされたもの）

第9 協調融資

(1) 要綱第5に規定する「融資の申込」について、同一資金使途に係る融資を複数の金融機関から受ける場合は、同一の資金及び貸付で申請することとする。

(2) 融資の承認後、複数の金融機関からの融資に切り替える場合、既承認済みの金融機関は、融資実行通知書の提出時に理由を記載した書面を併せて提出することとし、未承認の金融機関は、別に申請を行うこととする。

第10 変更申請、承認後の融資条件の変更

制度融資申込書提出時にやむを得ない理由で未確定事項がある場合や申込み後に事情の変化が生じた場合は、金融機関は遅滞なく県又は協会にその旨を報告し、対応を協議する。

第11 融資の承認

県制度融資は、年度毎にあらかじめ設定した融資枠の範囲内で承認するものとし、その判断の基準となるは、下表のとおりとする。

資金名	保証	基準となる時点
経営安定資金、中小企業災害対策資金、経営力強化資金	必須	協会受付時

第12 信用保証書と承認

要綱第6に規定する「保証の承諾」について、中小企業経営安定資金の申し込みに対して協会が交付した信用保証書は、県制度融資の承認書とみなす。

第13 融資実行後、融資条件等を変更した場合の利子補給金

要綱第11に規定する「利子補給金の額」について、融資条件の変更等により融資期間が延長された場合、要綱別表に定める融資期間内であれば、利子補給金の対象とする。

第14 経営安定資金（経済変動対策貸付）

- (1) 要綱別表の通常枠の融資対象者1アの「最近3か月」、「最近6か月」及び米国関税対応枠の融資対象者1の「最近1か月」とは、原則として申込日の属する月の前月を基準とする。
- (2) 早急に融資が必要な場合で、申込が月初等のために、売上高等を確認する書類（試算表等）の作成が間に合わないものについては、例外的に前々月を基準として売上高を計算することができる。この場合、申込者は売上減少状況等報告書（様式第3号及び様式第3号-3）、売上高営業利益率減少状況等報告書（様式第3号-2）又は原油・原材料高騰の影響状況等報告書（様式第4号）に理由を記載する。
- (3) 売上高減少状況等報告書、売上高営業利益率減少状況等報告書又は原油・原材料高騰の影響状況等報告書に添付された確認書類が写しの場合には、原本照合を行い、担当者が報告書に記名する。
- (4) 3か月間の月平均売上高営業利益率は、 $(3か月間の営業利益) / (3か月間の売上高)$ で算出することとし、単純な役員報酬の増加等の外的要因によらない費用の増加については対象外とする。また、3か月間の月平均売上高営業利益率の推移が、「プラスからプラス」及び「マイナスからマイナス」の場合は、減少率が20%以上で対象となり、「プラスからマイナス」及び「ゼロからマイナス」の場合は、減少率にかかわらず対象となる。
- (5) 突発的に生じた大規模な経済危機により県内経済に深刻な影響が生じており、知事が必要と認めた場合には、信用保証料補助を行うことができる。

第15 経営安定資金（連鎖倒産防止貸付）

要綱別表の提出書類の「融資対象者を証する書類」とは、経営安定関連保証を利用する場合にあっては、信用保険法第2条第5項第1号の規定による認定書（協会様式参照）、その他にあっては、指定企業に係る不渡手形等指定企業に対する取引状況を証するものをいう。

第16 経営安定資金（再生企業支援貸付）

- (1) 要綱別表の融資対象者の事業再生の計画等は、次に掲げるものをいう。
 - ア 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
 - イ 認定支援機関の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
 - ウ 特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画
 - エ 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画
 - オ 株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画
 - カ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画
 - キ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画
 - ク 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく調停における調書又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの
 - ケ 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画
 - コ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画
 - サ 経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一同に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容を検討する場）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画

- シ 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画
- (2) 要綱別表の資金使途1の返済資金は、株式会社整理回収機構又は株式会社産業再生機構が金融機関から資産買取りした事業性の貸付債権の返済に充てるものに限る。

第17 中小企業災害対策資金

- (1) 本資金は、災害等により事業活動に支障が生じている中小企業者等に対して、資金借入を円滑にすることで、災害からの早期復旧の促進及び経営の安定に資することを目的とするものであり、災害の状況を勘案の上、知事が必要と認めた場合に、期限を設定して、資金の発動を決定する。
- (2) 本資金において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (3) 申込書以外の提出書類は、災害の状況を勘案の上、その都度定める。
- (4) 要綱別表の融資対象者中の「直接被害」とは、事業用の建物、設備、備品（車輛含む）、商品（在庫）等に発生した実被害（物的被害）をいう。
- (5) 要綱別表の融資対象者中の「間接被害」とは、前記(4)の「直接被害」以外の被害を受け、経営に支障が生じている状態をいう。
- (6) 本資金内での借換えは、直接被害を受けた中小企業者等が、本資金にかかる信用保証料補助制度の適用を受ける場合に、普通保証を利用して融資を受けた後、経営安定関連（セーフティネット）4号保証又は激甚災害保証の適用を受け、既融資実行額以内の金額を普通保証で借り換える場合に限る。

第18 経営力強化資金

本資金を経営安定関連5号保証を付して利用する場合については、既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える場合に限り、借り換え時に新たな資金（運転資金及び設備資金）を追加する場合も対象とする。

附 則

- 1 この要領は、令和元年5月31日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 「事務取扱上の留意事項」は平成31年3月31日を以って、廃止する。
なお、この要領の施行前に保証の承諾を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和2年3月18日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年5月20日から施行し、令和2年5月15日から適用する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和4年7月1日から施行し、第14(6)の規定は令和4年7月1日から、第17(1)の規定は令和4年4月1日から適用する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和5年1月31日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年4月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和5年8月7日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定に関わらず、「経済変動対策貸付（原油・原材料高対応枠）」「経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）」については、令和6年3月29日までに協会に申込みしたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定に関わらず、「経済変動対策貸付新型コロナウイルス感染症関連資金借換枠」「再生企業支援貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）」については、令和7年3月31日までに協会に申込みしたものは、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。

静岡県特別政策資金融資制度取扱要領

第1 趣旨

この要領は、静岡県特別政策資金融資制度要綱（平成14年3月20日付け商金第500号商工労働部長通知、以下「要綱」という。）に基づく融資制度の円滑な運用を図るため、必要な事項を定める。

第2 制度融資の対象外業種

要綱第4で規定する融資対象者について、次の各号に掲げる業種は、特別政策資金の融資対象外とする。

- (1) 農業
- (2) 林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）
- (3) 漁業
- (4) 金融業（信用保証の対象となる業種を除く。）
- (5) 保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）
- (6) 遊興性の高い業種（信用保証の対象となる業種を除く。）
- (7) 本来的に中小企業として馴染まない業種（宗教など）

第3 融資対象者

- (1) 要綱第4及び別表中の「融資対象者」の事業経歴の算定にあたっては、次の場合、事業経歴を通算することとする。

ア 「個人から法人に改組」 代表者が同一で、実質的に同一事業の継続であると認められるもの。

イ 「法人の一部を独立し、別法人を設立」 実質的に事業が継続されていると認められるもの。

ウ 「事業承継」 個人又は法人から、個人又は法人に、実質的に事業継続と認められるもの。

なお、事業の開始時点は、個人にあつては、事業の開始が確認可能な日（税務署への開業届、賃貸借契約等）、法人にあつては、登記簿上の会社設立登記年月日とする。

- (2) 他県業者で資金を利用できる場合

本店等が他県にある企業においては、資金使途が本県所在の工場店舗等に係る場合は対象とする。

- (3) 給与所得者で資金を利用できる場合

個人事業者で確定申告時に給与所得を計上している場合、個人事業で得た収入が全収入の100分の50を超えていれば対象とする。

- (4) 従業員数の数え方

従業員とは、正規・非正規を問わず、雇用保険又は社会保険に加入している者をいう。法人の場合は、法人事業概況説明書に記載されている人数とする。

第4 資金使途の対象外

要綱別表に規定する資金使途について、次の(1)～(5)に掲げるものは、特に要綱に定めのある場合を除き、対象外とする。

- (1) 設備資金

ア 土地（地震リスク分散資金、成長産業分野支援資金、フロンティア推進資金及び事業承継資金における事業資産買取りに係る場合を除く。）

イ 「3」「5」「7」ナンバーの自動車

ただし、旅客自動車運送事業の事業用自動車、物品賃貸業の賃貸用自動車及び介護保険法（平成9年法律第123号）の指定を受けてサービスの提供を行う事業者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の指定を受けた障害福祉サービス事業者が、

事業として要介護者等の移動のために使用する、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第51条の3第1項第7号に規定する福祉自動車、又は事業の用に供するもので、脱炭素支援資金及び成長産業分野支援資金（グリーン成長分野に限る。）の温室効果ガス排出削減に寄与する設備を導入する場合は除く。

ウ 住居及び居住に供する設備

エ 金融機関申込窓口への申込時以前に契約又は既に設置されている設備（脱炭素支援資金及び成長産業分野支援資金（グリーン成長分野に限る。）を利用する場合において、環境性能評価で一定以上の評価を受けた工場等建築物に係る設備投資の場合は除く。）

- (2) 既借入金を借換えするための資金（開業パワーアップ支援資金及び事業承継資金（事業承継特別保証又は経営承継借換関連保証を付して利用する場合）を除く。）。ただし、県が特例として認めた場合（金融機関の支店の統廃合等に伴う場合等）は、この限りでない。
- (3) 本県外における工場店舗等に係る資金（経営革新計画に基づく海外の事業に要する資金及び事業承継資金を除く。）
- (4) 法人設立のための出資金（経営革新計画に基づく海外の事業に要する資金を除く。）
- (5) 転貸資金（経営革新計画で認められた事業に沿って貸付を行う場合及び事業承継資金において新たに買取りを行った中小企業者等へ貸付けを行う場合を除く。）

第5 補助金等の控除

本資金の融資を受けようとする事業において、国、地方自治体等公的機関の補助金・補償金等を活用する場合、補助金等の受領予定額は、制度融資の申込融資額から除外するものとする。

第6 融資限度額

要綱第4及び別表に規定する融資限度額について、融資申込時点で既に県制度融資の同一資金にかかる融資を受けている場合は、要綱別表に規定されている資金ごとの融資限度額と直近の融資残高との差額を融資限度額とする。

第7 所定金利方式

- (1) 特別政策資金は、申込者と金融機関の間で、要綱別表に定める各資金の融資利率の上限の範囲内において、任意に金利設定できる所定金利方式とする。
なお、成長産業分野支援資金については、融資利率の上限はない。
- (2) 前項(1)にかかる利子補給率は、「金融機関所定金利の2分の1」又は「当該資金の利子補給率」のいずれか低い方とする。

第8 提出書類

要綱別表に規定する提出書類については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 申込書類に添付する商業登記簿謄本の写し及び納税証明書については、発行後6か月以内のものを提出するものとする。
- (2) 商業登記簿謄本の写しについては、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書とする。（法務局へオンライン申請し取得した証明書でも可）
- (3) 申込書類に添付する決算書は、貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費、製造原価報告書、株主資本等変動計算書並びに個別注記表とする。
- (4) 許認可証の写しは、資金使途に伴って取得が必要な場合に限る。
- (5) 開業パワーアップ支援資金については、前記(1)～(4)は適用しない。

- (6) 要綱第6の審査にあたり、要綱別表に定める提出書類で承認の可否を判断できない場合は、要綱に定める提出書類以外の書類の提出を求める場合がある。

第9 静岡県信用保証協会（以下「協会」という。）が定める書類

要綱別表「提出書類」における「協会が定める書類」とは、次のものをいう。

なお、取扱金融機関以外の申込窓口が申込を受け付けた場合、融資を受けようとする者は、下の(1)～(3)に掲げる書類については、協会審査時にその指示に基づいて提出するものとする。

(1) 各融資制度とも共通のもの

ア 保証申込関係書式一式

(7) 信用保証委託申込書

(イ) 信用保証委託契約書（令和3年7月1日保証申込受付分より、貸付実行時に提出する）

(ロ) 個人情報の取扱いに関する同意書（原則として、初回利用時に提出）

(ハ) 保証人等明細

(ニ) 申込人（企業）概要

イ 直近2期分の確定申告書（決算書、別表、勘定科目明細一式）

ウ 残高試算表（決算期から6か月以上経過している場合）

エ 商業登記簿謄本（前回提出分と変更がない場合は省略可）

オ 印鑑証明書（写し可。前回提出分と変更がない場合は省略可）

カ 設備見積書（設備資金の場合）

(2) 別に必要となるもの

ア 納税証明書（特別小口保証（無担保・無保証人）にかかる場合）

所得税（法人税）、事業税又は県民税若しくは市町村民税の所得割のいずれかについて保証申込日以前1年間に完納していることを証するもの

イ 許認可証等（許認可等を必要とする事業を営む方の場合）

ウ 従業員数確認資料（資本の額又は出資の総額が規定の金額を超えている会社であって、常時使用する従業員数が規定の人数の9割を超えている場合）

原則、下記いずれかの書類が必要

(7) 労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書

(イ) 日本年金機構等公的機関による証明書

エ 住民票又は在留カード（写）若しくは特別永住者証明書（写）（代表者又は連帯保証人が外国人の場合）

オ 開業パワーアップ支援資金の融資対象者（要綱別表の融資対象者1の場合）

(7) 創業・再挑戦計画書又は創業計画書

(イ) 自己資金を証する書類

（スタートアップ創出促進保証利用時に必要な場合）

(ロ) 資格要件申告書（要綱別表の融資対象者1エ、オについて再挑戦支援保証を利用する場合）

カ 節電効果計画書（エネルギー需給安定対策保証を利用する場合）

キ 新事業展開関連保証を利用する場合

(7) 新事業展開計画書（様式1号）

(イ) 収支計画（様式2号）

(ロ) 資金繰り表（様式3号）

ク 事業承継特別保証を利用する場合

(7) 事業承継計画書

- (イ) 財務要件等確認書
 - (ウ) 借換債務等確認書
 - (エ) 他行借換依頼書兼確認書（申込金融機関以外からの借入金を含む場合）
 - (オ) ガバナンス体制の整備に関するチェックシート（写）
- ケ 経営承継借換関連保証を利用する場合
- (ア) 認定申請の提出書類（写）※事業承継計画書を含む
 - (イ) 財務要件等確認書
 - (ウ) 借換債務等確認書
 - (エ) 他行借換依頼書兼確認書（申込金融機関以外からの借入金を含む場合）
 - (オ) ガバナンス体制の整備に関するチェックシート（写）
- (3) その他
- ア 根抵当権設定をする場合
- (ア) 不動産登記簿謄本
 - (イ) 公図（地積測量図）
 - (ウ) 建物図面、各階平面図
 - (エ) 住宅地図（所在地略図）
 - (オ) 土地賃貸借契約書、承諾書、地代領収書（借地に根抵当権を設定する場合）
 - (カ) 所得税（法人税）及び消費税の納税証明書その3の2（個人）又はその3の3（法人）（協会において新規に担保を設定する場合等）
- イ 組合が転貸資金として借入する場合
- (ア) 定款
 - (イ) 組合員名簿
 - (ウ) 組合同約
 - (エ) 転貸及び転借に関する確認書
 - (オ) 総会議事録（借入金最高限度額の決議がされたもの）

第10 協調融資

- (1) 要綱第5に規定する「融資の申込」について、同一資金用途に係る融資を複数の金融機関から受ける場合は、同一の資金及び貸付で申請することとする。
- (2) 融資の承認後、複数の金融機関からの融資に切り替える場合、既承認済みの金融機関は、融資実行通知書の提出時に理由を記載した書面を併せて提出することとし、未承認の金融機関は、別に申請を行うこととする。

第11 変更申請、承認後の融資条件の変更

- (1) 制度融資申込書提出時にやむを得ない理由で未確定事項がある場合や、申込承認後に事情の変化が生じた場合は、金融機関は遅滞なく県又は協会にその旨を報告し、対応を協議することとする。
- (2) 県又は協会との協議の結果、必要がある場合は、確約書（様式第1号別紙その1）、変更申請書（様式第1号別紙その2）、変更報告書（様式第1号別紙その3）又は別途、必要な書類等を作成し提出するものとする。
- (3) 保証を付さない融資において、融資実行時に融資期間、据置期間、融資利率及び利子補給率を要綱別表に定める条件内で変更した場合は、(2)の変更報告書に変更後の条件を記入して提出することとする。

第12 融資の承認

- (1) 県制度融資は、年度毎にあらかじめ設定した融資枠の範囲内で承認するものとし、その判断の基準となる時点は、下表のとおりとする。
- (2) 要綱第6(1)に規定する県の審査に要する期間は、基準となる時点にかかわらず、各資金の申込書と必要な添付書類が整って県商工金融課に到達した日の翌日から起算して、原則として10日間とする。
ただし、日数の算定においては、静岡県の休日を定める条例（平成元年静岡県条例第8号）に規定する本県の休日の日数は参入しないものとする。

資金名	保証	基準となる時点
開業パワーアップ支援資金	必須	協会受付時
新事業展開支援資金、防災・減災強化資金、地震リスク分散資金、成長産業分野支援資金、脱炭素支援資金、フロンティア推進資金、事業承継資金	任意	県受付時

- (3) 要綱第6の承認について、運転資金のみの申込にかかる承認書の有効期限は、承認日から1年以内とする。（事業者は有効期限内に支払いまで完了すること。ただし、やむを得ない理由がある場合はこの限りではない。）

第13 協会における保証承諾

要綱第7に規定する「保証の承諾」について、開業パワーアップ支援資金の申し込みに対し協会が行う保証の承諾は、融資の承認とみなす。

第14 融資実行後、融資期間を変更した場合の利子補給金

要綱第12に規定する「利子補給金の額」について、融資条件の変更等により融資期間が延長された場合、要綱別表に定める融資期間内であれば、利子補給金の対象とする。

第15 融資対象設備の県外移設

- (1) 要綱第12に規定する「利子補給金の額」について、制度融資を利用した設備の一部又は全部を県外移設する場合は、県外へ移設した日の属する月の月初残高までを利子補給金の対象とする。
- (2) 設備の一部を移設した場合、県外に移設した日の属する月以降は、移設した設備の残額相当分（当該融資残高を対象設備の占有率で按分した額）を控除し、利子補給金を計算する。

第16 開業パワーアップ支援資金

- (1) 要綱別表の融資対象者の「県内で事業を営む」とは、法人にあつてはその登記上の本店の所在地を、個人事業者にあつてはその住所を県内に置いて、融資期間中、事業の全部又は一部を県内において営む（営もうとする場合を含む）ことをいう。
- (2) 要綱別表の融資対象者1の「1月以内」、「2月以内」及び「6月以内」の起算日は融資実行日とする。
- (3) 要綱別表の融資対象者1及び2の「5年」の起算日は、法人にあつては登記簿上の法人設立登記年月日、個人事業者にあつては事業の開始が確認可能な日（税務署への開業届、賃貸借契約等）とする。
- (4) 要綱別表の資金使途の「設備資金及び運転資金」には、新法人設立のための資本金は含まないものとする。

第17 新事業展開支援資金

- (1) 経営革新等貸付
ア 本貸付の利用に当たっては、承認又は認定を受けた計画における資金計画に沿った融資申込を行うこと。

内容が、計画に記載されている資金調達額、資金調達方法と異なる場合には、「差異理由書」等を提出すること。

イ 経営力向上関連保証を付す場合の融資期間は、設備資金7年以内（据置期間1年以内）とする。

ウ 医療法人及びNPO法人については、協会の保証を付さない融資に限り、本資金の対象とする。

(2) 少子化対策・障害者雇用支援貸付

ア 新たに障害者を常用雇用するために融資を受けた者は、新規雇用後、速やかに新規雇用が確認できる書類を取扱金融機関を経由して知事に提出するものとする。

イ 「新規雇用が確認できる書類」とは、「雇用契約書」等の写しとし、対象者が障害者であることの確認は、取扱金融機関で行うものとする。

ウ 要綱別表中の「常用雇用」とは次のものをいう。

(ア) 雇用期間の定めがない雇用

(イ) 一定の雇用期間が反復更新され、1年を超えて継続している雇用

(ウ) 雇い入れの時から1年を超えて継続すると見込まれる雇用

エ 要綱別表の融資対象者3の「新たに障害者を常用雇用する」とは、融資申込日から原則として6か月以内に常用雇用する障害者の数が新規に1人以上増加することをいう。

オ 申込人が、雇用する障害者（新たに雇用する障害者を含む）の個人情報を融資申込みのために取得、利用し、県又は申込窓口を提供、報告するにあたっては、利用目的等を明示し、本人の同意を得ること。

第18 防災・減災強化資金

(1) 要綱別表の特定建築物とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第5条第3項第1号に定める既存耐震不適格建築物であって、同法第14条第1号の要件を満たす昭和56年5月31日以前に建築された建築物をいう。

(2) 要綱別表の防災・減災強化貸付の資金使途1は、次のものをいう。

ア 昭和56年5月31日以前に建築された建築物の耐震診断の実施に必要な資金

ただし、耐震改修促進法第4条第2項第3号に適合した耐震診断（以下「耐震診断」という。）であること。

イ 昭和56年5月31日以前に建築された建築物の耐震改修計画の策定に必要な資金

ただし、耐震診断の結果に基づき策定する計画であって、次のいずれかの条件を満たすこと。

(ア) （一財）日本建築防災協会が監修した「静岡県既存建築物の耐震診断・補強計画マニュアル」に基づいて設計するもので、耐震にあっては県くらし・環境部が定める「耐震判定指標値」を満たし、制震及び免震にあっては県危機管理部が定める「耐震判定指標値（E_T値）」を満たし、ランクI b以上の耐震性能を有していること。

(イ) （一財）日本建築防災協会が発行した「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づいて設計するもので、「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「総合評点」の1.0以上を満たしていること。

(ウ) 耐震改修促進法第17条第3項の規定に基づく耐震改修計画の認定を受けようとするものであること。

ウ 昭和56年5月31日以前に建築された建築物であって、耐震診断を行った結果により建替えが必要と認められたものの建替えに必要な資金。建替え後の面積が現有建築物の面積の1.5倍を超える場合は、建替え前の面積の1.5倍までの資金を対象とする。

ただし、次の条件(ア)及び(イ)を満たすこと。

(ア) 県くらし・環境部で制定した「静岡県建築構造設計指針・同解説」に基づく設計をしているこ

と。

- (イ) 現有建築物（法人の代表者又は個人事業者の前事業者である親が有する場合を含む。）を廃棄するものに限る。

エ 昭和56年5月31日以前に建築された建築物であって、耐震診断を行った結果により改修が必要と認められたものの改修に必要な資金

ただし、次のいずれかの条件を満たすこと。

- (ア) （一財）日本建築防災協会が監修した「静岡県既存建築物の耐震診断・補強計画マニュアル」に基づいて設計するもので、耐震にあつては県くらし・環境部の「耐震判定指標値」を満たし、制震及び免震にあつては県危機管理部が定める「耐震判定指標値（E_T値）」を満たし、ランクI b以上の耐震性能を有していること。
- (イ) （一財）日本建築防災協会が発行した「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づいて設計するもので、「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「総合評点」の1.0以上を満たしていること。
- (ウ) 耐震改修促進法第17条第3項の規定に基づく耐震改修の計画の認定を受けていること。

オ 建築物の非構造部材の耐震性を向上させる改修に必要な資金

ただし、大規模空間をもつ建築物の天井材及びタイル張りの外壁材にあつては、次の条件を満たすこと。

- (ア) 大規模空間をもつ建築物の天井材にあつては、（一社）新・建築士制度普及協会が発行した「平成28年8月建築物における天井脱落対策に係る技術基準の解説」に基づく対策をしていること。（「大規模空間」とは、天井高6m超の部分の面積が200㎡を超える空間をいう。）
- (イ) タイル張りの外壁材にあつては、（一財）日本建築防災協会が発行した「外壁タイル張りの耐震診断と安全対策指針・同解説」に基づく対策をしていること。

カ アスベストの飛散防止等に必要な資金

ただし、吹付けアスベストにあつては、（一財）日本建築センターが発行した「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説2018」に基づく対策をしていること。

キ エレベーターの防災対策改修に必要な資金

ただし、（一財）日本建築設備・昇降機センターが発行した「昇降機技術基準の解説2016年版」に基づく対策をしていること。

ク ブロック塀、石塀等（以下「囲障」という。）及び広告看板等の耐震性を向上させる建替え又は改修に必要な資金

ただし、次のすべての条件を満たすこと。

- (ア) 地震発災時に落下、転倒して、周辺住民等の第三者や周辺等の公共施設に被害を与えるおそれがあるものに限る。
- (イ) 囲障の建替え又は改修は、県くらし・環境部が発行した「ブロック塀の点検と改善」で示す工法によること。

ケ 消防水利施設（有蓋貯水槽、防火井戸）の設置及び耐震性を向上させる改修に必要な資金

ただし、防火井戸にあつては、内径300ミリメートル以上、肉厚6.9ミリメートル以上の防火井戸又はこれと同等以上のもので、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）第3条第1項に適合するものとする。

コ 次の表に掲げる危険物・高圧ガス及び毒劇物関係施設の耐震性の向上、流出等の防止又は火災等の防止を目的とした改修（法令により義務付けられている設備を除く。）に必要な資金

法 律	施 設
消防法（昭和23年法律第186号）	危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所 （例）ガソリンスタンド、石油製造業
火薬類取締法（昭和25年法律第149号）	火薬類の製造施設及び火薬庫
高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）	高压ガスの製造のための施設及び貯蔵所 （例）塩素タンク、液化酸素タンク、冷凍機
毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）	毒物及び劇物を扱う製造所及び営業所
鉱山保安法（昭和24年法律第70号）	鉱山
ガス事業法（昭和29年法律第51号）	ガス工作物（例）都市ガスタンク

サ 機械、機具、商品等の転倒及び転落等並びに窓ガラス等の飛散を防止するために必要な資金

シ 次に掲げる施設等の設置に必要な資金

(7) 消防用設備（消防法の規定により設置を義務付けられている設備を除く。）

(4) 応急給水資機材等（浄水器、給水槽、深井戸等）

(5) 無線通信施設

ス 避難路及び避難地（津波避難タワー等）の整備に必要な資金

セ クただし書き(ア)に該当する困障及び広告看板等の撤去に必要な資金（建替え又は改修のための撤去を除く。）

ソ 地盤改良等（基礎杭打設、表層改良、切土工等）に必要な資金

ただし、静岡県第4次地震被害想定（以下「第4次地震被害想定」という。）において、液状化発生の可能性が高い地域（ランク大・中）又はやま・がけ崩れの可能性が高い地域（ランクA・B）において実施するものに限る。

タ 浸水防止のための工事（嵩上げ等）、工作物（擁壁等）の設置又は改修に必要な資金

ただし、第4次地震被害想定において、津波浸水地域（浸水深1cm以上）において実施するものに限る。

(3) 要綱別表の特定建築物耐震化特別貸付に係る資金使途は、次のものをいう。

ア (2)ア又はイに該当するもの

イ (2)ウ又はエに該当するもの

ウ (2)オからタのいずれかに該当するもの（(2)ウ又はエに付随して生じるものに限る）

エ 耐震工事中の休業期間に対応する従業員への賃金支払いに必要な資金（(2)ウ又はエに付随して生じるものに限る）

(4) 金利一覧表注2の「建築物の建替え」、「耐震補強」、「地盤改良等」及び「浸水防止」とは、次のものをいう。

なお、防災・減災強化貸付に係る資金使途2について、これを準用する。

ア 「建築物の建替え」とは、(2)ウに該当するものをいう。

イ 「耐震補強（改修に限る）」とは、(2)エ又はクに該当するものをいう。

ウ 「耐震補強（改修を除く）」とは、(2)サに該当するものをいう。

エ 「地盤改良等」とは、(2)ソに該当するものをいう。

オ 「浸水防止」とは、(2)タに該当するものをいう。

(5) 建築物の耐震診断を行うために融資を受けた者は、耐震診断の実施後、速やかに耐震診断結果報告書及び耐震判定委員会の判定書の写しを取扱金融機関を経由して知事に提出するものとする。

(6) 建築物の耐震改修計画の策定を行うために融資を受けた者は、耐震改修計画の策定後、速やかに耐震改修計画書及び証明書（様式第14号）又は耐震改修計画の認定書の写しを取扱金融機関を経由して知事に提出するものとする。

- (7) 建築物の建替えを行うために融資を受けた者は、建替え後、速やかに登記を行い、登記事項証明書を取扱金融機関を経由して知事に提出するものとする。
- (8) 建築物の改修を行うために融資を受けた者は、改修後、速やかに地震対策済みであることを証する書類を取扱金融機関を経由して知事に提出するものとする。
- (9) 事業継続計画を策定するために融資を受けた者は、計画策定後、速やかに策定した事業継続計画が確認できる書類を取扱金融機関を経由して知事に提出するものとする。
- (10) 要綱別表の提出書類中及び(5)の「耐震判定委員会の判定書の写し」とは、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録している耐震判定委員会が耐震診断結果報告書の妥当性について静岡県耐震基準に基づき判定を行い発行した判定書の写しをいう。
- (11) 要綱別表の提出書類中の「現有建築物の登記事項証明書等」とは、登記事項証明書のほか、固定資産税の評価証明書など公的な証明ができるものをいう。
- (12) 要綱別表の提出書類中及び(6)の「耐震改修計画の認定書の写し」とは、耐震改修促進法第17条第3項の規定に基づく耐震改修計画の認定通知書の写しをいう。
- (13) (8)の「地震対策済みであることを証する書類」とは、次のいずれかの書類をいう。
- ア 耐震改修促進法の規定による計画の認定事務取扱要領に基づく工事完了確認書の写し
 - イ 耐震改修促進法第22条第2項の規定による所管行政庁から受けた基準適合建築物の認定通知書の写し
 - ウ 耐震改修促進法第22条第3項の規定による基準適合建築物であることが確認できるプレート^{（注）}の写し又は写真
 - エ 耐震診断結果報告書及び耐震判定委員会の判定書の写し
- (14) (9)の「策定した事業継続計画が確認できる書類」とは、次のものをいう。
- ア 自己診断チェックリスト（県の定めるBCPモデルプラン（第1版）の自己診断チェックリスト、BCPモデルプラン（第3版）の自己評価チェックリスト又は県の定めるBCPモデルプラン（第4版）の自己評価チェックリスト）
 - イ 事業継続計画書（自己診断チェックリスト又は自己診断チェックリストの必須項目を満たすもの）
- (15) 特定建築物耐震化特別貸付において、協会の保証を付して運転資金のみ融資を受ける場合、融資期間は最大10年間（据置期間1年）とするものとする。
- (16) (2)ウ又はエ若しくは(3)イの資金使途と併せて他の資金使途に係る費用（(3)エに係る費用を除く）を申し込む場合については、当該他の資金使途についても、金利一覧表中における防災・減災強化資金の各貸付下段の各融資利率等を適用する。

第19 地震リスク分散資金

- (1) 要綱別表の地震リスク分散とは、第4次地震被害想定において想定される被害への対策のために行う次のア～エの要件を満たす移転又は分散（新設を含む）をいう。
- ア 第4次地震被害想定において次のいずれかに該当するもの、又は昭和56年5月31日以前に建築された建築物であって、耐震診断を行った結果により建替えが必要と認められたものであること。
 - (ア) 津波浸水地域（浸水深1cm以上）にあるもの
 - (イ) 液状化発生の可能性が高い地域（ランク大・中）にあるもの
 - (ウ) やま・がけ崩れの可能性が高い地域（ランクA・B）にあるもの
 - イ 事業所等の計画地は、第4次地震被害想定において、次に掲げる地域以外であること。

ただし、当該地域に立地することがやむを得ないと認められる場合で、地盤改良、盛り土、防護壁等の対策を講ずるときはこの限りでない。

 - (ア) 津波浸水地域（浸水深1cm以上）

- (イ) 液状化発生の可能性が高い地域（ランク大・中）
- (ウ) やま・がけ崩れの可能性が高い地域（ランクA・B）
- ウ 計画地の事業所等においては、第4次地震被害想定に対する対策を講ずること。
- エ 現在地における跡地利用及び計画地における周辺の景観への配慮を行うこと。
- (2) 要綱別表の資金使途は、次に掲げるものをいう。
 - ア 土地の取得（造成費を含む。）に要する資金
ただし、土地を先行取得する場合は、計画地において、2年以内に事業の開始が見込まれるものに限る。
 - イ 建築物の建築に要する資金
県くらし・環境部で制定した「静岡県建築構造設計指針・同解説」に基づく設計をしていること。
 - ウ 既存建築物の取得（改修を含む。）に要する資金
ただし、地震対策済みであるもの又は耐震改修計画書が策定済みであり、1年以内に次のいずれかの条件を満たす改修を行うものに限る。
 - (ア) （一財）日本建築防災協会が監修した「静岡県既存建築物の耐震診断・補強計画マニュアル」に基づいて設計するもので、耐震にあつては県くらし・環境部の「耐震判定指標値」を満たし、制震及び免震にあつては県危機管理部が定める「耐震判定指標値（E_T値）」を満たし、ランクI b以上の耐震性能を有していること。
 - (イ) （一財）日本建築防災協会が発行した「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づいて設計するもので、「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「総合評点」の1.0以上を満たしていること。
 - (ウ) 耐震改修促進法第17条第3項の規定に基づく耐震改修の計画の認定を受けていること。
 - エ 工作物の建設又は取得に要する資金
 - オ 機械、設備等の取得に要する資金（移転又は分散に伴い更新する場合を含む。）
 - カ (1)ウ及びエに要する資金（計画地におけるものに限る。）
 - キ 土地、建築物等の登録等にかかる費用（固定資産台帳に計上するものに限る。）
- (3) 土地及び建築物を取得するために融資を受けた者は、取得後、速やかに登記を行い、登記事項証明書を取扱金融機関を経由して知事に提出するものとする。
なお、土地を先行取得する場合は、土地の取得後及び建築物の建築後、それぞれ速やかに登記を行い、登記事項証明書を取扱金融機関を経由して知事に提出するものとする。
- (4) 建築物を建築するために融資を受けた者は、建築後、速やかに登記を行い、登記事項証明書を取扱金融機関を経由して知事に提出するものとする。
- (5) 建築物を取得し、改修を行う場合には、改修後、速やかに地震対策済みであることを証する書類を取扱金融機関を経由して知事に提出するものとする。
- (6) 要綱別表の提出書類中の「耐震判定委員会の判定書の写し」とは、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録している耐震判定委員会が、耐震診断結果報告書の妥当性について静岡県の耐震基準に基づき判定を行い発行した判定書の写しをいう。
- (7) 要綱別表の提出書類中の「耐震診断を要する場合」とは、(1)アにおいて、耐震診断の結果を要する場合をいう。
- (8) 要綱別表の提出書類中の「既存建築物を取得する場合」の「耐震診断結果報告書」は、融資の申込み前1年以内に作成されたものとする。
- (9) 要綱別表の提出書類中の「耐震改修計画の認定書の写し」とは、耐震改修促進法第17条第3項の規定に基づく耐震改修計画の認定通知書の写しをいう。

- (10) (5)の「地震対策済みであることを証する書類」とは、次のいずれかの書類をいう。
- ア 耐震改修促進法の規定による計画の認定事務取扱要領に基づく工事完了確認書の写し
 - イ 耐震改修促進法第22条第2項の規定による所管行政庁から受けた基準適合建築物の認定通知書の写し
 - ウ 耐震改修促進法第22条第3項の規定による基準適合建築物であることが確認できるプレートの写し又は写真
 - エ 耐震診断結果報告書及び耐震判定委員会の判定書の写し
- (11) 本資金については令和14年度限りとし、融資実行は令和15年2月28日までに行うものとする。

第20 脱炭素支援資金

- (1) 要綱別表の資金使途中の「新エネ・省エネ設備等」にはエネルギーの使用の合理化に資する施設を含むものとし、次に掲げるすべての要件に該当するものをいい、融資の申込みにあたっては、証明する書類を提出するものとする。
- ア 次のいずれかの保証の対象となる設備
 - (7) エネルギー対策保証（中小企業信用保険法施行規則（昭和37年通商産業省令第14号）別表第二を参照）
 - (イ) エネルギー需給安定対策保証
 - イ 省エネ性能が最新性能であること、又は省エネ効果のある設備であること。
- (2) 要綱別表の資金使途中の「温室効果ガス排出削減に寄与する設備」とは、電気自動車（EV）並びに燃料電池を使用した自動車（FCV）、バス（FCバス）及びフォークリフト（FCフォークリフト）並びに付帯設備をいい、国、県、各種団体等が実施する補助制度がある場合は、各種補助金の交付対象となるものを原則とする。
- (3) 要綱別表の資金使途中の「環境性能評価で一定以上の評価を受けた工場等建築物」とは、床面積（増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の面積）の合計が2,000㎡以上の建築物で、建築環境総合性能評価システムの静岡県版（CASBEE 静岡）において、S又はAの評価を得たものをいう。
- (4) 要綱別表の融資対象者中の「温室効果ガス排出削減計画書制度に基づき、計画書を県に提出」とは、「温室効果ガス排出削減計画書」を作成し、県くらし・環境部または（一社）静岡県環境資源協会に提出することをいう。資金使途中の「温室効果ガス排出削減計画に従って実施する事業に必要な設備資金及び運転資金」について、設備資金は、静岡県中小企業等カーボンニュートラル促進事業費補助金の交付決定の対象となった設備を対象とする。運転資金は、「温室効果ガス排出削減計画書（別紙1）3」に記載のある取組に必要な資金を対象とする。また、具体的な実施内容や資金使途、静岡県中小企業等省エネ設備導入促進事業費補助金の交付決定内容を記載した様式第10号「温室効果ガス排出削減計画に係る資金使途説明書」を提出することとする。
- (5) 金利一覧表の2特別政策資金注3の「新エネ設備特別型」とは、太陽光発電設備、地熱発電設備、風力発電設備、太陽熱利用設備、水力発電設備、天然ガスコージェネレーション、バイオマス発電設備又はバイオマス熱利用設備及びこれらの設備と複合的に導入される省エネ効果のある設備等をいう。
- (6) (2)の「付帯設備」とは、EVに関する機器を原則とし、EV充電器、充放電設備、外部給電器等をいう。
- (7) 要綱別表の資金使途の新エネ・省エネ設備等の導入に必要な資金は、次に掲げるものをいう。
- ア 設備資金
 - 設備の設置に直接的に係る費用を対象とする。
 - (7) 本体設備及び付帯設備
 - (例：太陽光パネル設置の場合、パネル本体と付帯設備（専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄

電装置、制御装置又は系統連携設備)

- (イ) 設備設置に係る工事費
- (ウ) 電線接続工事負担金
- (エ) その他最低限必要な設備、工作物等（周囲を囲うフェンス、防犯カメラ等の工作物等）

イ 運転資金

設備の設置に直接必要な消耗品に限る。

「再生可能エネルギー発電事業計画」の認定申請経費、農地転用等の申請経費、登記費用等は対象外とする。

- (8) 要綱別表の資金使途中の温室効果ガス排出削減に寄与する設備の導入に必要な資金は、次に掲げるものをいう。
 - ア EV等の購入に要する資金（保険料等は除く。）及び付帯設備の購入に要する資金
 - イ 設備設置に係る工事に要する資金
- (9) 要綱別表の資金使途中の環境性能評価で一定以上の評価を受けた工場等建築物の設備投資に必要な資金は、静岡県地球温暖化防止条例第24条の規定により提出する「建築物環境配慮計画書」に記載した建築物の新築、増築及び改築及びそれに付随する新エネ・省エネ設備等の導入にかかるものをいう。
- (10) 当資金を利用する場合、「新エネ・省エネ設備等」を建設又は設置する場所は県内に限る。

第21 成長産業分野支援資金

(1) 成長産業分野

ア 成長産業分野とは、医療・福祉機器等、ロボット、航空宇宙、光・電子、環境技術関連、新エネルギー、次世代自動車、CNF関連及びグリーン成長分野をいう。

イ 対象となる事業は、次のいずれかに該当するものをいう。（グリーン成長分野を除く。）

(ア) 新技術・新製品の開発、又は既存技術の改良を伴うもの。

(イ) 介護サービス及び障害福祉サービスにあっては、新技術・新製品の開発、又は既存技術の改良を伴うものであって、良質かつ適切なサービスの提供を伴うもの。

ウ グリーン成長分野とは、温室効果ガス排出削減に寄与する設備の導入又は環境性能評価で一定以上の評価を受けた工場等建築物の設備投資をいう。なお、グリーン成長分野の融資対象者は、特定事業者（中小企業者を除く。）に限る。

(2) プロジェクト分野

ア プロジェクト分野とは、ファルマバレー、静岡ウェルネス及びフォトンバレーの各プロジェクトをいう。

イ ファルマバレー、静岡ウェルネス及びフォトンバレーの各プロジェクト関連分野事業とは、ファルマバレーの医療・健康関連産業、静岡ウェルネスの未来型食品又はウェルネスサービス・製品関連産業及びフォトンバレーの光・電子技術関連産業をいう。

(3) 要綱別表の資金使途の項中「設備資金」とは、次のものをいう。

ア 土地の取得（造成費を含む。）に要する資金

ただし、土地を先行取得する場合は、計画地において2年以内に事業の開始が見込まれるものに限る。

イ 建築物の建築、増築に要する資金

ウ 建築物の取得（改修を含む。）に要する資金

エ 工業用の生産、加工、試験、検査に使用する機械器具若しくは装置の購入又はその修理に要する資金

オ 工作物（煙突、擁壁等をいう。）及び付帯する設備（建築物に付帯する電気、ガス、給排水、冷暖房、消火、排煙等の設備をいう。）の設置又は整備に要する資金

- カ 事務機器、小型貨物自動車等の導入に要する資金
- キ 店舗及び事務所施設に附帯する施設の整備に要する資金
- ク 店舗等を賃借する場合の権利金、敷金等に要する資金
- ケ 観光旅館業者等が行う観光客の利用を目的とする駐車場、温泉利用施設（源泉施設、温泉導入施設、温泉プール等をいう。）等の整備に要する資金
- コ グリーン成長分野に係る資金使途は、次に掲げるものをいう。
 - (ア) 電気自動車（EV）並びに燃料電池を使用した自動車（FCV）、バス（FCバス）及びフォークリフト（FCフォークリフト）並びに付帯設備の購入に要する資金（国、県、各種団体等が実施する補助制度がある場合は、各種補助金の交付対象となるものを原則とする。）
 - (イ) 環境性能評価で一定以上の評価を受けた工場等建築物（床面積（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の面積）の合計が2,000㎡以上の建築物で、建築環境総合性能評価システムの静岡県版（CASBEE 静岡）において、S又はAの評価を得たものをいう。）であって、静岡県地球温暖化防止条例第24条の規定により提出する「建築物環境配慮計画書」に記載した建築物の新築、増築及び改築に要する設備資金及びそれに付随する新エネ・省エネ設備等の導入にかかる設備資金
- (4) 土地及び建築物を取得するために融資を受けた者は、取得後、速やかに登記を行い、登記事項証明書を取扱金融機関を経由して知事に提出するものとする。

なお、土地を先行取得する場合は、土地の取得後及び建築物の建築後、それぞれ速やかに登記を行い、登記事項証明書を取扱金融機関を経由して知事に提出するものとする。
- (5) 建築物を建築するために融資を受けた者は、建築後、速やかに登記を行い、登記事項証明書を取扱金融機関を経由して知事に提出するものとする。
- (6) 建築物を増築又は改修するために融資を受けた者は、建築物の増築又は改修後、速やかに登記を行い、登記事項証明書を取扱金融機関を経由して知事に提出するものとする。
- (7) 本資金のうち成長産業分野については令和10年度限りとし、融資実行は令和11年2月28日までに
行うものとする。

第22 フロンティア推進資金

- (1) 要綱別表のフロンティア推進区域（以下「推進区域」という。）とは、次のものをいう。
 - ア 総合特別区域法（平成23年法律第81号）第31条第1項の規定に基づく指定申請において掲げた「目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業」に係る「対象区域の範囲」と示した11市町の区域のうち、市町の申請に基づき構想の実現に必要と県が指定する区域
 - イ 市町の申請に基づきフロンティアを拓く取組全体構想の実現に必要と県が指定する区域
- (2) 要綱別表のフロンティア新拠点区域（以下「新拠点区域」という。）とは、市町の申請に基づきフロンティアを拓く取組全体構想の実現に必要と県が判断し認定するフロンティア推進エリアに、市町が新たに整備する拠点をいう。
- (3) 要綱別表のフロンティア循環拠点区域（以下「循環拠点区域」という。）とは、市町の申請に基づきフロンティアを拓く取組全体構想の実現に必要と県が判断し認定するフロンティア循環共生圏の形成にあたって、地域資源を活用し、持続可能な圏域を形成するために必要な拠点（既存の拠点の拡充を含む。）とし、字、地番や境界線となる道路等で区切られた一団の連続した範囲をいう。
- (4) 計画地及び事業所等については、第4次地震被害想定における次に掲げる地域では、地盤改良、盛り土、防護壁等の第4次地震被害想定に対する対策を講ずること。
 - ア 津波浸水地域（浸水深1cm以上）

- イ 液状化発生の可能性が高い地域（ランク大・中）
 - ウ やま・がけ崩れの可能性が高い地域（ランクA・B）
- (5) 要綱別表の資金使途は、次に掲げるものをいう。
- ア 土地の取得（造成費を含む。）に要する資金
 - ただし、土地を先行取得する場合は、計画地において2年以内に事業の開始が見込まれるものに限る。
 - イ 建築物の建築・増築に要する資金
 - 県くらし・環境部で制定した「静岡県建築構造設計指針・同解説」に基づく設計をしていること。
 - ウ 既存建築物の取得（改修を含む。）に要する資金
 - ただし、地震対策済みであるもの又は推進区域、新拠点区域又は循環拠点区域の事業内容に合致したものであり、1年以内に次のいずれかの条件を満たした改修を行うものに限る。
 - (7) （一財）日本建築防災協会が監修した「静岡県既存建築物の耐震診断・補強計画マニュアル」に基づいて設計するもので、耐震にあっては県くらし・環境部の「耐震判定指標値」を満たし、制震及び免震にあっては県危機管理部が定める「耐震判定指標値（E_T値）」を満たし、ランクI b以上の耐震性能を有していること。
 - (4) （一財）日本建築防災協会が発行した「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づいて設計するもので、「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「総合評点」の1.0以上を満たしていること。
 - (ウ) 耐震改修促進法第17条第3項の規定に基づく耐震改修の計画の認定を受けていること。
 - エ 工作物の建設又は取得に要する資金
 - オ 機械、設備等の取得に要する資金
 - カ (4)に要する資金（計画地におけるものに限る。）
 - キ 土地、建築物等の登録等にかかる費用（固定資産台帳に計上するものに限る。）
- (6) 土地及び建築物を取得するために融資を受けた者は、取得後、速やかに登記を行い、登記事項証明書を取扱金融機関を経由して知事に提出するものとする。
- なお、土地を先行取得する場合は、土地の取得後及び建築物の建築後、それぞれ速やかに登記を行い、登記事項証明書を取扱金融機関を経由して知事に提出するものとする。
- (7) 建築物を建築するために融資を受けた者は、建築後、速やかに登記を行い、登記事項証明書を取扱金融機関を経由して知事に提出するものとする。
- (8) 建築物を増築又は改修するために融資を受けた者は、建築物の増築又は改修後、速やかに登記を行い、登記事項証明書及び地震対策済みであることを証する書類を取扱金融機関を経由して知事に提出するものとする。
- (9) 融資を受けた者は、市町と防災協定の締結又は事業継続計画の策定後、その写しを取扱金融機関を経由して知事及び市町に提出するものとする。（循環拠点区域の場合は除く。）
- (10) 要綱別表の提出書類中の「耐震改修計画の認定書の写し」とは、耐震改修促進法第17条第3項の規定に基づく耐震改修計画の認定通知書の写しをいう。
- (11) 要綱別表の提出書類中の「既存建築物を取得する場合」の「耐震診断結果報告書」は、融資の申込み前1年以内に作成されたものとする。
- (12) 要綱別表の提出書類中の「耐震判定委員会の判定書の写し」とは、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録している耐震判定委員会が、耐震診断結果報告書の妥当性について静岡県の耐震基準に基づき判定を行い発行した判定書の写しをいう。
- (13) (7)の「地震対策済みであることを証する書類」とは、次のいずれかの書類をいう。
- ア 耐震改修促進法の規定による計画の認定事務取扱要領に基づく工事完了確認書の写し

イ 耐震改修促進法第22条第2項の規定による所管行政庁から受けた基準適合建築物の認定通知書の写し

ウ 耐震改修促進法第22条第3項の規定による基準適合建築物であることが確認できるプレートの写し又は写真

エ 耐震診断結果報告書及び耐震判定委員会の判定書の写し

- (14) 本資金については令和9年度限りとし、融資実行は令和10年2月29日までにを行うものとする。
なお、工業団地の場合は令和11年度限りとし、融資実行は令和12年2月28日までにを行うものとする。

第23 事業承継資金

- (1) 本資金における承継とは、事業を営んでいる個人又は法人から、事業譲渡や株式取得によって事業資産及び経営を承継することをいい、事業を譲り受ける者を承継者、事業を譲り渡す者を被承継者という。
- (2) 本資金に係る事業承継においては、所有と経営の一致を原則とする。ただし、事業承継特別保証及び経営承継借換関連保証を付して利用する場合は、この限りではない。
- (3) 本資金の対象となる株式は議決権を有するものに限る。
- (4) 承継者が株式を取得する場合については、(5)に掲げる場合を除き、発行済議決権株式総数の100分の50を超える株式を取得すること。ただし、議決権株式総数の100分の50を超える株式を複数回に分割して取得する場合はこの限りではない。
- (5) 承継者が、持株会社を通じて、承継の対象となる事業を行っている会社の株式を取得する場合も本資金の対象とする。この場合、承継者が持株会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を保有し、かつ、持株会社が承継の対象となる事業を行っている会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を保有するものとする。
- (6) 本資金における融資実行は、事業承継契約締結日および所有と経営の一致の前後5年以内に行うものとする。ただし、事業承継契約を書面で交わさない場合、代表権を承継者に移した日、被承継者が退いた日など、承継の事実があった日を事業承継契約締結日とみなす。
- (7) 次のア～ウに該当する場合は、本資金の対象としない。
- ア 相続税・贈与税等の納税資金
- イ 投資目的の株式取得又は事業資産の買取り
- ウ 静岡県信用保証協会が行った代位弁済に対する債務の履行が終らない者で、債務部門以外の事業部門を分割して承継者に譲渡する場合
- (8) 同一の事業承継計画に基づいて本資金を複数回利用する場合は、融資残高の合計が要綱別表に規定する融資限度額を超えないものとする。
- (9) 経営承継関連保証、特定経営承継関連保証、経営承継準備関連保証、特定経営承継準備関連保証及び経営承継借換関連保証を付して利用する場合は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）による認定が必要となる。
- (10) 本資金を、既借入金の返済目的（既存資金の借換え）で事業承継特別保証を付して利用する場合、既借入金の借換えにあたり、新たな資金を加えることを認める。
- (11) 本資金を、事業承継特別保証及び経営承継借換関連保証を付して利用する場合、中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受けたものに限る。

附 則

- 1 この要領は、令和元年6月20日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

2 「事務取扱上の留意事項」は平成31年3月31日を以って、廃止する。

なお、この要領の施行前に融資の承認又は保証の承諾を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

1 この改正は、令和2年4月1日から施行する。

2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和2年5月20日から施行し、令和2年5月15日から適用する。

附 則

この改正は、令和2年11月4日から施行し、令和2年10月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、令和4年1月5日から施行し、第16(5)の規定は令和3年8月2日から、第23(2)の規定は令和4年1月5日から適用する。

2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

1 この改正は、令和4年4月1日から施行する。

2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

1 この改正は、令和5年4月1日から施行する。

2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和5年8月7日から施行する。

附 則

1 この改正は、令和6年4月1日から施行する。

2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

1 この改正は、令和7年4月1日から施行する。

2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

1 この改正は、令和8年4月1日から施行する。

2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

編式樣資融制度梘

静岡県中小企業融資制度資金（ ）申込書
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

申込者の住所

又は所在地

氏 名

（法人の名称及び代表者の氏名）

電話（ ） 局 番

中小企業者記入欄				
融資申込金額	円	資金計画	当資金 円	
内訳	設備		円	自己資金 円
	運転		円	その他借入金 円
	借換		円	補助金 円
計			円	
融資希望期間 （据置期間）	（ 年 月 日 ） （ 箇月 箇月 ）	業種		
融資希望時期	年 月 日	従業員数 （組合員数）	人	
融資希望金融 機関（支店）		資金使途 （具体的に記入）		
資本金（出資金）	円			
営業年数	年	契約予定日 （設備資金のみ）	年 月 日	
申込窓口（金融機関含む）記入欄		保証機関記入欄		
機関名（支店名）		保証諾否	承諾 不承諾	
受理年月日		保証承諾日		
金融機関担当者名 及び連絡先		保証金額	円	
基準金利又は 金融機関所定金利 A	年 % （ 固定 ・ 変動 ）	保証期間	箇月	
県利子補給率 B	年 %			
融資利率 A-B	年 %			
保証機関の利用	有 無			

申込者は、融資手続き、利子補給金交付手続き、融資枠管理及び制度融資に関する調査・研究を行う範囲内で、県及び利子補給を行う市町が申込窓口及び静岡県信用保証協会からこの融資に関する情報を取得すること並びに申込窓口及び静岡県信用保証協会にこの融資に関する情報を提供することに同意します。

※ 上記表の各欄は申込者（中小企業者等）及び関係機関が記載してください。

※ 申込窓口は、この申込書に各資金ごとに定められた書類が添付されていることを確認の上、要綱の定めにより静岡県信用保証協会本支店又は静岡県経済産業部商工金融課へ提出してください。

※ 変動金利（成長産業分野支援資金のみ）の場合は、申込時の金利を記入してください。

様式第1号別紙1【借換枠】(用紙 日本産業規格 A4 横型)

借 換 計 画 書

申込人住所(所在地):

氏名(名称):

(単位:円)

区分	金融機関名	資金名	借入日	据置期間	当初借入額	残高	月返済額	最終期日
借り換える 県制度融資 既借入金								
	計		/	/	/			
今回融資申込み		経営改善資金借換枠				/		

- (注) 1 借り換える県制度融資既借入金の資金名について、保証協会保証付きの場合は、信用保証書の制度コード及び制度名の記入でも可
 2 今回融資申込の借入日及び最終期日は、借入希望年月及び最終期日予定年月を記載

借 換 計 画 書

申込人住所(所在地):

氏名(名称):

(単位:円)

区分	金融機関名	資金名	借入日	据置期間	当初借入額	残高	月返済額	最終期日
借り換える 県制度融資 既借入金		経営改善資金						
		経営改善資金借換枠						
		小口零細企業貸付						
		経済変動対策貸付						
		開業パワーアップ支援資金						
	計	/	/	/		A		/
追加融資申 込額		経営改善資金 経営改善資金借換枠 小口零細企業貸付 経済変動対策貸付 開業パワーアップ支援資金	/	/	B	/	/	/
申込総額	合 計	経営改善資金 経営改善資金借換枠 小口零細企業貸付 経済変動対策貸付 開業パワーアップ支援資金	/	/	A+B	/		

- (注) 1 借り換える県制度融資既借入金及び新規融資申込みの資金名を○で囲む
 2 今回融資申込の借入日及び最終期日は、借入希望年月及び最終期日予定年月を記載
 3 借換の対象となる資金は新規申込資金と同一資金(貸付)に限る。(ただし、経営改善資金借換枠は除く)

静岡県中小企業融資制度資金（短期経営改善資金）申込書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

申込者の住所
又は所在地
氏 名
(法人の名称及び代表者の氏名)

電話 () 局 番

中小企業者記入欄		申込窓口（金融機関含む）記入欄	
融資申込金額	円	機関名（支店名）	
融資希望期間 (据置期間)	箇月 (箇月)	受理年月日	
元金返済方法 (いずれかに○)	1 月賦	基準金利 A	年 %
	2 一括	県利子補給率 B	年 %
融資希望金融 機関（支店）		市町利子軽減率 C	年 %
		融資利率 A-B-C	年 %
業種		保証機関記入欄	
		保証諾否	承諾 不承諾
従業員数 (組合員数)	人	保証承諾日	
		保証金額	円
資本金 (出資金)	円	保証期間	箇月
営業年数	年		
資金使途 (具体的に記入)			
資金計画	当資金	円	
	自己資金	円	
	その他借入金	円	
	計	円	

申込者は、融資手続き、利子補給金交付手続き、融資枠管理及び制度融資に関する調査・研究を行う範囲内で、県及び利子補給を行う市町が申込窓口及び静岡県信用保証協会からこの融資に関する情報を取得すること並びに申込窓口及び静岡県信用保証協会にこの融資に関する情報を提供することに同意します。

※ 上記表の各欄は申込者（中小企業者等）及び関係機関が記載してください。

※ 申込窓口は、この申込書に要綱の別表に定められた書類が添付されていることを確認の上、要綱の定めにより静岡県信用保証協会本支店又は静岡県経済産業部商工金融課へ提出してください。

売上減少状況等報告書

年 月 日

1 売上高の減少

次の①、②のいずれかに該当すること。

- ①最近3か月間の売上高が前年の同期比10パーセント以上又は2年若しくは3年前の同期比15パーセント以上減少していること。

最近3か月の売上高 A	直近3か年のいずれか同期 B	減少率 $\frac{(B-A)}{B} \times 100$
(年 月 ~ 月) 千円	(年 月 ~ 月) 千円	%

- ②最近6か月間の売上高が前年の同期比5パーセント以上又は2年若しくは3年前の同期比10パーセント以上減少していること。

最近6か月の売上高 A	直近3か年のいずれか同期 B	減少率 $\frac{(B-A)}{B} \times 100$
(年 月 ~ 月) 千円	(年 月 ~ 月) 千円	%

(注) A：申込時点における最近の3か月間又は6か月間の月平均売上高

B：Aの期間に対応する直近3か年のいずれかの3か月間又は6か月間の月平均売上高

2 経営の安定に支障を生じている理由

具体的に記入してください

3 将来の回復の見通し

具体的に記入してください

原本照合	
申込窓口名	
担当者名	

*試算表、売上台帳の写し、決算書又は確定申告書の写し等、売上高の減少が確認できる書類を添付してください。（添付書類が写しの場合には、申込窓口で原本を提示し、照合を受けてください。）

売上高営業利益率減少状況等報告書

年 月 日

1 売上高営業利益率の減少(売上高及び営業利益を確認できる試算表等の書類を添付してください。)
次のア～ウのいずれかの要件に該当すること。(いずれかに○)

ア 最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期に比して20%以上減少していること

イ 前年同期から最近3か月間の月平均売上高営業利益率の推移がプラスからマイナス

ウ 前年同期から最近3か月間の月平均売上高営業利益率の推移がゼロからマイナス

最近3か月間 (年 月 ~ 月)			前年同期 (年 月 ~ 月)		
売上高 A	営業利益 B	月平均売上高 営業利益率 C $\frac{B}{A} \times 100$	売上高 D	営業利益 E	月平均売上高 営業利益率 F $\frac{E}{D} \times 100$
円	円	%	円	円	%
※ 減少率 = $(F - C) / F \times 100$					%

売上高営業利益率=3か月間の営業利益/3か月間の売上高
(個人の場合は、(売上-売上原価-経費)/売上)

2 経営の安定に支障を生じている理由

具体的に記入してください

3 将来の回復の見通し

具体的に記入してください

【確認欄】下記の2点について、確認しました。

売上高及び営業利益を確認できる確認書類が写しの場合には、その原本を確認すること。

単純な役員報酬の増加等の外的要因によらない費用の増加ではないということを確認すること。

申込窓口名		担当者名	
-------	--	------	--

売上減少状況等報告書

年 月 日

1 売上高の減少(条件1と条件2の両方を満たす必要があります。)

<条件1>

最近1か月間の売上高が前年の同期比5%以上減少していること。

最近1か月の売上高 A	前年同期 B	減少率 $\frac{(B-A)}{B} \times 100$
(年 月) 千円	(年 月) 千円	%

単位：千円

<条件2>

その後2か月間を含めた3か月間の売上高が前年の同期比5%以上減少することが見込まれること。

年月 売上高	令和 年 月 (実績:1か月)	令和 年 月 (見込み)	令和 年 月 (見込み)	合計
売上高	千円	千円	千円	A 千円
前年 同月売上高	千円	千円	千円	B 千円
			減少率 $\frac{(B-A)}{B} \times 100$	%

単位：千円

2 米国関税措置の影響により経営の安定に支障を生じている理由(具体的に記入してください)

※ 経営の安定に支障を生じている原因が、投機的な不動産・株式等の取引等ではないこと。

[]

3 将来の回復の見通し

具体的に記入してください

[]

原本照合	
申込者(企業)名	
申込窓口名	
担当者名	

* 試算表、売上台帳の写し、決算書又は確定申告書の写し等、売上高の減少が確認できる書類を添付してください。(添付書類が写しの場合には、申込窓口で原本を提示し、照合を受けてください。)

原油・原材料高騰の影響状況等報告書

年 月 日

1 原油・原材料(以下「原材料等」という。)の仕入価格の転嫁状況

原材料等の仕入価格が上昇し、最近3か月間の平均売上高に占める原材料等の平均仕入価格の割合が、前年同期の平均売上高に占める原材料等の平均仕入価格の割合を上回っていること。

最近3か月間の原材料等の月平均仕入価格 A	前年同期の原材料等の月平均仕入価格 B	最近3か月間の月平均売上高 C	前年同期の月平均売上高 D
(年 月 ~ 月) 円	(年 月 ~ 月) 円	(年 月 ~ 月) 円	(年 月 ~ 月) 円
$\frac{A}{C} \times 100 =$ % (ア)		$\frac{B}{D} \times 100 =$ % (イ)	
(ア) - (イ) = %			

※ (ア) - (イ) > 0 であること。

2 原材料等の高騰による影響

最近3か月間の売上総利益(粗利益)が、前年同期比で5パーセント以上減少していること。

最近3か月間 (年 月 ~ 月)			前年同期 (年 月 ~ 月)		
売上高 E	売上原価 F	売上総利益 (粗利益) G = E - F	売上高 H	売上原価 I	売上総利益 (粗利益) J = H - I
円	円	円	円	円	円
※ 減少率 = (J - G) / J × 100					%

※ 減少率が5%以上であること。

3 原材料等高騰の影響により経営の安定に支障を生じている理由(具体的に記入してください)

※ 経営の安定に支障を生じている原因が、投機的な不動産・株式等の取引等ではないこと。

4 将来の回復の見通し(具体的に記入してください)

※ 業況が、中長期的には前年並みに回復することが見込まれること。

原本照合	
申込窓口名	
担当者名	

* 原材料等仕入価格、売上高及び売上原価を確認できる試算表等の書類を添付してください。(添付書類が写しの場合には、申込窓口で原本を提示し、照合を受けてください。)

* 1~4の各項目について、※印の内容を満たしていることが必要です。

原油・原材料高騰の影響状況等報告書

年 月 日

1 原油・原材料(以下「原材料等」という。)の仕入価格の転嫁状況

原材料等の仕入価格が上昇し、最近1か月間の売上高に占める原材料等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原材料等の仕入価格の割合を上回っていること。

最近1か月間の原材料等の仕入価格 A	前年同期の原材料等の仕入価格 B	最近1か月間の売上高 C	前年同期の売上高 D
(年 月) 円	(年 月) 円	(年 月) 円	(年 月) 円
$\frac{A}{C} \times 100 =$ % (ア)		$\frac{B}{D} \times 100 =$ % (イ)	
(ア) - (イ) = %			

※ (ア) - (イ) > 0 であること。

2 原材料等の高騰による影響

最近1か月間の売上総利益(粗利益)が、前年同期比で5パーセント以上減少していること。

最近1か月間 (年 月)			前年同期 (年 月)		
売上高 E	売上原価 F	売上総利益 (粗利益) G = E - F	売上高 H	売上原価 I	売上総利益 (粗利益) J = H - I
円	円	円	円	円	円
※ 減少率 = (J - G) / J × 100					%

※ 減少率が5%以上であること。

3 中東情勢や原材料等高騰の影響により経営の安定に支障を生じている理由(具体的に記入してください)

※ 経営の安定に支障を生じている原因が、投機的な不動産・株式等の取引等ではないこと。

[]

4 将来の回復の見通し(具体的に記入してください)

※ 業況が、中長期的には前年並みに回復することが見込まれること。

[]

原本照合	
申込窓口名	
担当者名	

* 原材料等仕入価格、売上高及び売上原価を確認できる試算表等の書類を添付してください。(添付書類が写しの場合には、申込窓口で原本を提示し、照合を受けてください。)

* 1~4の各項目について、※印の内容を満たしていることが必要です。

資金使途明細表

運転資金

具体的資金使途	金額（千円）	摘要
合計		

設備資金

設備名（設備の内容）	
設備導入の必要性	
着工予定年月日	完了予定年月日
設置に要する費用 千円	融資希望金額 千円

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所
名 称
代表者

再生手続開始申立等企業の指定申請書

当社は、 年 月 日、〇〇〇〇（注1、注2）の申立てを〇〇〇地方裁判所に行ったので、静岡県中小企業経営安定資金融資制度要綱に基づく再生手続開始申立等企業の指定を受けたく、関係書類を添えて申請します。

- （注1） 破産、再生手続開始、更正手続開始、整理開始又は特別清算開始の申立に該当するものを記載すること。
- （注2） 注1に該当しないものには、「〇〇〇銀行〇〇〇支店から取引停止の通知を受けたので」と記載すること。
- （注3） 連絡責任者の氏名、電話番号を記入すること。
- （注4） 提出先 静岡市葵区追手町9番6号 （〒420-8601）

各業種担当課 静岡県経済産業部 商工振興課
商工金融課
地域産業課
静岡県スポーツ文化・観光部 観光政策課
観光振興課

(関係書類①) (用紙 日本産業規格 A4 縦型)

再生手続開始申立等企業の概要

1 企業名

2 所在地

3 従たる事務所名及び所在地

(注) 工場、営業所等も記載すること。なお、多い場合は別紙に記載すること。

4 代表者名

5 資本金

6 従業者数

7 営業内容

8 申立日

(注) 破産、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算の申立て日等を記載すること。
銀行取引停止処分については取引停止の日を記載すること。

9 再生開始申立等に至った経緯

(注) 15～20行程度にまとめること。

10 負債状況

	<u>負債総額</u>		千円
(内訳)	金融機関		千円
	一般負債		千円
	(一般負債の内訳) 大企業		千円
		中小企業	千円
		* 中小企業のうち25万円以上の県内債権者	
		件	千円
	その他		千円

(関係書類②) (用紙 日本産業規格 A4 縦型)

債 権 者 一 覧 表

区 分			件 数	債権額(千円)
一般債権				
(内訳)	中小企業	県内	25 万円未満	
			25 万円以上	
		県 外		
	大 企 業			
金融機関				
その他				
(内訳)				
合計				

新エネ・省エネ設備等導入事業計画書

1 申込者の概要
(事業内容)

2 新エネ・省エネ設備等導入事業計画の内容

(1) 設置予定地

住所・地番	地目	面積 (㎡)	所有者

※新エネ・省エネ資金利用の場合、設置予定地は静岡県内に限ります。

(2) 事業概要

(3) 許認可の状況 (農地法、森林法等の申請状況、予定)

(4) 設備の設置時期

年 月 日 (予定)

(5) その他 (特記事項)

3 資金計画 (今回の新エネ・省エネ設備等導入事業に係るもの)

	必要な資金	金額 (千円)	調達の方法		金額 (千円)
			金融機関からの借入	当資金 その他	
設 備			自己資金		
			その他		
	小 計		小 計		
			金融機関からの借入	当資金 その他	
運 転			自己資金		
			その他		
	小 計		小 計		
	合 計		合 計		

※運転資金は、設備資金に付随して必要な節電に寄与する消耗品等に限りません

環境配慮建築物計画書

1 申込者の概要
（事業内容）

2 今回の事業・設備投資の目的、内容

3 資金計画（環境配慮建築物に係るもの）

	必要な資金	金額（千円）	調達の方法		金額（千円）
設 備			金融機関 からの借入	当資金 その他	
			自己資金		
			その他		
	合 計		合 計		

4 企業立地補助制度の利用予定 有（ 年度）・無

5 国の利子補給制度の利用予定 有（ 年度）・無

※県（市）に提出した「建築物環境配慮計画書」（受付済み）及び「CASBEE-建築（新築）評価結果」の写しを添付のこと

温室効果ガス排出削減計画に係る資金使途説明書

1 申込者の概要
（事業内容）

2 温室効果ガス排出削減計画書の内容（資金使途に係るものに限る）【運転資金】

番号	実施年度	対策区分	対策	期待する削減効果
①				
②				
③				

3 上記 2 に必要な資金（脱炭素支援資金融資申込金額）の内容【運転資金】

番号	具体的な資金使途・費目	金額
①		千円
②		千円
③		千円
合計（今回の融資申込金額）		千円

※計画書に記載の対策内容に合致することが分かるよう、具体的な内容や、金額の算定方法を細かく記載すること。

4 静岡県中小企業等省エネ設備導入促進事業費補助金の利用【設備資金】
有（ 年度）・無

有の場合、
交付決定日（令和 年 月 日）
交付決定額（ 円）

経費区分・費目	金額	積算内訳

5 資金計画

	必要な資金	金額（千円）	調達の方法		金額（千円）
			金融機関からの借入	当資金 その他	
設 備					
			自己資金		
			補助金		
			その他		
	小計		小計		
運 転			金融機関からの借入	当資金 その他	
			自己資金		
			補助金		
			その他		
	小計		小計		
	合計		合計		

事業計画書

1 事業の内容

少子化対策	実施内容（「行動計画策定指針の事項」の番号を記入）（記入例：1(1)ア）	
	（実施内容を具体的に記入）	
	効果	
障害者雇用	実施内容（該当する番号を○で囲む）	
	① 新たに障害者を常用雇用する ② 障害者雇用率が 2.5%を超えている	
	（実施内容を具体的に記入）	
	効果	
	現在の障害者雇用の状況	
	障害者の新規採用計画	

2 計画時期 年 月 日～ 年 月 日

3 資金計画

	必要な資金	金額（千円）	調達の方法	金額（千円）
設備			金融機関からの借入	当資金
				その他
			助成金・補助金	
			自己資金	
			その他	
	小計		小計	
運転			金融機関からの借入	当資金
				その他
			助成金・補助金	
			自己資金	
			その他	
	小計		小計	
	合計		合計	

障害者雇用状況報告書

申込人住所（所在地）：

氏名（名 称）：

障害者雇用 算定年月	A 常用雇用 労働者数 ※1	B 常用雇用障害者数				C 短時間雇用障害者数 ※2			D 雇用障害者 合計 (④+⑦)	E 障害者 雇用率 ※3 (D ÷ A × 100)
		① 重度身体障害 者及び重度知 的障害者数	② 左記以外の身 体障害者及び 知的障害者数	③ 精神障害者数	④合計 (①×2+②+③)	⑤ 重度身体障害 者及び重度知 的障害者数	⑥ 精神障害者数	⑦合計 (⑤+⑥÷2)		
年 月										

※1 常用雇用労働者数は、次に掲げる者の数を記入してください。なお、ここでいう常用雇用労働者数には、短時間雇用障害者数を含みません。

イ 雇用期間の定めなく雇用されている労働者

ロ 一定の雇用期間を定めて雇用される労働者であって、雇用期間が反復更新され、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者

ハ 雇入れの時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者

※2 短時間雇用障害者は、1週間の所定労働時間が当該事業所に雇用する常用雇用労働者の1週間の所定労働時間に比べて短く、かつ20時間以上30時間未満である常用労働者をいいます。

※3 小数点以下第2位を切り捨てた数を記入してください。

注・ 融資申込日が属する月の初日現在の状況を記入してください。

- ・ 本店、支店、営業所等の合計数を記載してください。
- ・ 事業所別被保険者台帳照会を添付して、申込窓口に提出してください。

特定建築物 確認書

1 企業（組合）名

企業（組合）名	
所在地	

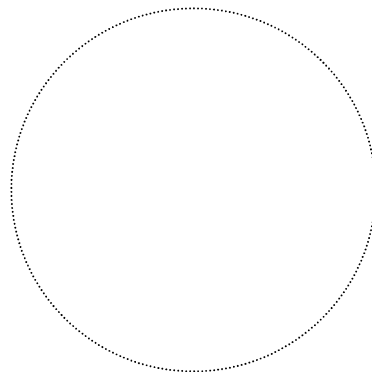
2 建物の概要

所在地	
建築年月日	
建築物の床面積・階数	m ² (階建)
用途	

3 事業内容

（建築安全推進課 確認欄）

本申請に係る建築物は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第 5 条第 3 項第 1 号に定める既存耐震不適格建築物であって、同法第 14 条第 1 号の要件を満たす昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された建築物であることを確認します。



内容確認後、押印

証 明 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

(証明者)

住 所

建築・設計事務所等の名称

代表者

氏 名

印

建築物の建替え・新築

下記の建築物は、「静岡県建築構造設計指針・同解説」に基づく設計であることを証明します。

建築物の耐震改修計画の策定・改修

下記の建築物の耐震改修計画は、次のいずれかの条件を満たすことを証明します。

- (1) (一財)日本建築防災協会が監修した「静岡県既存建築物の耐震診断・補強計画マニュアル」に基づいて設計するものであって、耐震にあっては県くらし・環境部の「耐震判定指標値」を満たし、制震及び免震にあっては県危機管理部が定める「耐震判定指標値(E T 値)」を満たし、ランク I b 以上の耐震性能を有していること。
- (2) (一財)日本建築防災協会が発行した「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づいて設計するものであって、「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「総合評点」の 1.0 以上を満たしていること。

非構造部材の改修

非構造部材のうち、大規模空間をもつ建築物の天井材にあっては(一社)新・建築士制度普及協会が発行した「平成28年8月建築物における天井脱落対策に係る技術基準の解説」に基づく対策をし、外壁材のうち、タイル張りにあっては「外壁タイル張りの耐震診断と安全対策指針・同解説」に基づく対策をしたものであることを証明します。

アスベストの飛散防止

下記の建築物は、「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説 2018」に基づく対策をしたものであることを証明します。

エレベーターの改修

下記のエレベーターは、(一財)日本建築設備・昇降機センターが発行した「昇降機技術基準の解説 2016 年版」に基づく対策をしたものであることを証明します。

ブロック塀、石塀等(以下「囲障」という。)の建替え又は改修

下記の囲障は、静岡県のパンフレット「ブロック塀の点検と改善」に基づく対策をしたものであることを証明します。

※該当するものに☑チェックする。

記

1 建 築 主

2 建築場所

3 主要用途

4 構 造

5 建築物の建替え・新築又は改修について、基準に基づく設計をしたものであることを証明する設計図書(構造計算書を含む)又は(一社)静岡県建築士事務所協会の評定書は、別添のとおりです。

事業計画書

1 現在地で予想される被害（静岡県第 4 次地震被害想定に基づくものであること又は耐震診断の結果により建替えが必要と認められたものであること）

2 対策の内容等（計画地等の選定理由、対策の内容・効果）

理由・対策の内容	（上記 1 への対策を記載すること）				
建築物・設備等の概要	用途				
	所在地		現在地	計画地	
	構造				
	規模	土地	総面積	㎡	㎡
			うち事業用面積	㎡	㎡
	建物等		総面積	㎡	㎡
			うち事業用面積	㎡	㎡
	その他		今後の利用方針	景観及び構築物の高さについての配慮	

3 土地取得予定日 年 月

4 建築（改修）工事予定期間 年 月～ 年 月

5 事業開始予定日 年 月

6 資金計画

必要な設備資金	金額（千円）	調達の方法	金額（千円）
		金融機関からの借入	当資金
			その他
		自己資金	
		その他	
合計		合計	

7 企業立地補助制度の利用予定 有（104- 年度）・無

成長産業分野支援資金 確認書

1 企業（組合）名

企業（組合）名	
所在地	

2 事業内容

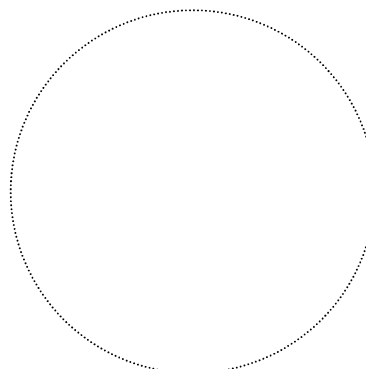
3 利用する貸付制度（該当するものに○）

成長産業分野	
ア 医療・福祉機器等 イ ロボット ウ 航空宇宙 エ 光・電子 オ 環境技術関連 カ 新エネルギー キ 次世代自動車 ク CNF 関連	開業パワーアップ支援資金要件
	経営革新等貸付要件
プロジェクト分野	（ファルマ / ウェルネス・フーズ / フォトン）

4 国の利子補給制度の利用予定 有（ 年度）・無

（知事・産業財団・推進機構 確認欄）

本申請は、静岡県特別政策資金融資制度要綱第 4 に係る別表に定める融資対象者及び資金使途に該当するものであることを確認します。



内容確認後、受付印を押印

事業計画書

1 最近 1 年間の生産（販売）等の状況（直近決算時）

生産（販売）品目、サービス内容	売 上 高（千円）	構 成 比（％）
合計		100%

2 今回申請とプロジェクト分野の関連性

3 本資金利用により 1 年後に期待される効果（次期決算時）

	製品又は業種名	売上予定高（千円）	構成比（％）
今回の申請に係る事業			
	小 計		
既存事業			
	小 計		
	合 計		

4 資金計画（今回の事業に係るもの）

	必要な資金	金額（千円）	調達の方法		金額（千円）
設 備			金融機関	当資金	
			からの借入	その他	
			自己資金		
			その他		
		小 計		小 計	
運 転			金融機関	当資金	
			からの借入	その他	
			自己資金		
			その他		
		小 計		小 計	
	合 計		合 計		

土地・建築物等取得計画書

1 建築物等の概要

建築物・設備等の概要	用途			
	所在地			
	規模	土地	総面積	m ²
			うち事業用面積	m ²
		建物等	総面積	m ²
			うち事業用面積	m ²
	設備内容			
	その他			

2 土地取得予定日 年 月

3 建築（改修）工事予定期間 年 月～ 年 月

4 事業開始予定日 年 月

5 資金計画

必要な事業費	金額（千円）	調達の方法		金額（千円）
		金融機関からの借入	当資金 その他	
		自己資金		
		その他		
合計		合計		

6 企業立地補助制度の利用予定 有（ 年度）・無

事業計画書

1 事業の概要（事業の目的、内容）

事業の目的	（ふじのくにフロンティア推進区域、新拠点区域又は循環拠点区域の事業内容に合致していること）			
建築物・設備等の概要	用途			
	所在地	（ふじのくにフロンティア推進区域内、新拠点区域内又は循環拠点区域であること）		
	規模	土地	総面積	m ²
			うち事業用面積	m ²
	建物等	総面積	m ²	
		うち事業用面積	m ²	
	設備内容			
その他				

2 土地取得予定日 年 月

3 建築（改修）工事予定期間 年 月～ 年 月

4 事業開始予定日 年 月

5 資金計画

必要な事業費	金額（千円）	調達の方法	金額（千円）
用地取得費		金融機関	当資金
建設事業費		からの借入	その他
各種機器購入費		自己資金	
その他		その他	
合計		合計	

6 企業立地補助制度の利用予定 有（ 年度）・無

7 国の利子補給制度の利用予定 有（ 年度）・無

8 ふじのくにフロンティア推進資金支給対象事業者確認書 別紙のとおり

ふじのくにフロンティア推進資金支給対象事業者確認書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

市町長 氏 名

責任者 職・氏名

担当者 職・氏名

年 月 日付けで認定を受けたふじのくにフロンティア推進区域、新拠点区域又は循環拠点区域において、事業者が実施する事業内容については、該当項目をすべて満たしていることを確認します。

記

1 ふじのくにフロンティア推進区域、新拠点区域又は循環拠点区域の名称

2 事業実施者

①事業者名

②事業者所在地

3 該当項目

項 目	確認欄
ふじのくにフロンティア推進区域の事業内容に合致していること	
ふじのくにフロンティア新拠点区域の事業内容に合致していること	
ふじのくにフロンティア循環拠点区域の事業内容に合致していること	
市町との防災協定の締結に向けた協議を行うこと、もしくは、当該施設におけるBCPを策定することについての承諾書が提出されていること（ふじのくにフロンティア循環拠点区域の場合は除く）	

事業承継計画書

1 申込者の概要
(事業内容)

2 事業承継の形態 (該当するものに○)

ア 親族内承継 イ 従業員承継 ウ 外部承継

3 承継者等の概要

	被承継者	承継者
事業者名 / 代表者名		
従業員数		
資本金		
事業経歴		
業種		
本店の所在地 (※)		

※1 静岡県外に本店がある場合には、静岡県内にある事業所等の所在地を記載すること

※2 承継者または被承継者が個人の場合は、個人の事業経歴を記載すること

4 事業承継契約締結 (予定) 日

年 月 日

5 資金使途 (該当するものに○)

ア 事業承継契約等に係る経費

イ 株式取得に係る経費

ウ 事業資産買取に係る経費

エ 事業承継計画を実行するための運転資金

オ 事業承継計画を実行するための設備資金

カ 事業承継計画を実行するための既借入金の借換えに必要な資金

6 事業承継計画（スケジュールや手続き等）

※上記5の資金使途エ及びオで当資金を利用する場合は、事業承継に向けた準備から事業承継後の事業計画までを詳細に記載すること。

時 期	内 容

7 資金使途の事業承継との関連性

※上記6に係る詳細な資金使途を記載してください。（「諸経費支払」等は不可。）
追加で確認資料等を求めることがあります。

8 資金計画（事業承継に係るもの）

必 要 な 資 金		金 額 (千円)	調 達 の 方 法		金 額 (千円)
設 備			金 融 機 関 からの借入	当 資 金 そ の 他	
			自己資金		
			その他		
	小 計		小 計		
運 転			金 融 機 関 からの借入	当 資 金 そ の 他	
			自己資金		
			その他		
	小 計		小 計		
借 換			金 融 機 関 からの借入	当 資 金 そ の 他	
			自己資金		
			その他		
	小 計		小 計		
合 計			合 計		

事業承継支援証明書

1 申込者

住 所

事業者名

2 被承継者又は承継者の種別

承継者 ・ 被承継者 (どちらか一方に○)

上記の者は、別紙事業承継計画書の策定について、当機関による支援を受けたことを証明します。

年 月 日

住 所

支援機関名

責任者 職・氏名

担当者 職・氏名

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

金融機関名
 責任者 職・氏名
 担当者 職・氏名

融 資 実 行 通 知 書

静岡県中小企業融資制度資金について、審査の結果次のとおり融資を実行したので通知します。

企業(組合)名			所在地	
代表者名				
資金名	(資金貸付)	資金用途	※ 運転資金・設備資金
融資額	千円		実行日	
融資期間				
償還方法	※ 元金均等月賦償還 ・ 元利均等月賦償還			
	か月(年)据置後、 年 月 日に第1回 返済し、以後毎月 日に 千円返済し、最終回 月 日 千円にて完済する。			千円 年
基準金利又は 金融機関所定金利 A	年	※ % (固定・変動)	県制度 承認日	
県利子補給率 B	年	%		
融資利率 A-B	年	%	承認番号	商金第 号

- (注) 1 ※の欄は該当するものを○で囲むこと。
 2 この通知書に金融機関所定の償還計画を記した書類の写しを添付すること。
 3 変動金利(成長産業分野支援資金のみ)の場合は、融資実行時の金利を記入すること。
 4 本様式は、保証協会の保証を利用しない場合のみ提出すること。

利子補給金交付申請書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所
名 称
代表者氏名

責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

年度 期における静岡県〇〇〇〇〇資金等にかかる利子補給金 円の交
付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

交付申請

- (1) 金額 円
(2) 事業の目的

口座振替先 金融機関名
支店名
口座種別
口座番号
口座名義人 (カナ)

様式第 23 号(用紙 日本産業規格 A4 縦型)

実 績 報 告 書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所
名 称
代表者氏名

責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

年 月 日付け 第 号により利子補給金の交付の決定を受けた静岡県〇〇
〇〇〇資金等の貸付事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

様式第 24 号(用紙 日本産業規格 A4 横型)

所要額計算書（事業資金、経営安定資金及び平成 26 年度以前に融資実行された特別政策資金）

融資年度	資金名	融資平均残高 a (各月初残高合計/6 か月) 円	基準金利 b %	融資利率 c %	利子補給率 d = b-c %	利子補給金額 a × d × 6/12 円
合 計						円

様式第 26 号(用紙 日本産業規格 A4 横型)

所要額計算書 (平成 27 年度以降に融資実行された特別政策資金)

事業者名 _____

資金名	年月	融資残高 a (各月初残高)	利子補給率 b	融資利率 c	利子補給金額 $a \times b \times 1/12$
		円	%	%	円
合 計					円

様式第 27 号(用紙 日本産業規格 A4 縦型)

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により利子補給金の交付の確定を受けた静岡県
〇〇〇〇〇資金等の利子補給金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

金融機関

所在地

名 称

代表者

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

静岡県中小企業融資制度融資拒絶報告書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

金融機関の名称
及び代表者氏名

責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

融資申込者名	所在地	資金名	申込書受付日	融資申込額 千円	拒絶理由 (できる限り具体的に)

静岡県中小企業融資制度資金申込に係る確約書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

申込者の住所

又は所在地

氏 名

(法人の名称及び代表者の氏名)

電話 () 局 番

年 月 日付け静岡県中小企業融資制度資金 () 申込書(様式第1号)の「中小企業者記入欄」について、下記のとおり申込時点における未確定事項があるため申し出るとともに、確定次第速やかに、金融機関を通じて変更申請書を提出することを確約します。

記

1 未確定内容

該当項目 (該当するものに○)	項目	未確定理由	備考：申込書記入内容
	融資申込金額		
	融資希望期間		
	融資希望時期		
	融資希望金融機関		
	資金計画		
	資金使途		
	その他		

2 未確定内容の確定予定時期

年	月	初旬・中旬・下旬 (いずれかに○)
---	---	-------------------

静岡県中小企業融資制度資金 変更申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

申込者の住所

又は所在地

氏 名

(法人の名称及び代表者の氏名)

電 話 () -

年 月 日付けで提出した静岡県中小企業融資制度資金 () 申込書 (様式第1号) について、下記のとおり変更申請書を提出します。

記

1 変更申請内容

該当部分に○	項目	変更前	変更後
	融資申込金額		
	融資希望期間 (据置期間)		
	融資希望時期		
	融資希望金融機関		
	資金計画		
	資金使途		
	申込窓口 (金融機関支店名)		
	所定金利 (A)		
	県利子補給率 (B)		
	融資利率 (A-B)		
	保証機関の利用		
	その他		

2 取扱い金融機関 (問合せ先)

金融機関支店名	
担当者 職・氏名	
電話番号	

静岡県中小企業融資制度資金 変更報告書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所
名 称
代表者氏名
責任者 職・氏名
担当者 職・氏名

年 月 日付け 第 号により下記のとおり融資の承認を受けた静岡県 資金
について、変更がありましたので、報告します。

記

<承認事項>

申請者名	融資申込資金・金額	承認日	承認番号
			商金第 号

※承認書の内容を記載

<変更事項>

融資条件にかかる変更 ・ その他の変更 ※どちらかに○を記載

(1) 変更内容

(2) 変更理由

產業成長促進資金要綱編

静岡県産業成長促進資金利子補給要綱

第1 趣旨

知事は、本県産業の成長を促進するため、中堅企業・大企業が県内で行う設備投資に対する金融機関の貸付けに関し、予算の範囲内において、中堅企業・大企業に利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

この要綱において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 中堅企業・大企業

会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に掲げる会社であって、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号及び第1号の2に掲げるものを除く。

(2) 金融機関

中小企業信用保険法施行令第1条の3に掲げるものをいう。

(3) 取扱金融機関

県内に本支店を有する金融機関で、同意書（様式第12号）を知事に提出し、この要綱による資金を取り扱うことに同意したものをいう。ただし、融資実行後に金融機関の統廃合により、県外の本支店における取扱いとなった場合はこの限りではない。

第3 資金名及び融資の条件

この要綱に基づき融資を行う資金名並びに融資対象者、資金用途及び融資限度額等の融資の条件については、別表のとおりとする。

ただし、次の各号の一に該当する者は、融資を利用することはできない。

- (1) 営業に関し、許認可、免許、登録、届出、指定等を必要とする事業にあつては、許認可等を受けないで営業している者。また、営業前にあつては、許認可等を受ける見込みがない者
- (2) 営業に関し、公序良俗に反する行為又は違法な行為を行っている者
- (3) その他知事が適当でないと認めた者

第4 融資の申込

- (1) 融資を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、次に定める提出書類（以下「申込書類」という。）各1部を、取扱金融機関に提出して申し込むものとする。

ア 申込書（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第2号～第2号-4）及び資金計画に係る説明書（様式第2号その2）（グリーン成長分野を除く）

ウ 次世代自動車等導入事業計画書（様式第3号）又は環境配慮建築物計画書（様式第3号-2）（グリーン成長分野に限る）

エ 決算書（2期分）

オ 土地取得、工事、設備等の見積書

カ 商業登記簿謄本の写し

キ 納税証明書（事業税及び県民税）

ク 許認可証等の写し（融資申込時に許認可等が取得していない場合は、取得後速やかに静岡県経済産業部商工業局商工金融課（以下「県商工金融課」という。）に提出すること。）

ケ 土地取得の場合

土地・建築物取得計画書（様式第4号）

コ 建築物を建築する場合

(7) 土地・建築物取得計画書（様式第4号）（グリーン成長分野を除く）

(f) 設計図書

サ 既存建築物を取得する場合

土地・建築物取得計画書（様式第4号）（グリーン成長分野を除く）

シ 既存建築物を取得して改修する場合

土地・建築物取得計画書（様式第4号）（グリーン成長分野を除く）

(2) 取扱金融機関は、融資の申込みがあった場合は、速やかに審査を行った上、申込書類を県商工金融課に送付するものとする。

第5 融資の承諾

知事は、第4により申込書類の送付を受けた場合は、速やかに審査を行い、適当と認めるときには、様式第5号及び第5号-2により取扱金融機関及び申込者にその旨通知する。

第6 融資の実行

(1) 取扱金融機関は、第5による承諾を受けた場合は、速やかに審査を行った上、融資を行うものとする。融資を実行したときは、様式第6号により知事に通知するものとする。

(2) 取扱金融機関は、(1)により融資を行うに当たり、歩積・両建預金を要求してはならない。

第7 融資条件の変更等

取扱金融機関は、融資を実行した後、融資期間の延長等当初の融資内容を変更した時は、様式第11号により知事に報告するものとする。

第8 報告

(1) 土地及び建築物を取得するために融資を受けた者は、取得後、速やかに登記を行い、取扱金融機関を経由して、登記事項証明書を知事に提出するものとする。

なお、土地を先行取得する場合は、土地の取得後及び建築物の建築後、それぞれ速やかに登記を行い、取扱金融機関を経由して、登記事項証明書を知事に提出するものとする。

(2) 建築物の建築、増築又は改修をするために融資を受けた者は、建築、増築又は改修後、速やかに登記を行い、取扱金融機関を経由して、登記事項証明書を知事に提出するものとする。

第9 利子補給金の額

利子補給金の額は、申請者ごと年度別に区分して算定するものとし、毎年4月1日から9月30日まで（以下「上期」という。）及び10月1日から3月31日まで（以下「下期」という。）の各期間において、各月初における融資残高に利子補給率及び期間（1/12）を乗じて得た額の合計とする。

また、利子補給率は、融資期間中の各月の融資の返済時における融資利率に基づいて算出するものとする。

なお、前月末の融資残高を各月初残高とする。

第10 利子補給金の申請

申込者は、利子補給金の申請について、取扱金融機関を経由して次の書類を知事に提出するものとする。

(1) 提出書類 各1部

ア 利子補給金交付申請書（様式第7号）

イ 所要額計算書（様式第8号）

(2) 提出期限

別に定める日まで

第11 交付の条件

次に掲げる事項は、交付を決定する際の条件となるものとする。

- (1) 別表に掲げる事項のうち融資対象者、資金使途、融資限度額、融資利率、融資期間及び償還方法
- (2) 利子補給金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を利子補給金の交付を受けた年度終了後10年間保管しなければならないこと

第12 実績報告

申込者は、実績報告について、取扱金融機関を経由して次の書類を知事に提出するものとする。

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 実績報告書（様式第9号）
 - イ 所要額計算書（様式第8号）

(2) 提出期限

毎年上期における貸付金に係るものについては当該年度の10月10日まで、毎年下期における貸付金に係るものについては翌年度の4月10日まで

第13 請求の手続

申込者は、利子補給金請求について、取扱金融機関を経由して次の書類を知事に提出するものとする。

- (1) 提出書類 1部
 - 請求書（様式第10号）

(2) 提出期限

利子補給金交付確定通知書受領後10日以内

第14 利子補給金の交付等

利子補給金は、融資を受けた者に交付する。

第15 利子補給金の返還

- (1) 知事は、この要綱に基づき融資を受けた者が、次の各号の一に該当したときは、当該融資に対する利子補給金を打ち切り、既に交付した利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

ア 借入金を借入れの目的以外に使用したとき

イ この要綱又はこの要綱に基づく規定に違反したとき

- (2) 取扱金融機関及びこの要綱に基づき融資を受けた者は、(1)に該当する事案が発生した場合は、速やかに知事に報告するものとする。

第16 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月10日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和6年3月29日限り、その効力を失う。ただし、その時までに行われた融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成29年3月10日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行された融資については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和元年5月31日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 この改正の施行前に実行された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和6年3月28日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行された融資については、なお従前の例による。

別表

区 分	内 容
資 金 名	産業成長促進資金
融資対象者	県内において事業を営んでいる（新たに事業を営もうとするものを含む）中堅企業・大企業（本資金と同時かつ同一の資金使途について、静岡県特別政策資金融資制度要綱に定める成長産業分野支援貸付との併用は認めない）
資金使途	<p>本県所在の工場店舗等に係る設備投資に要する資金（設備更新費用及び海外設備投資費用を除く。）及び脱炭素に係る取組に要する資金であり、次の1～4のいずれかに該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 研究開発又は新事業活動 <ol style="list-style-type: none"> (1) 研究開発とは、工学的・自然科学的な基礎研究、応用研究及び開発・工業化等をいい、必ずしも新製品や新技術に限らず、現に生産中の製品の製造や既存の技術の改良等のための研究開発であっても対象とする。 (2) 「新事業活動」とは、次の4つの事業活動をいう。 <ol style="list-style-type: none"> ア 新商品の開発又は生産 イ 新たな役務の開発又は提供 ウ 商品の新たな生産又は販売方式の導入 エ 役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動 2 新分野進出（海外進出は含まない）又は新事業展開 <ol style="list-style-type: none"> (1) 「新分野」とは、日本標準産業分類における細分類（4桁）が異なるものをいう。 (2) 「新事業展開」とは、同一分野に属する事業であっても、従来製品に比して原材料又は生産加工技術を異にし、かつ、用途、販路、機能又は性能のいずれかを異にすることを目的として行う事業をいう。 3 グリーン成長分野 <ol style="list-style-type: none"> (1) 「グリーン成長分野」とは、地球温暖化ガス排出削減に寄与する設備の導入又は環境性能評価で一定以上の評価を受けた工場等建築物の設備投資をいう。 (2) (1)の地球温暖化ガス排出削減に寄与する設備とは、電気自動車（EV）並びに燃料電池を使用した自動車（FCV）、バス（FCバス）及びフォークリフト（FCフォークリフト）並びに付帯設備をいう。 (3) (1)の環境性能評価で一定以上の評価を受けた工場等建築物とは、床面積（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の面積）の合計が2,000㎡以上の建築物で、建築環境総合性能評価システムの静岡県版（CASBEE静岡）において、S又はAの評価を得たものをいう。 4 知事が特に認めたもの
融資限度額	30億円（ただし、1億円を下限とする）
利子補給率	年0.47%以内とする。ただし、融資利率の1/2以内とする
融 資 利 率	金融機関の定める利率（固定金利、変動金利のいずれも可）による
融 資 期 間	10年以内
償 還 方 法	元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還 ただし、1年以内の据置期間を認める
担 保 及 び 保 証 人	取扱金融機関の定めるところによる

産業成長促進資金要領編

静岡県産業成長促進資金取扱要領

第1 趣旨

この要領は、静岡県産業成長促進資金利子補給要綱（平成27年4月10日付け商金第17号経済産業部長通知、以下「要綱」という。）に基づく融資制度の円滑な運用を図るため、必要な事項を定める。

第2 融資対象者

(1) 融資対象業種

ア 産業成長促進資金（以下「本資金」という。）は、次に掲げる業種以外の業種を対象とする。

- (ア) 農業
- (イ) 林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く）
- (ロ) 漁業
- (ハ) 金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）

イ 射幸性、遊興性の強い業種（公序良俗に反する業種）や本来的に企業として馴染まない業種（宗教など）は対象外とする。また、資金使途が新分野進出の場合、新分野進出事業がこれらの業種に係る事業の場合も同様とする。

ウ 当該事業を営むために許可、認可、登録、届出等を必要とする業種にあつては、その許認可等を受けていることが必要となる（既に申請中であつて、許可等を受けることが確実である場合を含む）。

(2) その他

ア 本社・本店等が本県以外の場合

本社・本店等が本県以外にある中堅企業・大企業においては、県内において事業（工場、営業所等を有している）を営んでいるもの又は新たに営もうとしているものに限る。

イ 従業員数の数え方

従業員とは、正規・非正規を問わず、雇用保険又は社会保険に加入している者をいい、法人事業概況説明書に記載されている人数とする。

第3 資金使途

(1) 設備投資

要綱別表に規定する資金使途の項中「設備投資」とは、次のものをいう。

ア 土地の取得（造成費を含む。）に要する資金

ただし、土地を先行取得する場合は、計画地において、2年以内に事業の開始が見込まれるものに限る。

イ 建築物の建築・増築に要する資金

ウ 既存建築物の取得（改修を含む。）に要する資金

エ 工業用の生産、加工、試験、検査に使用する機械器具若しくは装置の購入又はその修理に要する資金

オ 工作物（煙突、擁壁等をいう。）及び附帯する設備（建築物に付帯する電気、ガス、給排水、冷暖房、

- 消火、排煙等の設備をいう。)の設置又は整備に要する資金
 - カ 事務機器、小型貨物自動車等の導入に要する資金
 - キ 店舗及び事務所施設に附帯する施設の整備に要する資金
 - ク 店舗等を賃借する場合の権利金、敷金等に要する資金
 - ケ 観光旅館業者等が行う観光客の利用を目的とする駐車場、温泉利用施設（源泉施設、温泉導入施設、温泉プール等をいう。）等の整備に要する資金
 - コ その他知事が特に必要と認めた設備投資
- (2) 脱炭素に係る取組に要する資金
- 要綱別表に規定する資金使途の項中「脱炭素に係る取組に要する資金」とは、次のものをいう。
- ア EV等の購入に要する資金（保険料等は除く。）及び付帯設備の購入に要する資金（国、県、各種団体等が実施する補助制度がある場合は、各種補助金の交付対象となるものを原則とする。）
 - イ 設備設置に係る工事に要する資金
 - ウ 静岡県地球温暖化防止条例第24条の規定により提出する「建築物環境配慮計画書」に記載した建築物の新築、増築及び改築に要する設備資金及びそれに付随する新エネ・省エネ設備等の導入にかかる設備資金
- (3) 融資対象とならない投資等
- 次に掲げる投資等は、本資金の融資対象から除外するものとする。
- ア 次に掲げるものの取得資金
 - (ア) 「3」「5」「7」ナンバーの自動車（ただし、旅客自動車運送事業の事業用自動車、物品賃貸業の賃貸用自動車及び介護保険法（平成9年法律第123号）の指定を受けてサービスの提供を行う事業者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の指定を受けた障害福祉サービス事業者が、事業として要介護者等の移動のために使用する、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第51条の3第1項第8号に規定する福祉自動車、又は事業の用に供するもので、要綱別表に規定する地球温暖化ガス排出削減に寄与する設備を導入する場合は除く。）
 - (イ) 住居及び居住に供する設備
 - (ロ) 取扱金融機関申込窓口への申込時以前に契約又は既に設置されている設備（要綱別表に規定する環境性能評価で一定以上の評価を受けた工場等建築物に係る設備投資の場合は除く。）
 - イ 次に掲げる設備投資
 - (ア) 県外（海外を含む）における設備投資
 - (イ) 既存設備の更新又は修理。ただし、既存建築物の改修の場合は対象とする。

第4 補助金等の控除

本資金の融資を受けようとする事業において、国及び地方公共団体等公的機関の補助金等を活用する場合、補助金等の受領予定額は、本資金の申込金額から控除するものとする。

第5 融資限度額

要綱第3及び要綱別表に規定する融資限度額について、融資申込時点で既に本資金の融資を受けている場合は、要綱別表に規定されている融資限度額と直近の融資残高との差額を融資限度額とする。

第6 融資利率等

- (1) 要綱別表に規定する「融資利率」は、申込者と金融機関の間で任意に金利設定できる所定金利方式とする。
- (2) 利子補給率は、「金融機関所定金利の2分の1」又は「上限利子補給率」のいずれか低い方とする。

第7 提出書類

要綱第4に規定する提出書類については、次に掲げるとおりである。

- (1) 申込書類に添付する商業登記簿謄本の写し及び納税証明書については、発行後6か月以内のものを提出するものとする。
- (2) 商業登記簿謄本の写しについては、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書とする。（法務局へオンライン申請し取得した証明書でも可）
- (3) 申込書類に添付する決算書は、貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費、製造原価報告書、株主資本等変動計算書並びに個別注記表とする。
- (4) 許認可証の写しは、制度融資資金使途に伴って取得が必要な場合に限る。
- (5) 要綱の定める提出書類で県承認の可否を判断できない場合は、要綱に定める提出書類以外の提出書類を求める場合がある。

第8 協調融資

- (1) 要綱第4に規定する「融資の申込」について、同一資金使途に係る融資を複数の金融機関から受ける場合は、金融機関ごとに様式第1号（申込書）を作成し、提出書類を添付することとする。
ただし、様式第1号以外の提出書類については、一の金融機関の申込書類に正本が添付されていれば、他は副本でも可とする。
- (2) 融資の承認後、複数の金融機関の融資に切り替える場合、既承認済みの金融機関は、融資実行通知書の提出時に理由を記載した書面を併せて提出することとし、未承認の金融機関は、別に申請を行うこととする。

第9 変更申請、承認後の融資条件の変更

- (1) 申込書類提出時にやむを得ない理由で未確定事項がある場合や、申込承認後に事情の変化が生じた場合、金融機関又は申込者は、遅滞なく県にその旨を報告し、対応を協議することとする。
- (2) 県との協議の結果、必要がある場合は、別途必要な書類等を作成し提出するものとする。

第10 融資の承諾

- (1) 融資の承諾は、年度毎にあらかじめ設定した融資枠の範囲内で承認するものとし、その判断の基準となる時点は、県受付時とする。
- (2) 県の審査に要する期間は、基準となる時点にかかわらず、申込書と必要な添付書類が整って県商工金融課に到達した日の翌日から起算して、原則として10日間とする。
ただし、日数の算定においては、静岡県の休日を定める条例（平成元年静岡県条例第8号）に規定する本県の休日の日数は参入しないものとする。

第11 融資実行後、融資期間等を変更した場合の利子補給金

- (1) 要綱第9に規定する「利子補給金の額」について、融資条件の変更等により融資期間が延長された場合、要綱別表に定める融資期間内であれば、利子補給金の対象とする。
- (2) 県外への移転
融資を受けた中堅企業・大企業が、設備投資を実行した事業所（工場、営業所等）を県外に移転した場合は、県外へ移転した日の属する月の月初残高までを利子補給金の算定の対象とする。
- (3) 融資対象設備の県外移設
ア 要綱第9に規定する「利子補給金の額」について、制度融資を利用した設備の一部又は全部を県外移設する場合は、県外へ移設した日の属する月の月初残高までを利子補給金の対象とする。
イ 設備の一部を移設した場合、県外に移設した日の属する月以降は、移設した設備の残額相当分（当該融資残高を対象設備の占有率で按分した額）を控除し、利子補給金を計算する。

第12 担保及び保証人

担保及び保証人については、取扱金融機関の定めるところによる。

附 則

- 1 この要領は、令和元年5月31日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 「産業成長促進資金に係る留意事項」は平成31年3月31日を以って、廃止する。
なお、この要領の施行前に融資の承認を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

産業成長促進資金様式編

静岡県産業成長促進資金申込書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

申込者の住所

又は所在地

氏 名

(法人の名称及び代表者の氏名)

電話 () 局 番

申込者記入欄			
融資申込金額	円	資金計画	当資金 円
			自己資金 円
内訳	土地 円		その他借入金 円
	構築物 円		補助金 円
	設備等 円	計 円	
融資希望期間 (据置期間)	筒月 (筒月)	業 種	
融資希望時期		従業員数	人
融資金融機関 (支店)		資金使途 (具体的に記入)	
資本金	円		
営業年数	年		
取扱金融機関記入欄		協調融資金融機関	
機関名(支店名)			
受理年月日			
融資金利	年 % (固定・変動)		
県利子補給率	年 %		
償還方法	元金均等 元利均等 月賦償還 月賦償還		

(注)「融資金利率」が、変動金利の場合、その旨を記入してください。

(注) 申込者は、融資手続き、利子補給金交付手続き、融資枠管理に関する調査・研究を行う範囲内で、県が情報を利用することに同意します。

※ 上記表の各欄は申込者及び取扱金融機関が記載してください。

※ 取扱金融機関は、この申込書に、要綱で定められた書類が添付されていることを確認の上、要綱の定めにより静岡県経済産業部商工業局商工金融課へ提出してください。

様式第2号【研究開発用】(用紙 日本産業規格 A4 縦型)

事業計画書(研究開発)

1 申込者の概要

業務内容

2 研究開発の概要

(1) 研究の内容(技術・製品開発の新規性等)

(2) 企業化(事業化)の見込

(3) 過去の研究開発プロジェクト

(4) 独自技術及び工業所有権の保有状況

3 資金計画

	設備投資の内容	金額(千円)	調達の方法		金額(千円)
設 備			金融機関 からの借入	当資金 その他	
			自己資金		
			その他		
	合計		合計		

事業計画書(新事業活動)

1 申込者の概要

業務内容

2 新事業活動の概要

(1) 新事業活動の種類(該当するものに○を付けてください)

ア 新製品の開発又は生産

イ 新役務の開発又は提供

ウ 商品の新たな生産又は販売方式の導入

エ 役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動

(2) 新事業活動のテーマ

テーマ: _____

(補足説明)

(3) 新事業活動の内容

(4) 既存事業との相違点

3 資金計画

	設備投資の内容	金額(千円)	調達の方法		金額(千円)
			金融機関からの借入	当資金 その他	
設 備			自己資金		
			その他		
	合 計		合 計		

様式第2号-4【新事業展開・その他事業用】(用紙 日本産業規格 A4 縦型)

事業計画書(新事業展開・その他事業)

1 申込者の概要

事業内容

2 新事業・その他の内容

(1) 新事業・その他事業の内容(生産しようとする製品の種類等)

(2) 新事業・その他事業を展開する理由

(3) 継続事業との相違点

(4) 新事業・その他事業に係る製品等の構成(1年後)

	製品又は商品名	売上予定高(千円)	構成比(%)
新事業等			
	小計		
継続事業			
	小計		
	合計		

3 資金計画

	設備投資の内容	金額(千円)	調達の方法		金額(千円)
			金融機関からの借入	当資金 その他	
設備			自己資金		
			その他		
	合計		合計		

資金計画に係る説明書

1 事業計画の概要

事業期間	年 月 日 ~	年 月 日
土地造成	年 月 日 ~	年 月 日
建物の建築	年 月 日 ~	年 月 日
設備導入	年 月 日 ~	年 月 日

2 事業費 (単位:円)

	事業費	本資金による借入額 (内数)
土地造成		
建物の建築		
設備導入		
合計		

3 資金調達計画(本資金に係るもの)

金融機関名	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	合計
	千円	千円	千円	千円	千円
	千円	千円	千円	千円	千円
	千円	千円	千円	千円	千円
合計	千円	千円	千円	千円	千円
用途*					

※用途欄は土地、建物、設備等の資金の充当先を記載してください。

4 企業立地補助制度の利用予定 有 (年度) ・ 無

補助金申請金額 (予定) _____ 千円

5 国の利子補給制度の利用予定 有 (年度) ・ 無

申請金額 (予定) _____ 千円

注1 この様式は資金調達が複数回となる場合、取扱金融機関を経由して提出すること。

注2 融資実行時に産業成長促進資金に関する事業が予算化されない場合は、利子補給の対象となりませんので、御了承ください。

環境配慮建築物計画書

1 申込者の概要
（事業内容）

2 今回の事業・設備投資の目的、内容

3 資金計画（環境配慮建築物に係るもの）

	必要な資金	金額（千円）	調達の方法	金額（千円）
設 備			金融機関からの借入	当資金
				その他
			自己資金	
			その他	
	合計		合計	

4 企業立地補助制度の利用予定 有（ 年度）・無

5 国の利子補給制度の利用予定 有（ 年度）・無

※県（市）に提出した「建築物環境配慮計画書」（受付印押印済み）及び「CASBEE-建築（新築）評価結果」の写しを添付のこと

土地・建築物取得計画書

1 土地・建築物の概要

土地・建築物の概要	用途			
	所在地			
	規模	土地	総面積	㎡
			うち事業用面積	㎡
		建物等	総面積	㎡
			うち事業用面積	㎡
その他				

2 土地取得予定日 年 月

3 建築（改修）工事予定期間 年 月～ 年 月

4 事業開始予定日 年 月

5 企業立地補助制度の利用予定 有（ 年度）・無

第 号
年 月 日

金融機関担当支店長 様

静岡県経済産業部商工業局商工金融課長 印

融資の承認について

年 月 日付けで申込みのあった産業成長促進資金について、内容を審査したところ、静岡県産業成長促進資金利子補給要綱に定める融資条件を満たし、適当と認められるため、要綱第5に基づき通知します。

つきましては、別添承認書を申請者あて送付願います。

事業開始にあたり許認可等が必要となる場合は、後日、その写しを担当課あてにご提出願います。（許認可等が取得できない場合は、当資金は利用できません。）

記

1 申請者名

2 融資申込資金 円

第 号
年 月 日

様

静岡県知事 氏 名 印

融資の承認について

年 月 日付けで申込みのあった産業成長促進資金について、内容を審査したところ、静岡県産業成長促進資金利子補給要綱に定める融資条件を満たし、適当と認められるため、要綱第5に基づき通知します。

事業開始にあたり許認可等が必要となる場合は、後日、その写しを担当課あてにご提出願います。(許認可等が取得できない場合は、当資金は利用できません。)

記

1 申請者名

2 融資申込資金 円

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

金融機関名

責任者 職・氏名

担当者 職・氏名

融 資 実 行 通 知 書

静岡県産業成長促進資金に係る借入れ申込みについては、審査の結果次のとおり融資を実行したので通知します。

企業名		所在地	
代表者名			
融資利率	(固定金利・変動金利) %	利子補給率	
融資額	千円	実行日	
融資期間			
償還方法	※ 元金均等月賦償還 ・ 元利均等月賦償還		
	か月(年)据置後、年 月 日に第1回 千円 返済し、以後毎月 日に 千円宛返済し、最終回 年 月 日 千円にて完済する。		

(注) ①※の欄は該当するものを○で囲むこと。

②この通知書に金融機関所定の償還計画を記した書類の写を添付すること。

様式第7号(用紙 日本産業規格 A4 縦型)

利子補給金交付申請書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所
名 称
代表者氏名
責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

年度 期における静岡県産業成長促進資金にかかる利子補給金の交付を受けたい
ので、関係書類を添えて申請します。

交付申請

- 1 金額 円
- 2 事業の目的

口座振替先 金融機関名
支店名
口座種別
口座番号
口座名義人 (カナ)

所要額計算書

事業者名 _____

融資番号	年月	融資残高 a (各月初残高)	利子補給率 b	融資利率 c	利子補給金額 $a \times b \times 1/12$
		円	%	%	円
合 計					円

様式第9号(用紙 日本産業規格 A4 縦型)

実 績 報 告 書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所
名 称
代表者氏名
責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

年 月 日付け 第 号により利子補給金の交付の決定を受けた静岡県産業
成長促進資金の貸付事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

様式第 10 号(用紙 日本産業規格 A4 縦型)

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により利子補給金の交付の確定(決定)を受けた
静岡県産業成長促進資金の利子補給金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地

名 称

代 表 者

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

融資条件変更報告書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所
名 称
代表者氏名
責任者 職・氏名
担当者 職・氏名

年 月 日付け 第 号により融資の承認を受けた静岡県産業成長促進資金
について、融資内容の変更がありましたので、下記のとおり報告します。

記

1 融資期間の変更

変更日	当初融資金額	融資実行日	当初終期	変更後終期	融資残高

2 その他の変更

(1) 変更内容

(2) 変更理由

様式第 12 号(用紙 日本産業規格 A4 縦型)

同 意 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地

金融機関

代 表 者

責任者 職・氏名

担当者 職・氏名

静岡県産業成長促進資金について、下記要綱に定める取扱金融機関になることを同意します。

なお、今後、県に対し特別な申し出を行わない限り、同意が継続するものとします。

記

静岡県産業成長促進資金利子補給要綱

關係通知・關係機關連絡先

商 金 第 22 号
平成 28 年 4 月 15 日

県制度融資取扱金融機関本支店長 様

静岡県経済産業部長

静岡県中小企業融資制度における融資残高報告について

このことについて、静岡県中小企業事業資金融資制度要綱第 10 及び静岡県特別政策資金融資制度要綱第 10 に基づき、下記のとおり御報告いただくようお願いします。

なお、信用保証を付していない県制度融資及び金融機関所定金利による県制度融資のうち利子補給率が上限と異なるもの等については、本件融資残高報告に基づき利子補給額の計算を行うこととなるので、念のため申し添えます。

おって、本通知の施行に伴い、平成 27 年 5 月 29 日付け商金第 62 号経済産業部長通知は廃止します。

記

1 報告が必要な融資

- (1) 静岡県中小企業融資制度において静岡県信用保証協会による信用保証を付していない全ての融資
- (2) 平成 27 年度以降に融資実行された「特別政策資金」で静岡県信用保証協会の信用保証を付している融資のうち下記のもの

固定金利 の場合	金融機関所定金利に基づき算出された利子補給率が、各資金の利子補給率の上限（0.47%、0.67%又は1.035%）と異なるもの
変動金利 の場合	成長産業分野支援資金のうち変動金利を選択したもの

2 報告内容

1 に該当する融資について、月末時点の融資残高等を別紙様式により報告すること

3 報告期日

各月末分を翌月 7 日までに報告すること

担 当 商工業局商工金融課
電話番号 054-221-2525
F A X 054-221-2349

補足説明

平成 27 年度以降に融資実行された「特別政策資金」で静岡県信用保証協会の信用保証を付している融資のうち、月次報告が必要な資金は下記のとおりです。(平成 28 年 4 月 1 日時点)

固定金利の場合

金融機関所定金利に基づき算出された利子補給率が、各資金の利子補給率の上限(0.47%、0.67%又は1.035%)と異なる融資

<平成 27 年度以降に融資実行された「特別政策資金」のうち下記表のもの>

資金名	利子補給率 上限	報告が必要な融資		
		金融機関所定金利 (a)	利子補給率 (b)	融資利率 (a) - (b)
開業パワーアップ支援資金	年 0.47%	年 0.94%未満	年 0.47%未満	年 0.47%未満
新事業展開支援資金				
新分野貸付	年 0.47%	年 0.94%未満	年 0.47%未満	年 0.47%未満
経営革新等貸付				
少子化対策・障害者雇用支援貸付				
防災・減災強化資金	年 0.47%	年 0.94%未満	年 0.47%未満	年 0.47%未満
	年 1.035%	年 2.07%未満	年 1.035%未満	年 1.035%未満
地震リスク分散資金	年 0.67%	年 1.34%未満	年 0.67%未満	年 0.67%未満
新エネ・省エネ設備等導入促進資金	年 0.47%	年 0.94%未満	年 0.47%未満	年 0.47%未満
	年 0.67%	年 1.34%未満	年 0.67%未満	年 0.67%未満
成長産業分野支援資金				
成長産業分野支援貸付	年 0.67%	年 1.34%未満	年 0.67%未満	年 0.67%未満
クラスター産業分野支援貸付				
内陸フロンティア推進資金	年 0.67%	年 1.34%未満	年 0.67%未満	年 0.67%未満
事業承継資金	年 0.47%	年 0.94%未満	年 0.47%未満	年 0.47%未満

注 1 防災・減災強化資金の欄中、下段の融資利率等は、「建築物の建替え」、「耐震補強」、「地盤改良等」及び「浸水防止」の場合の率である。(「事務取扱上の留意事項」参照)

注 2 新エネ・省エネ設備等導入促進資金の欄中、下段の融資利率等は、新エネ設備特別型の場合の率である。

変動金利の場合 (成長産業分野支援資金のみ)

変動金利を選択した場合は、金利にかかわらず全て報告が必要

融資残高報告書

年 月 日

静岡県知事

様

金融機関の名称
及び代表者氏名

印

■報告対象月 (平成 年 月末残高)
■信用保証の利用 (有 無)

保証の有・無で別紙とする

(単位：%、円)

No.	貸付先	資金名 (貸付/要件)	県承認番号 (*1)	貸付日	最終期限	貸付金額	月返済額	融資残高		金融機関 所定金利 (*2) a	県利子 補給率 b	融資 利率 a-b	固定 変動	条件変更 実施日 (*3)	備考
								前々月残高 (月末)	前月残高 (月末)						
記載例	株〇〇〇〇	成長産業分野支援資金 クラスター産業分野支援貸付	28-9999	H28.4.11	H33.4.10	100,000,000	1,667,000	98,333,000	96,666,000	1.60	0.67	0.93	変動		
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
		合計													

(*1) 「県承認番号」とは、平成28年度以降に申込のあった特別政策資金（開業パワーアップ資金を除く）を県が承認した際に付与した番号をいう。

(*2) 「金融機関所定金利」とは、各金融機関が定める融資利率であり、県の利子補給率を差し引く前の利率をいう。

なお、変動金利（成長産業分野支援資金のみ）の場合、本表に記載する率は、前月の融資の返済時における融資利率とする。

(*3) 信用保証を付していない融資において、やむを得ない理由により、条件変更（融資期間の延長等）を行う場合は、事前に県に相談の上、条件変更実施日を記載する。

【注】残高報告の必要な融資は以下のとおりである。

(1) 静岡県信用保証協会による信用保証を付していない全ての県制度融資

(2) 平成27年度以降に融資実行された「特別政策資金」で静岡県信用保証協会の信用保証を付している県制度融資のうち下記のもの

・ 固定金利の場合： 金融機関所定金利に基づき算出された利子補給率が、各資金の利子補給率の上限（0.47%、0.67%又は1.035%）と異なるもの

・ 変動金利の場合： 成長産業分野支援資金のうち変動金利を選択したもの

制度融資 関係機関連絡先

静岡県

	名称	郵便番号	所在地	電話番号 (FAX番号)
1	経済産業部 商工金融課 商工金融班	420-8601	静岡市葵区追手町9-6	054-221-2513 (054-221-5002)
2	経済産業部 新産業集積課	〃	〃	054-221-2985 (054-221-3615)

信用保証協会

	名称	郵便番号	所在地	電話番号 (FAX番号)
1	静岡県信用保証協会 本店	420-8710	静岡市葵区追手町5-4 アーバンネット静岡追手町ビル内	054-252-2121 (054-254-9640)
2	静岡県信用保証協会 浜松支店	430-8666	浜松市中央区田町 330-5	053-458-1212 (053-454-9299)
3	静岡県信用保証協会 沼津支店	410-8691	沼津市米山町6番5号 沼津商工会議所会館3階	055-926-0100 (055-926-0115)

プロジェクト分野分野審査機関

	名称	郵便番号	所在地	電話番号 (FAX番号)
1	(公財)静岡県産業振興財団 ウェルネス・フーズ産業支援センター	420-0853	静岡市葵区追手町44番地の1 静岡県産業経済会館2階	054-254-4513 (054-253-0019)
2	(公財)ふじのくに医療城下町推進機構 ファルマバレーセンター	411-0934	駿東郡長泉町下長窪1002-1 静岡県医療健康産業研究開発 センター内	055-980-6333 (055-980-6320)
3	(公財)浜松地域イノベーション推進機構 フォトバレーセンター	432-8561	浜松市中央区城北三丁目5-1 静岡大学浜松キャンパス内 イノベーション社会連携推進機構 204号室	053-471-2111 (053-471-2113)

静岡県中小企業融資制度要綱集

令和8年5月

発行 静岡県経済産業部商工業局商工金融課

住 所 静岡市葵区追手町9番6号

T E L 054 (221)2513

E-mail shokokin-yu@pref.shizuoka.lg.jp
(ホームページは「静岡県制度融資」で検索)